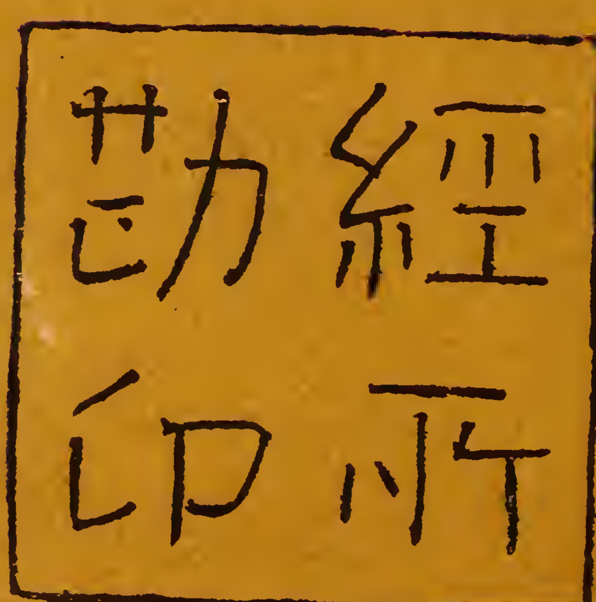
古文化叢刊

寧樂寫經

田中塊堂



大八洲出版株式會社

古文化叢刊

寧樂寫經

田中塊堂著

目次

一　序　　説……………………三
二　寫經所とその組織……………五
三　寫經所の業績と地方寫經……二三
四　料紙と莊嚴……………………五八
五　書風の系統……………………六九
六　寫經生とその生活……………八八
七　願文に見る信仰の變遷………一三六
八　結　　語………………………一六三
附錄　天平書寫開元釋教錄零卷內容……一六五

圖版

（一）紫紙金泥國分寺經金光明最勝王經

（二）和銅五年長屋王發願大般若經

（三）神龜五年同王大般若經奥書

（四）天平十二年光明皇后御發願一切經願文

（五）大字賢愚經（大聖武）

（六）天平寶字三年科野虫麿書增壹阿鋡經

（七）同年一難寶郎書中阿鋡經

（八）天平二十年藥師寺僧惠勝書成唯識論序

（九）傳聖德太子法華義疏卷頭

（一〇）繪因果經（美術學校本）

（一一）國分寺金光明最勝王經經帙

（一二）寫經生の試驗答案

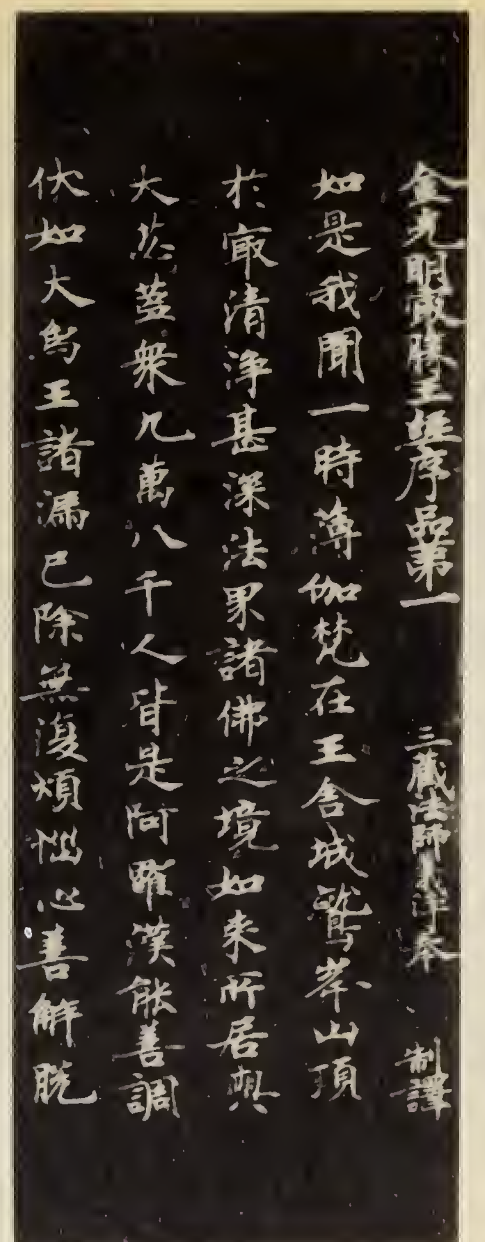
（一三）天平經の裝幀（魚養經）

（一四）唐人の細字練習法

挿入印影

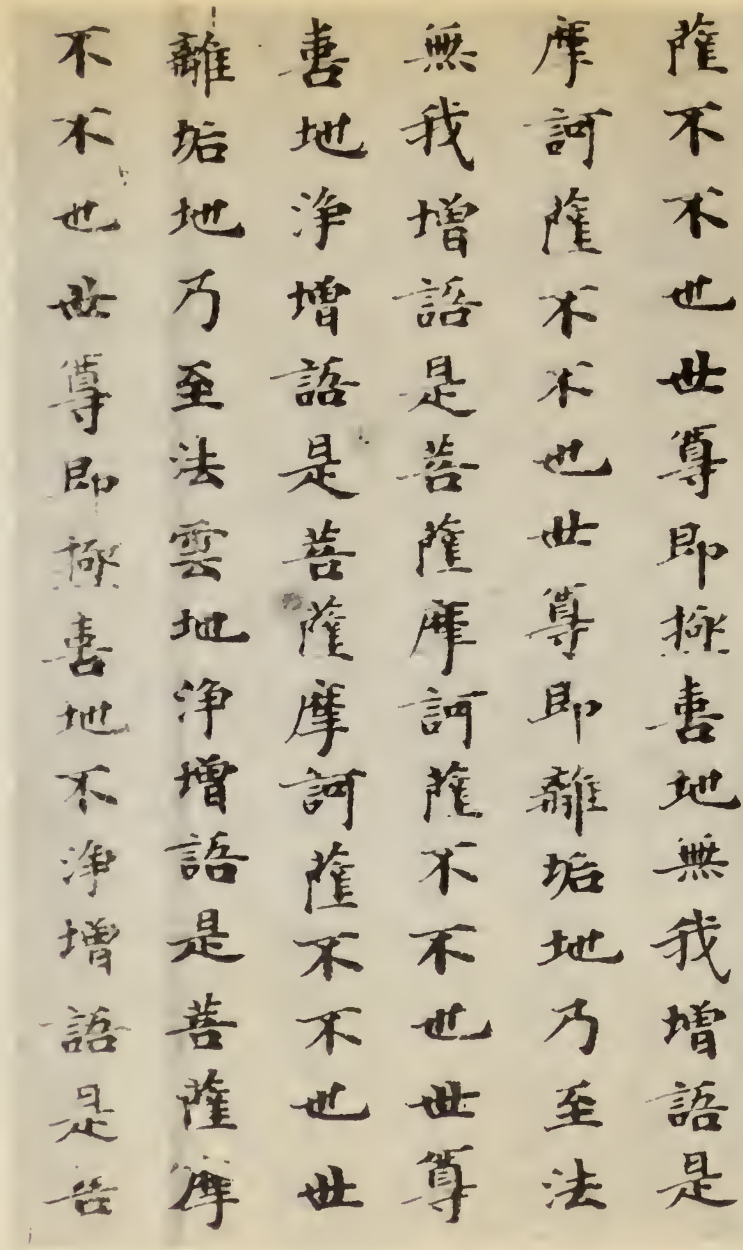
写経所印及古写経所用の天平古印

（一）正倉院文書所用　二寸角……三
（二）経　所　印　直径一寸二分……〃
（三）経所勘印　二寸角……〃
（四）東大寺印……〃
（五）東大寺印（玄昉請来経所用）……〃
（六）内家私印（光明皇后私印）……五八
（七）善　光（尼善光私印）……〃
（八）元興寺印……〃
（九）太官寺印……〃



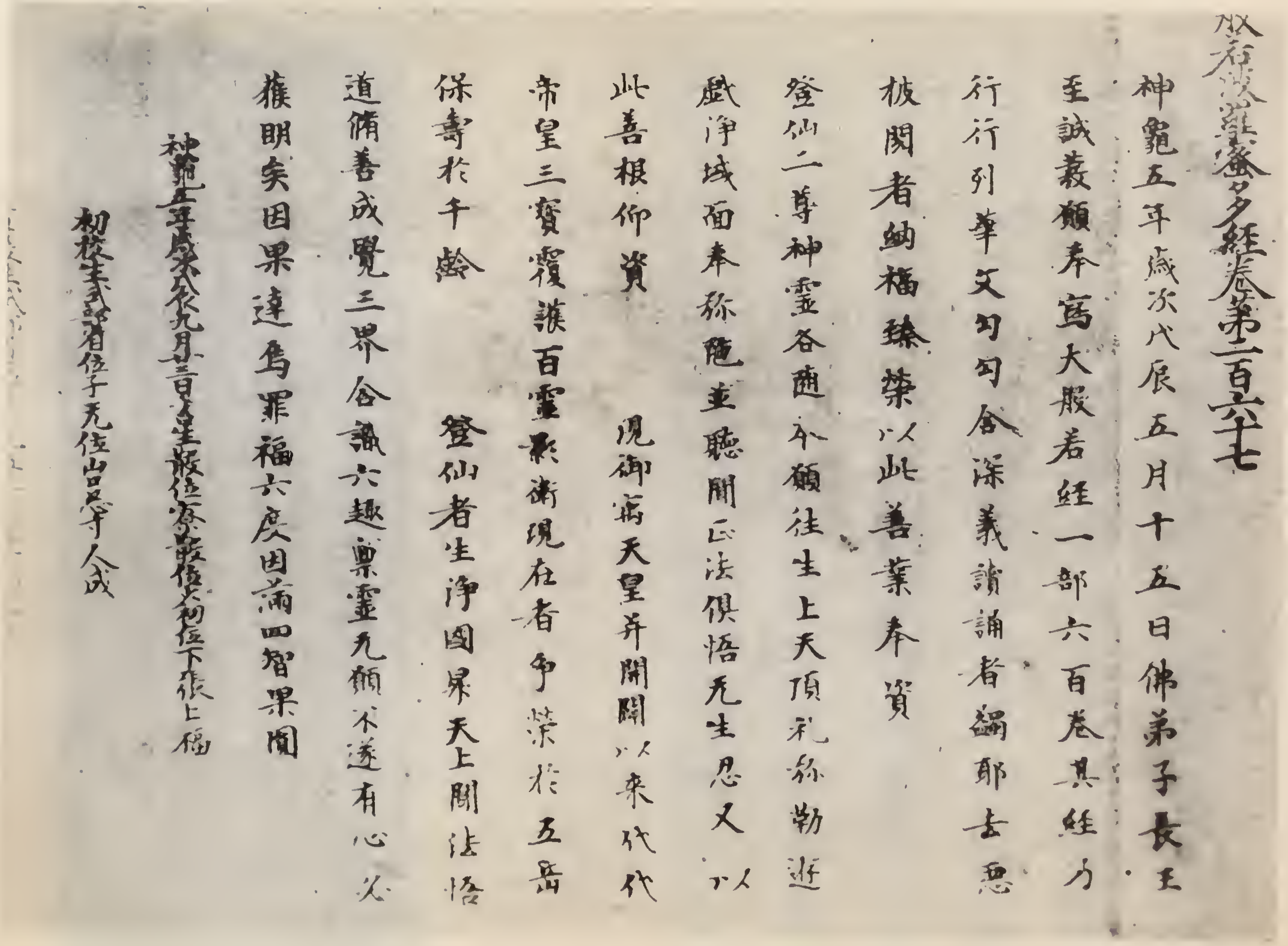
金光明最勝王經序品第一　三藏法師義淨奉　制譯
如是我聞一時薄伽梵在王舍城鷲峯山頂
於最清淨甚深法界諸佛之境如來所居與
大苾芻衆九萬八千人皆是阿羅漢能善調
伏如大象王諸漏已除無復煩惱心善解脫

第一圖　紫紙金泥國分寺經金光明最勝王經

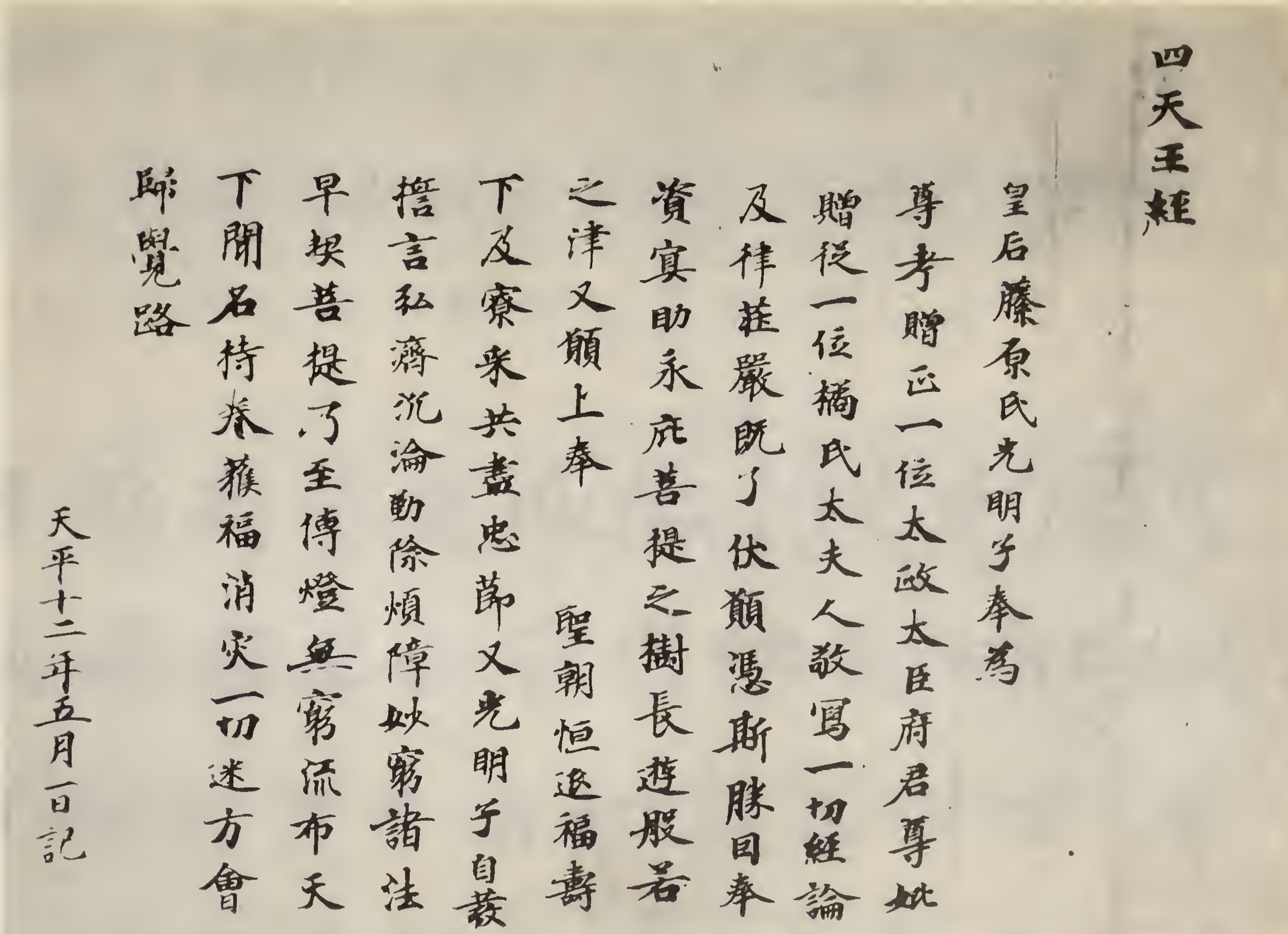


薩不不也世尊即極喜地無我增語是
摩訶薩不不也世尊即離垢地乃至法
無我增語是菩薩摩訶薩不不也世尊
喜地淨增語是菩薩摩訶薩不不也世
離垢地乃至法雲地淨增語是菩薩摩
不不也世尊即極喜地不淨增語是菩

第二圖　和銅五年長屋王發願大般若經


般若波羅蜜多經卷第二百六十七
神龜五年歲次戊辰五月十五日佛弟子長王
至誠發願奉寫大般若經一部六百卷其經乃
行行列華文文句句含深義讀誦者蠲邪去惡
披閱者納福臻榮以此善業奉資
登仙二尊神靈各迺本願往生上天頂礼彌勒遊
戲淨域面奉彌陀並聽聞正法俱悟无生忍又以
此善根仰資
現御寓天皇并開闢以來代代
帝皇三寶覆護百靈影衛現在者爭榮於五岳
保壽於千齡　登仙者生淨國昇天上聞法悟
道脩善成覺三界含識六趣稟靈无願不遂有心必
獲明矣因果達鳥罪福六度因滿四智果圓
神龜五年歲次戊辰九月廿三日書生散位寮散位大初位下張上福
初校生式部省位子无位山口忌寸人成

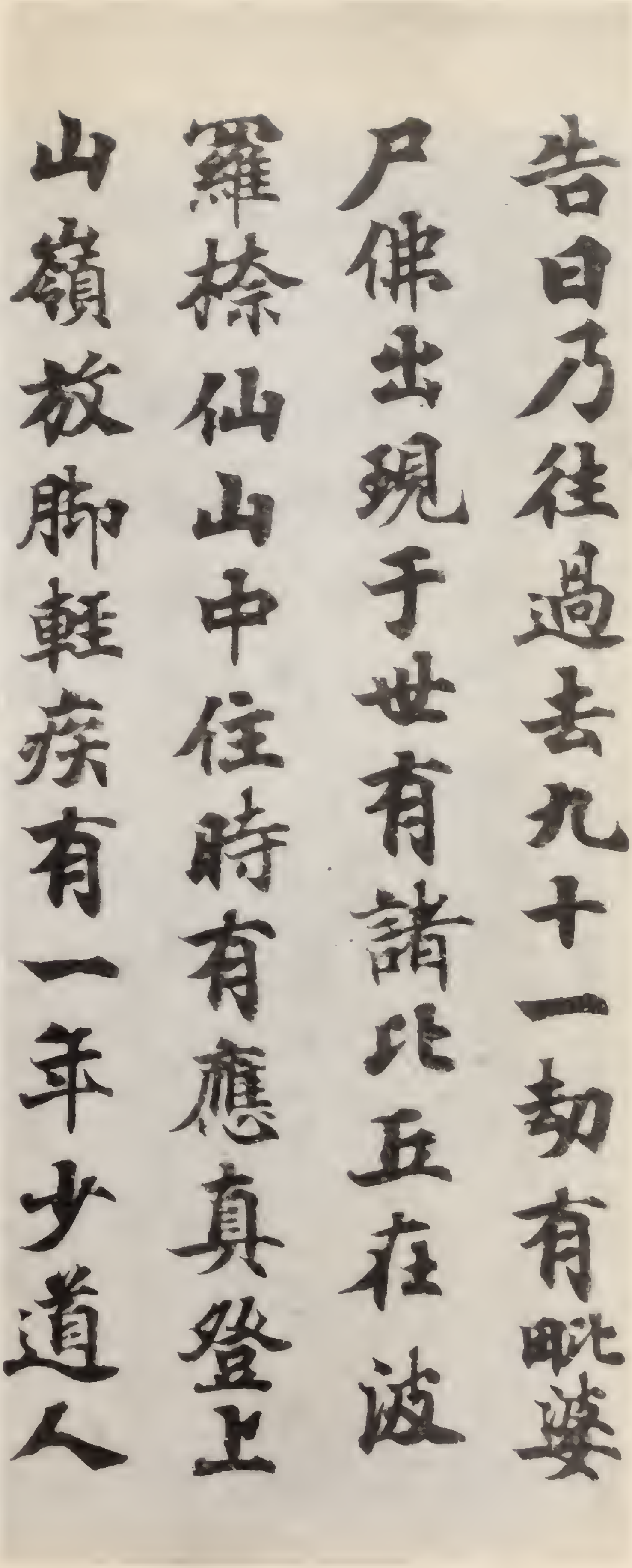
第三圖　神龜五年同王大般若經奧書


四天王經

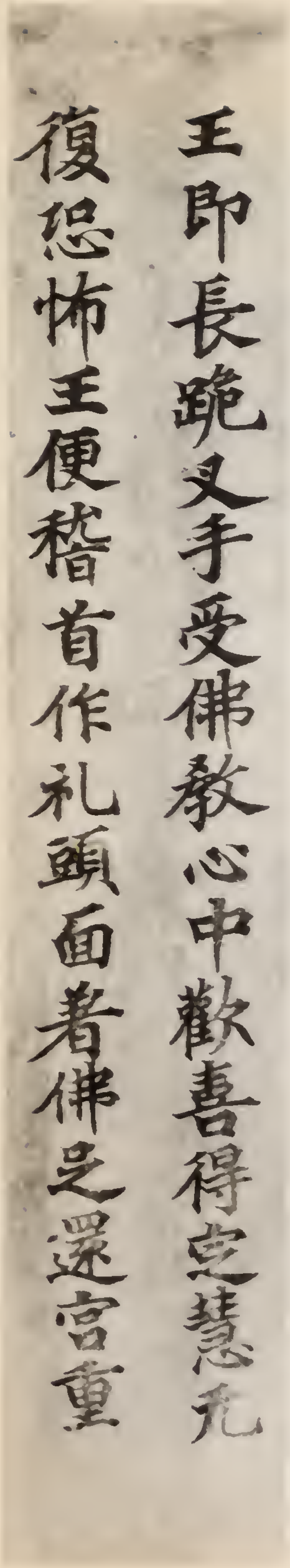
皇后藤原氏光明子奉為
尊考贈正一位太政太臣府君尊妣
贈從一位橘氏太夫人敬寫一切經論
及律莊嚴既了伏願憑斯勝因奉
資冥助永庇菩提之樹長遊般若
之津又願上奉　聖朝恒延福壽
下及寮采共盡忠節又光明子自發
誓言弘濟沉淪勤除煩障妙窮諸法
早契菩提乃至傳燈無窮流布天
下聞名持卷獲福消災一切迷方會
歸覺路

天平十二年五月一日記

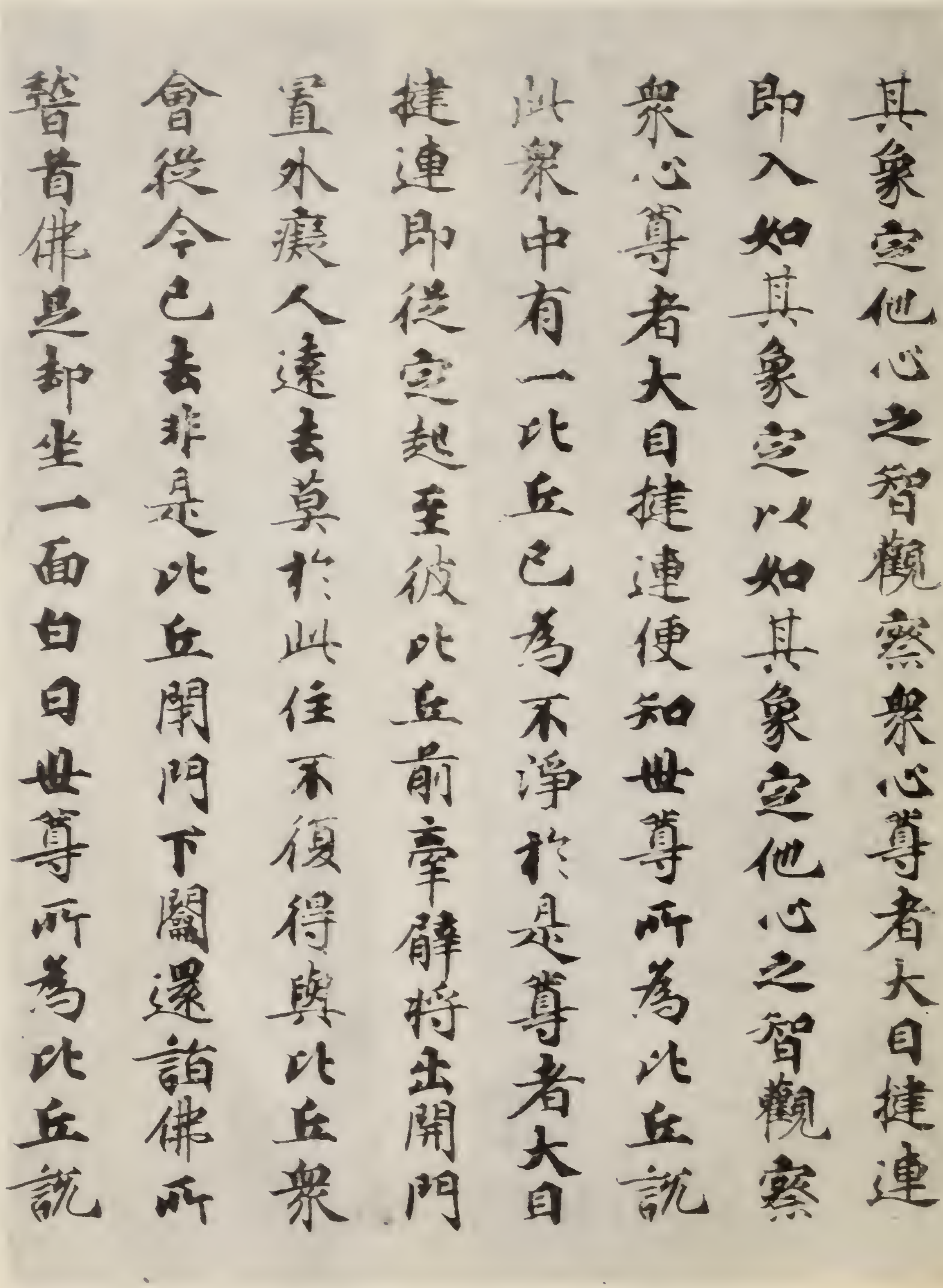
第四圖　天平一二年光明皇后御發願一切經願文


告曰乃往過去九十一劫有毗婆
尸佛出現于世有諸比丘在波
羅捺仙山中住時有應真登上
山嶺放脚輕疾有一年少道人

第五圖　大字賢愚經
（大聖武）

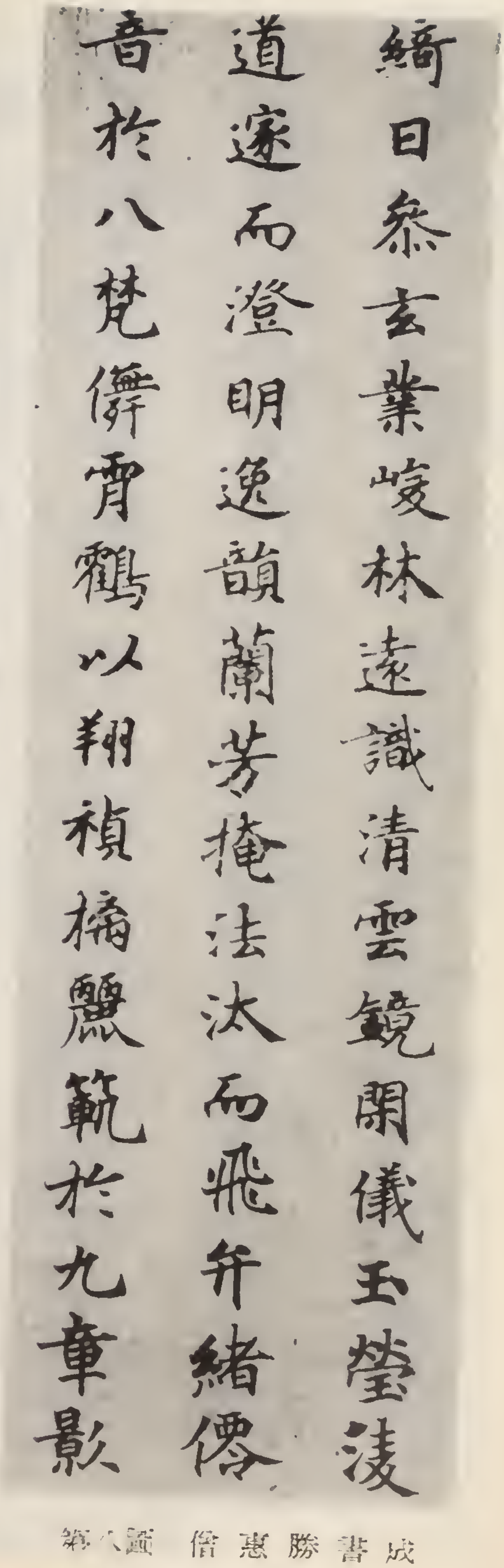

王即長跪叉手受佛教心中歡喜得定慧无
復恐怖王便稽首作礼頭面著佛足還宮重

第六圖　科野虫麿書
增壹阿鋡經



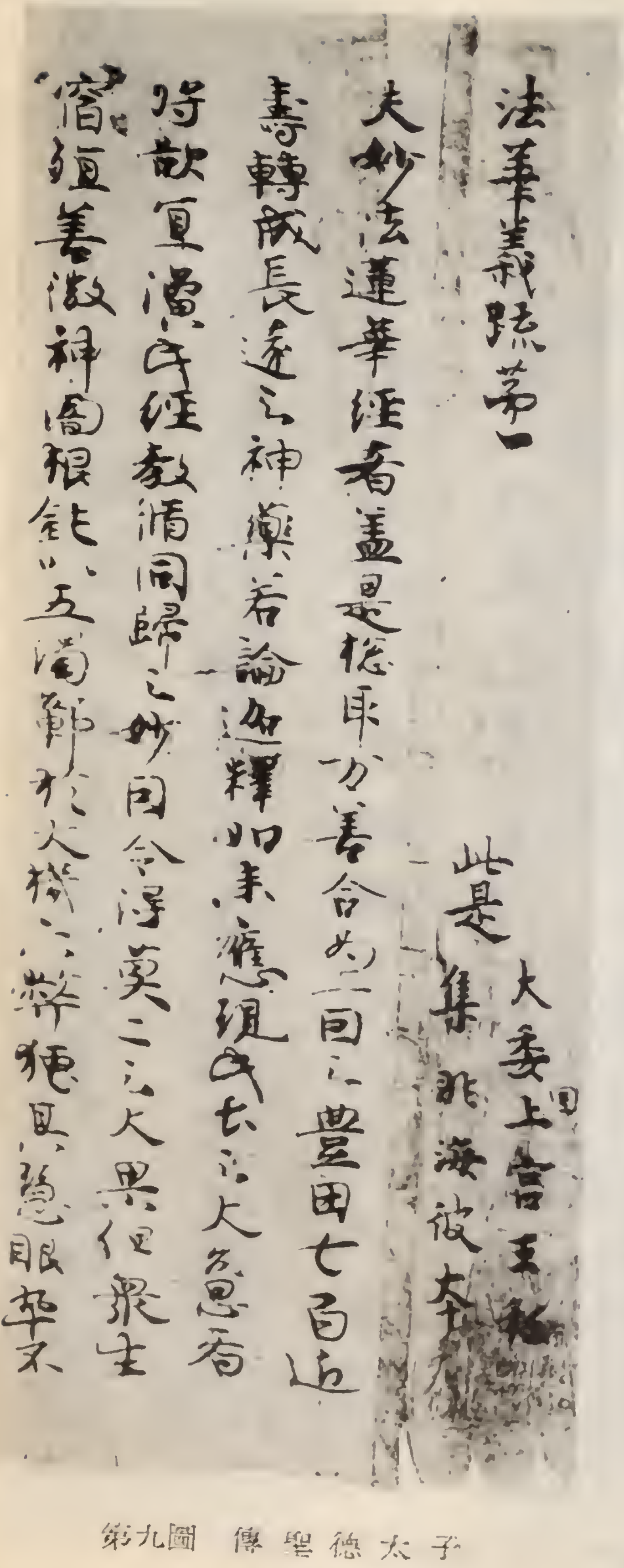
其象定他心之智觀察衆心尊者大目揵連
即入如其象定以如其象定他心之智觀察
衆心尊者大目揵連便知世尊所為比丘説
此衆中有一比丘已為不淨於是尊者大目
揵連即從定起至彼比丘前牽臂將出開門
置外癡人遠去莫於此住不復得與比丘衆
會從今已去非是比丘閉門下鑰還詣佛所
稽首佛足却坐一面白曰世尊所為比丘説

第七圖　天平寶字三年一難寶郎書中阿鋡經



綺日叅玄業峻林遠識清雲鏡開儀玉瑩凌
道邃而澄明逸韻蘭芳掩法汰而飛升緒僊
音於八梵儕霄鶴以翔禎摛驪範於九重影

第八圖 僧惠勝書成唯識論序



法華義疏第一
此是大委上宮王私集非海彼本
夫妙法蓮華經者蓋是總取万善合為一因之豐田七百近
壽轉成長遠之神藥若論如來應現此土之大意者
將欲宣演此經教修同歸之妙因令得莫二之大果但衆生
宿殖善微神闇根鈍五濁鄣於大機六弊惑其慧眼卒不

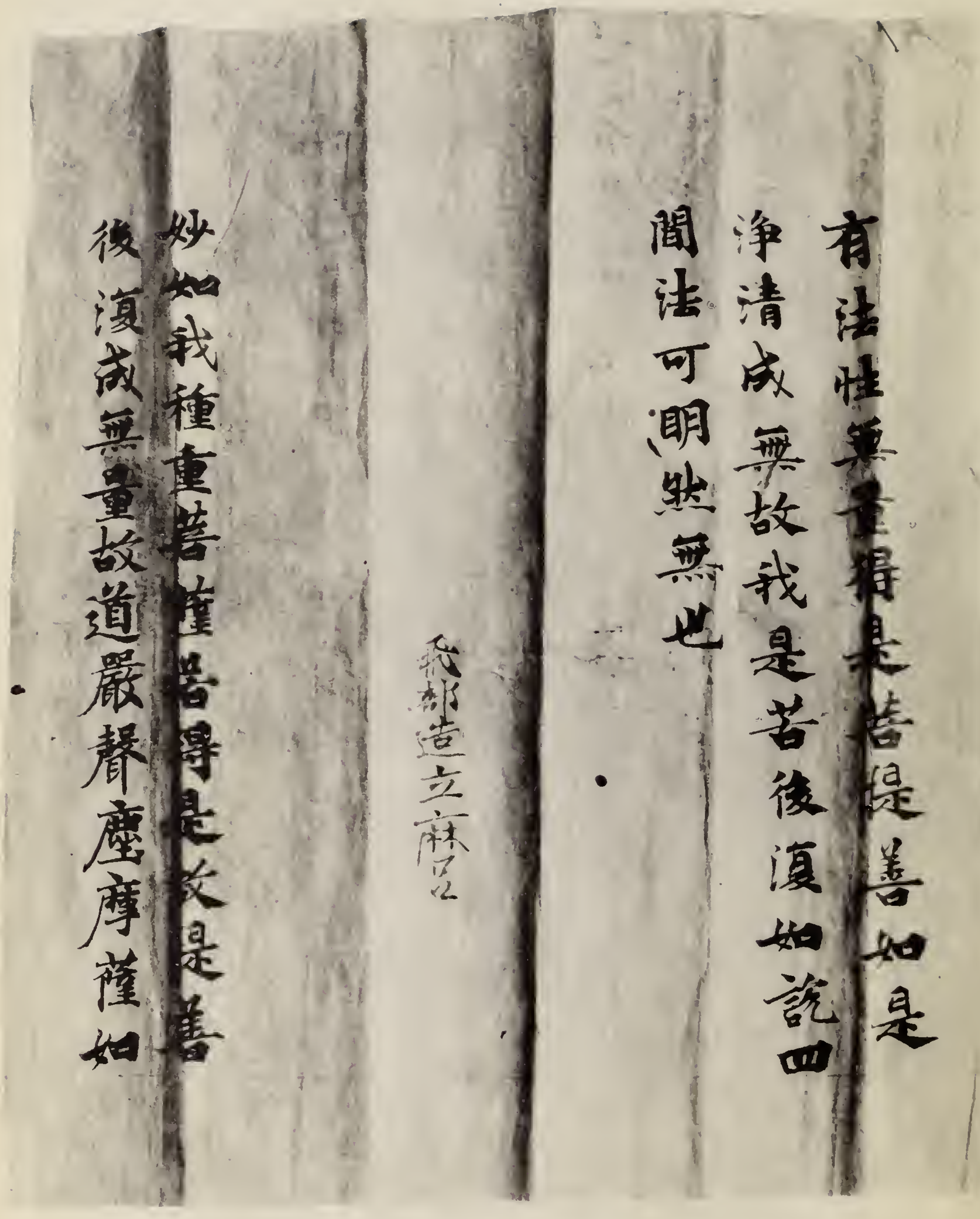
第九圖 傳聖德太子法華義疏



第一圖　繪因果經（美術學校本）



第一圖　國分寺金光明最勝王經經帙

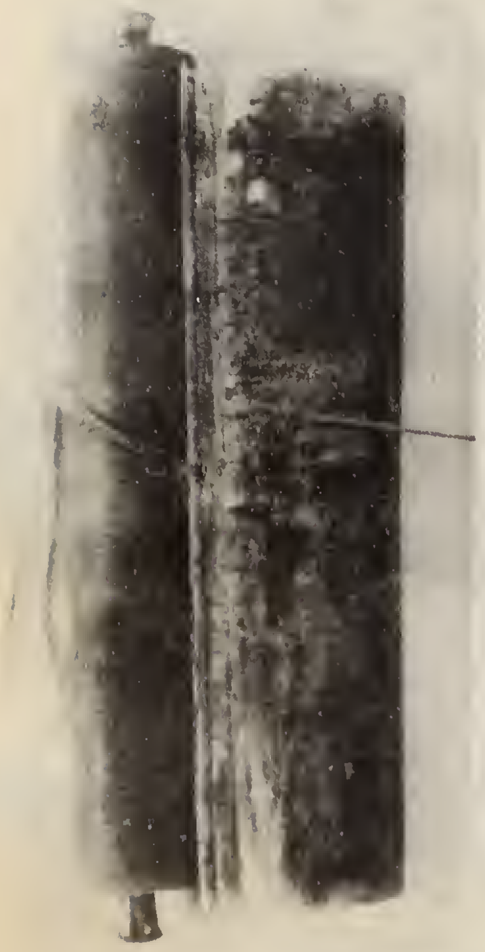


有法性無量有是菩提善如是
淨清成無故我是菩後復如說四
聞法可明然無也

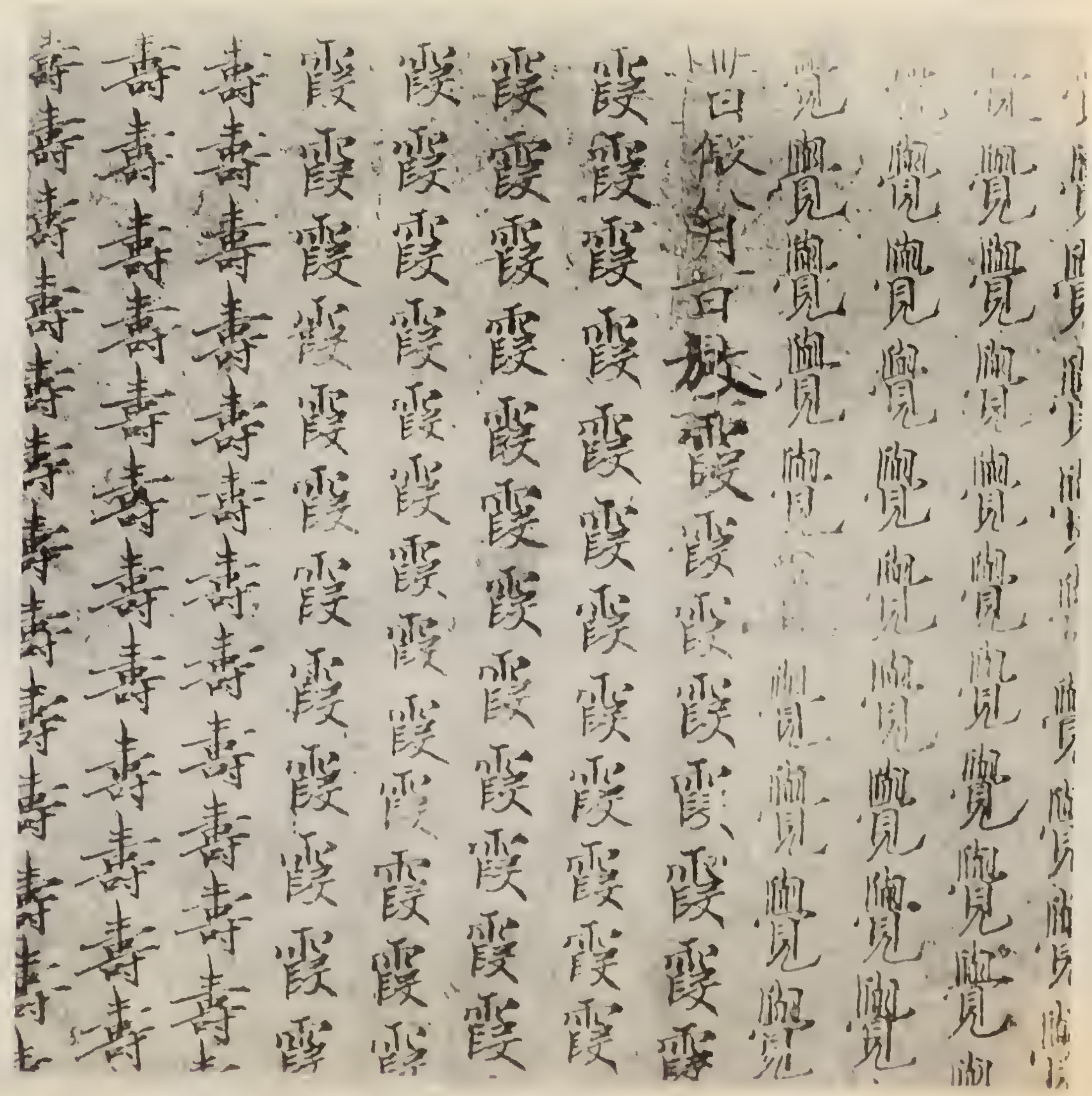
飛部造立麻呂

妙如我種重菩薩器得是故是善
後復成無量故道嚴聲塵摩薩如

第一二圖 寫教生の試驗答案



第一三圖　天平經の裝幀
（魚養經）



第一四圖　唐人の細字練習法

寧樂寫經

二　寫經所とその組織

わが國に於ける寫經の濫觴は佛教傳來直後ならんも、もとより確實に知ることは出來ない。日本書紀天武天皇元年三月に「書生を聚めて始めて一切經を川原寺に寫す」とあるのを最古とし、同十三年には諸國に詔して每家必ず佛舍利を造り、佛像、經卷を安置してこれを禮拜せしめられた。續いて持統天皇の八年には金光明經一百部を諸國に送置し、每年正月にこれを讀ましむなどの記事があつて、いづれも書寫を意味してゐる。而して川原寺の一切經には明らかに「始めて」とあるから、これが勅旨による寫經の嚆矢と解すべきであらう。扶桑略記によれば、三論宗の知藏をしてこれを督せしめられたやうであるが、未だ經所の設備も調つてゐなかつたらうし、寫經の方式をどの程度まで模倣したかは疑問である。奈良奠都後の淨業は組織も愈々確立し、初期にあつても、元正天皇の養老元年八月には太上天皇の奉爲に法華經を書寫せしめられ、同六年十一月には華嚴經八十卷、大集經六十卷、涅槃經四十卷、大菩薩藏經二十卷、觀世音經二百卷書寫の詔があり、（續記）聖武天皇の神龜三年八月には元正天皇の奉爲に法華經を八月には皇太子の奉爲に觀世音經一百七十七卷の淨寫が行はれてゐる。尙當時の記錄として殘存する大安寺資財帳に

は

合一切經一千五百九十七卷

　右平城宮御宇　天皇、以養老七年歲次癸亥三月廿九日請坐者

合律八十八卷

合論疏玄章傳記惣十六部卌七卷

合典言四卷　　書法一卷

　右、平城宮御宇　天皇、以養老六年歲次壬戌十二月七日納賜者

又法隆寺流記資財帳にも

合雜經二千一百五十二卷

　金剛般若經一百卷

　右養老六年歲次壬戌十二月四日平城宮御宇天皇請坐者

などの目があり、正倉院文書中にも寫經料紙の初見はこの頃である。即ち神龜四、五年の條に

大般若分麻紙五千三百八十張

端續分紙二百張、神龜四年三月廿三日　老人

四月二十四日受紙屋紙百張、五月廿二日受直紙二百張、又四日二百張麻紙卅張表料

五年九月廿六日及大般若分麻紙七百張之中、又穀紙五百張、觀音紙分標紙六十張、
大般若經分紙一千一百六十張、神龜四年五月十六日　老人
理趣般若分受穀紙五百六十張、神龜四年七月廿二日　壬生子首
觀世音經阿彌陀經合十卷分穀紙百張、八月四日
此經分之表紙用大般若分麻紙五張、少書吏（以下不明）
同年十二月十四日受大般若料一万張
又廿九日受麻紙百六十張、法華經料
神龜五年正月十七日受大般若之端繼紙三百六十張直紙 又二月十二日唯識論二卷、辨中論三卷、雜集論十六卷、合廿一卷料紙三百四十二張直紙 廿二日受上野紙七十張、廣方經料
三月六日受紙四百八十張直紙 端繼廿三張（唯識論十卷 烈女傳料）又廿七日自高屋赤万呂手受紙五百八十張直紙論料
同日受麻紙廿張（法花經 欠紙料）又論表紙廿張直紙 四月廿四日

これら料紙受納の狀況を見ても、書寫の漸く頻繁になりつゝあるを思はしめ、料紙の名に於いてもその發達を推察することが出來る。

寫經所の存在は天平時代の一特色である。後に推定する如く、天平六年の勅旨經書寫にあたつて

は、寫經司が設けられ、寫經所、寫疏所、金字經所の官立三經所が鼎立して完全な機能を發揮してゐるが、それ以前にあつてもその存在を認め得る資料は現存する遺品中にないでもない。元明天皇の和銅五年長屋王が文武天皇崩御を悼みて發願せられた大般若經の奥には

和銅五年歳次壬子十一月十五日庚辰竟

用紙十七張　　　北宮

とあつてこれには料紙數と場所が明記してあり、現存の百二十余巻には七八人の書手が認められる。更に十五年後の同王神龜五年の大般若經に於ては愈々組織の確然たるものがある。即ち十一行の願文(一四四頁參照)の終りに

(第一百六十七)

神龜五年歳次戊辰九月廿三日書生散位寮散位大初位下張上福

初校生式部省位子无位山口忌寸人成

再校生式部省位子无位三宅臣嶋主

裝潢圖書寮番上人无位泰常忌寸秋庭

檢校使作寶官判官從六位上勳十二等次田赤染造石金

檢校使陰陽寮大屬正八位上勳十二等楢日佐諸君

檢校藥師寺僧□辨
檢校藤原寺僧道慈
　用長麻紙伍張

と明かに寫經所の組織を示してゐる。しかも檢校使、檢校僧の名を列して天平のそれより一層嚴重な隋の方式を踏襲してゐることに氣づく。よつて完全な經所の存在はこの時を以て認めてよいかと思ふ。

天平期に入つてからの寫經所は目覺しい發展を示し、年と共に寺家、氏家にも專屬のものを經營した。今、正倉院文書によつてその初見を拔書すれば概略次の如くである。

(官一)　寫經所啓　阿彌陀經布施　天平五年正月
(官三)　寫疏所解　藥師經布施　同　八年七月
(官三)　寫經司解　帙二料用錢　同　十年五月
(氏一)　北大家經寫所啓　奉請經帙　同　十一年五月
(寺一)　東院寫一切經所　同　十一年六月
(官？)　寫般若所　同　十一年八月
(寺三)　福壽寺寫一切經所解　請筆墨　同　十三年十月

(寺 三) 金光明寺寫一切經所牒　般若寺　　同　十四年十月
(官 四) 寫官一切經所　　同　十五年七月
(官 五) 寫後經所解　一切經布施　　同　十八年四月
(官 六) 寫一切經所　花嚴經布施　　同　十八年
(官 七) 寫金字經所　紫紙金泥經　　同　十八年十月
(官 八) 寫後書所　筆墨申請　　同　十九年十一月
(官 九) 寫書所解　　同　廿年三月
(官 十) 後寫經所　請筆　　同　年四月
(官十一) 藥師經所　　同　年八月
(寺 四) 東大寺寫一切經所解　　天平勝寳元年八月
(寺 五) 東大寺寫經所解　論五卷　　同　年九月
(寺 六) 山階寺專經所　　同　四年十一月
(寺 七) 香山寫經所　經疏出納　　同　五年五月
(官十二) 勘大寳積經所　　同　七年五月
(寺 八) 外嶋院寫經所　　同　六年七月

（寺九）藥師寺勘經所　奉請一切經　同　七年八月
（寺十）元興寺勘經所　同
（官十三）奉寫經所　繪軸用度　天平寶字元年九月
（寺十一）東寺寫經所解　申請器　同　二年七月
（寺十二）東寺稱讃淨土經所　同　四年
（官十四）奉寫一切經所解　借用代　同　五年正月
（寺十三）石山寺奉寫大般若經所　同　六年三月
（官十五）奉寫御執經所　同　七年

この初見を以て直に新設の時と見ることは出來ないが、略々その年代が頷づける。但しこの內には異稱同所のものもある。例へば

官一、四、六、九、
官五、八、十、
官十三、十四、
寺一、四、五、十一、

などこれらは全く同一經所であらう。但し官十三、十四を官一、四、六、九と同樣に見倣すこと

も出來ようが、時代に相違があるから場所組織も異つたものかと思はれる。寫經所の設置については、東洋文庫論叢の「寫經より見たる奈良朝佛教の研究」に於て既に述べられてある。同說を要すれば

「天平の始めに寫經司なるものが官設されてこゝで寫經の一切を司つてゐたやうである。その寫經司は天平十二年頃寫經所と名稱を變へたが、これが天平十六年に寫疏所と云ふ新らしい分家を出し本家では專ら經律論を書寫し分家では註疏の書寫を分業的にやらせたことが知られる。その翌々年の天平十八年には更に第二の分家として寫後經所を出し、此經所に三藏經の書寫を委ね寫經所自身は法華經、最勝王經の書寫のみを專門的に始め、こゝに於て寫經、寫疏、寫後經所の三經所が鼎立して寫經することになつた。」

といふのであるが、前記の如く寫經所は天平五年に寫疏所は同八年にその目があり、寫經司は同十年が初見であるが、寫經司の名は現存の天平六年の勅旨經の奥跋に

「天平六年歲在甲戌始寫

寫經司治部卿從四位上門部王」

とあるによつて天平六年の存在は確實であり、又寫經所と改稱したことも、寫疏所を分離したことも首肯出來ないことゝなる。即ち寫經所の啓が天平五年正月廿七日に阿彌陀經五十六卷の布施

を示し、翌六年七月十一日には最勝王經一部十卷の布施が再び出てゐる。そして寫經司の存在は現物の上から天平六年として、その仕事の實況を見るに十年より十四年に至る間、解が十六回、啓六回であつて、其內容は解には申請漬菜錢事、薪並菜直錢事、炭直錢事、筆直錢事、申錢用事、材直錢事、申淨衣事、材直錢事等すべて用度に屬するものであり、啓には一切經の見寫、未寫を啓したもの、注大佛頂經十一卷の布施、法花經九十九部布施、紫紙法花經一部の布施、七百七十七卷の紫紙經布施などである。又この司、經所の關係を知るにはその文書の取扱者を檢討することも根據を得る一手段であらう。先づ、寫經所は天平十四年五月廿三日の解に辛國人成の名があり、翌十五年からは阿刀酒主、韓國人成の兩人の扱ひになつて居り、寫疏所は天平八年七月一日の解に志斐麻呂、阿刀宅足を初見とし、十五年に阿刀酒主、十六、十七年酒主、人成、十九年他田水主、伊福部男依などで時に扱者が兩所を兼ねてゐるが、寫經司の方を見るに寫經所解と同年の天平十四年十二月十三日の解に高屋赤麻呂とあり、遡つて十一年頃のものゝ殆どが、

史生　高屋赤麻呂、小野朝臣國堅

舍人　市原王

とあつて、擔當は主として高屋赤麻呂であり、他の寫經所と何等重複を見ない。故に寫經司は天平六年勅旨經の書寫に當つて、寫經所、寫疏所と同時に設置されたもので、その司所として一切

の用度、指令をしてゐたものであり、寫經所、寫疏所、金字經所（天平十八年十月十七日解阿刀酒主）の三所は各々鼎立して淨業に當つてゐたといふ說が立てられる。尙天平九年三月十三日「寫經勘紙解」の目が二回あるがこれの扱者も高屋赤麻呂であるから、これ又寫經司の扱ひと見てよいであらう。

又（官七）の寫金字經所の解は天平十八年十月十七日の紫紙金光明最勝王經布施事が一箇所しか出てゐないが、天平十一年四月廿五日の寫經司啓に紫紙法華經八卷の布施同廿六日に大般若以下七百七十七卷の紫紙經の記錄を止めこれには別筆にて「自今以後、寫紫紙經施料一倍給處□□」とあれば既に金字書寫が行はれてゐたことゝその書寫が最も貴重視されてゐたといふことも首肯出來る。從つて特寫經所たる金字經所も亞いで分離したものと見てよい。

寫經所の建築樣式については何等記錄がないが天平十一年正月廿八日の寫經司解に

寫經殿一間

應用庇料柱十六枚直錢一百九十二文別十二文 の目がある。即ち官立經所に寫經殿と稱する別棟があつて莊嚴といふよりも清淨を尊ぶため、新材を以て度々改築されたもののやうである。そしてそれには禮拜の間、書寫の間と區別されてゐた。さて、これらの經所には經師、校生、裝潢師、瑩生、畫師、筆工、白丁、などが起居し或は出仕した。寫經所にあつては經師を經生ともい

ひ、寫疏所にあつては疏師、疏生ともいつた。これらの書生は太政官の諸司寮にある舍人史生が臨機に召集されるのが常で、時に經生となり疏生ともなつた。職員令によれば圖書寮は「經籍、圖書、內典、佛像、宮內禮佛及校寫、裝潢、給二紙筆墨一事」とあつて、寫書手廿人、裝潢手四人、造紙墨各四人筆手十人が置かれてゐた。そして寫書にはすべて書を善くする者を日粮にて雇ひ、筆紙墨を給して寫させたやうである。又これらの史生の外に書寫量の增加に應じて臨時に筆蹟試驗を行つて採用した經生もあつた。その答案が京都知恩院に所藏されてゐるが、縱七寸七分幅四寸許の紙片に二三行の經文を寫して下に書手の名が記してある。その上には「定」とか「未定」とかの別筆で採否を決定したあとが見える。（圖版參照）

　校生は經生の書寫したものを、原本と校合する者で再校、三校といふ嚴重な校正を行つた。（註一）そして校正の結果誤墮に對してもかなり嚴しい罰則が設けられてゐた。（註二）

　裝潢師は書寫の料紙を加工し、卷軸に仕立てる者で染紙、罫引、打紙、截紙などがその職務であつた。この裝潢師の一日の仕事を示したものに

一日繼紙六百張　界三百張
打紙二百張　端切四百張
染　一千張　竹削表紙着六十六卷

軸緒着八十巻　以黄檗一斤染紙卅五張

とあるから、これが標準であらう。界とは罫引のことで、これには特種の技能を要したらしく裝潢師の內にあつても別に堺師と稱へてゐる。端切は截紙のことで、竹削とあるは表紙に着ける發裝を調へることで、この中央に緒着をするのである。

瑩生は「みがき」と讀む。古文書には「瑩生壹拾陸人人別瑩紙十張」或は「一人瑩題」としてある。主として金字經のときに出仕してゐるが、これは金泥で書寫した文字を猪牙を以てみがくのである。

畫師は經卷の見返に佛像や天人の繪を畫き或は軸や籖に模樣色付を施したやうである。

筆工は所謂筆司で經生の命ともいふべき筆を造つて補給する爲めに經所にゐた。寫經に用ゐる筆は兎毛筆を主とし狸毛は題師用であり、鹿毛は堺師用と定められてゐた。正倉院文書中に「筆直錢箇別五十文」とある。これは「直し」でなく「値」の略書であらう。何となれば天平十九年五月七日の法花經一部書寫の用料錢（註三）の目に

紙百八十張　直錢五百四十文

筆　二箇　直錢一百文

墨　一挺、直錢五十文

椽　二升　直錢四文

とある。筆は「直し」と讀むも不思議はないが、他の三品に對しては解釋に苦しむ。値と讀めば〳〵紙一張三文、筆一箇五十文、墨一廷五十文、椽一升二文として何等差障を來たさない。

この外寫經所には舍人、仕丁、童子などがゐて、手傳、諸司、寺院への使、食事の支度などそれ〴〵雜用をしてゐた。これらの人々の分業的組織の内に寫經は行はれたのである。

この寫經所に一旦命が下ると、どのやうな經路をたどつたかといふに、その書寫量によつて寫經司より料紙が支給される。一方その原本となる善本の撰擇をなし、その善本が見付かればその寺へ借用方を申入れ、白木の櫃を以て駈史丁二人に擔はしめ、焚香してこれを迎へた。當時は新譯の善本も續々輸入されてゐたが、就中道昭、玄昉の請來にかゝるものが多く歡迎されたやうである。續日本紀、文武天皇四年道昭寂の條に

徙₂建禪院於新京₁、今平城右京禪院是也此院多有₂經論₁書迹楷好不₂錯誤₁皆和尙之所₂將來₁者也

とあり、道昭は白雉四年五月遣唐使に從つて入唐したが、時恰も玄奘三藏が印度に十七年の遊學を終へて長安に歸つてより九年の後であつて、これを慈恩寺に訪ひ、親しく教示を受け、齊明天皇の朝に歸來した。そして法相、倶舍、因明などの諸種の論部は玄奘が既に翻譯を了してゐたので、これらを兼ねて請來したものと思ふ。天平七年に歸朝した玄昉は開元錄による一切經五千四

十八卷を請來した。東大寺筒井英俊氏所藏の「佛說大孔雀呪王經」はその軸に「玄昉」の墨書があるから、その請來の零卷であることが知られる。古文書中千部法花經の借用原本には二部山階本、二部藥師寺大唐本、二部大安寺本、二部藥師寺白紙本とあつて、善本借用の寺院を示し、又同書中箇人に宛てた書狀には

造東寺司牒　大安寺法宣大德房下
　奉請起信論疏一部三卷延法師
牒、今依　令旨、可寫件疏、此求他所、都無所得、承聞在大德房中、仍差舍人少佐初位上他田水主令向、乞察事趣、須臾之間、分付此使、事尤切要、勿在隱惜、今以狀牒
　天平勝寶三年三月廿五日主典正八位下紀朝臣池主
　　　　　　　　　　　　判官正六位下上毛野君眞人
玄蕃頭正五位下市原王

などの記載あるを見れば經所備付以外の善本はこれらの寺院或は僧侶箇人の所有として秘藏されてゐたものを臨機に借受けたものゝやうである。

申請によつて支給される料紙には麻紙、穀紙、斐紙、胡桃紙、葉藁紙、紙屋紙、竹幕紙、紫紙、紺紙及び色麻紙の類でこれに界師が罫を施して經師に分配す。經師中には題師といふ題のみ

を書く古參があつてこれが書寫のことを指揮してゐた。そして一卷の書寫が了れば校生によつて誤脫が正され、裝潢師によつて表紙軸、紐付などの裝幀が施されて、最後に題師が經題を書いて功を畢る順序となる。全部の完了を終れば解を以て布施を申請する。そしてこれらの動員狀況を見るに寫經生一百八十人（延人員）の內

四人供奉禮佛、三人遣使、十六人寫公文、一人畫經籤

合計廿四人は寫經以外のことをした。他の裝潢、校生、なども又同樣の割であつた。（註十一）

書寫に要するものには筆三種（前揭）、墨（松煙墨）、研（硯）、白墨、などで、裝潢には綺帶、軸が主用で、軸は飾軸（木畫象眼）、漆軸（密陀僧を塗つたもの赤白二種）、朱軸、瑠璃軸（これはグラス製のものも當時あつた）などが用ゐられた。又料紙は各產地によつて長短があつて一定しないが、その經によつて、凡そ入用の紙數が定つてゐたやうである。（註四）當時の書寫にかゝる開元釋敎錄には、その內容に紙數が悉く記されてゐる。（附錄參照）

かゝる工程を經て完成した經卷は幾ほどの費用を要したか俄かに計上し難いが、寫經生書寫料は一枚に付五文、校生は五張を以て一文、裝潢師は二枚を以て一文、題師は一卷に付三文である。（註五）又疏師料は一紙に付七文、校生、裝潢、題師は普通經に同じ（註六）金字經にあつては經師料一張に付十文、校生料は一張に付一文、瑩生料一張に付二文、裝潢師料一張に付一文、題

師料一巻に付六文である。（註七）尚これらの所謂工賃以外に用度品としていかなるものを要したか、天平勝寶二年十月十二日の造東大寺司解には大般若經一部六百巻の書寫に要するものを示してあるから、これを換算することによつて一巻の入費は明確にされるであらう。

大般若經壹部　六百巻
　應用紙壹万貳仟貳佰捌拾張　（以下小譯を略す）
　布參佰貳拾伍端參丈捌尺陸寸
薄絹參丈　餝糊料
淨衣肆拾貳具　袍、袴、汗衫、褌、冠、湯帳、沓
布淨衣壹拾陸具　袍袴者
綺緒壹佰貳丈　巻別着二尺七寸
軸陸佰枚
帙陸拾枚　各長一尺八寸
黄蘗貳佰漆拾肆斤五兩　以二斤染紙三十張
橡（ツルハミ）子貳斗壹升　以二升染紙十五張
錢壹拾參貫漆佰參拾文（莵毛筆、鹿毛筆、墨、生菜、裝潢料等なり）

經師參拾人、題師壹人、裝潢肆人、校生陸人、雜使貳人、總單貳千四百七十七人
米肆拾漆斛壹斗漆升陸合
鹽壹斛肆斗捌升陸合貳勺
醬貳斛貳斗捌升捌合
末醬貳斛貳斗捌升捌合　以上經師裝潢人別一合人別八勺校生
酢壹斛壹斗漆升玖合伍勺　人別五勺
糟醬貳斛參斗伍升玖合　人別一合校生已上
海藻參佰玖斤拾兩
滑（アラメ）海藻參佰玖斤拾兩　人別二兩
心太貳佰玖拾斤拾肆兩　人別二兩校生以上
芥子肆斗漆升壹合捌勺　校生已上人別二勺
油捌斗壹合陸勺　人別四合經、題、裝潢
大豆壹斗壹升　紙繼料以一斤繼紙一千張
小豆貳斗　澡豆料
小刀肆柄

礪壹面

以前應奉ㇾ寫ニ大般若經一部ㇳ料可ㇾ用雜物顯注如ㇾ前謹解

天平勝寶二年十月十二日

淨衣は經師、校生、裝潢師に給し、布淨衣は打紙供養所の驅使丁に支給された。但し寫經筆の菟毛は箇別五十文、以一箇寫紙一百五十張、鹿毛は二文以一箇界紙六百張、墨は一箇四十文以一挺寫紙三百張と記されてゐる。

さてこの寫經所の能率に就いてこゝろみに天平廿年の千部法花經の書寫に於ける充本帳をとつて見るに、比較的精勤に書寫したと思はれるもので、天平廿年正月十二日より始めて翌廿一年の正月十六日迄一ヶ年の間に

物部人万呂が七部　五十六卷

川原繼万呂が八部　六十四卷

村國益人が八部　六十四卷

これを平均すれば一人が一ヶ年に六十一卷を書了する。一部（八卷）の紙數を百六十張として九百七十六張となる。天平十八年頃の全經生を百名とするならば（後述推定數）その內十五名は寫經以外のことに携はることゝなる（註十一）から事實書寫する者が八十五名として一ヶ年の總數

七万九千九百六十張、五千百八十五卷といふ數が出る。尤もこれは法花經としての卷數であるから小卷なれば卷數は增加する譯である。又これは長功のみの計算であるから、これに短功を交へて五千卷とすれば、寫經所の全能力は一ケ年に凡そ一切經一部を造顯し得るものと見ねばならぬ。よつてそれ以上の要求には請來經或は修覆の不具經を應用して、これに具せしむる方法をとる場合もあつた。例へば光明皇后の五月一日經中に請來經を流用し、それに願文のみを繼紙したもののあるのはその邊の消息を物語つてゐるものといへよう。

三　寫經所の業績と地方寫經

石田博士の統計によれば、寫經所の最高記錄を示すのは天平二十年から天平勝寶二年にかけてゞある。當時中心となつてゐた寫經所、寫疏所、寫後經所、東大寺寫經所の四箇經所だけに於いてもその書寫量が一箇月平均一万三千張といふから、十三張を一卷としても約一千卷近くの經典が新裝されたことになる。實に驚くべき書寫能力であるが、これ皆人爲であつて、時に消長あり、又需要に多少あるはいふまでもない。この寫經所の偉業は儼存する遺品と文獻とを丹念に調査することによつて、多少でも確實性に近いものが得らるゝのであるが、こゝにはその紙面を持

たないので、比較的多量と思はれる遺品を列擧し、文獻によつて補足する程度に止め、それによつてその輪廓を作つて見ることゝする。

1 一 切 經

一切經の書寫は隋よりはじまるものである。即ち佛教東漸以來、佛陀の眞教は大いに世に弘通したが、經籍の收聚、考勘に意を注いだのは隋の文帝煬帝である。開皇十四年には興善寺大德法經等勅を奉じて校勘し、衆經目錄七卷を撰し、同十七年には翻經學士費長房等勅を奉じて校勘し、歷代三寶記十五卷を勘定し、玉石を淘汰して遂に完全なる一切經の編次を見るに至つた。わが奈良朝の一切經內容は、時に大唐內典錄（三三六一卷）に據つて行はれたと思はるゝものもあるが、天平十一年二月十三日及四月十五日の寫經司啓には「合依開元目錄應寫一切經律論伍仟肆拾捌卷」と明記してゐるので、凡そ唐の開元十八年の撰にかゝる開元釋教錄に據つたものが多く、それに其の後の翻譯にかゝるものを含めたものと見てよい。然らば開元錄の包含する內容はどうであつたかといふに、その部別卷數は（附錄參照）

大乘經律論	合六百三十八部	二千七百四十五卷
大乘經	五百十五部	二千百七十三卷

大乘律　二十六部　五十四卷
大乘論　九十七部　五百十八卷
小乘經律論　合三百三十部　一千七百六十二卷
小乘經　二百四十部　六百十八卷
小乘律　五十四部　四百四十六卷
小乘論　三十六部　六百九十八卷
聖賢集傳　合百〇八部　五百四十一卷
梵本譯出　六十八部　百七十三卷
此方所撰　四十部　三百六十八卷

總計一千七十六部、五千四十八卷となつてゐる。而して奈良朝書寫の一切經遺品と文獻によつて知られるものは

和銅三年五月十日　沙門知法發願一切經

一行の跋語には「奉爲聖朝恒延福壽敬寫一切經論及集莊嚴既了」とあつて元明天皇奉爲に書寫したことが窺へる。或は知識經であるかも知れない。今は舍利弗阿毘曇卷第十一（大乘論部）十二の二卷があるのみ。

天平六年　聖武天皇勅願一切經

七知經（小乘部）雙觀無量壽經上下（方等部）觀世音菩薩受記經（同部）の四卷が儼存、古經題跋によれば知恩院に楞伽阿跋多羅寶經卷五があつたやうである。これが即ち官立三經所に於て書寫されたもので寫經司の存在を示してゐる。

同十二年三月十五日　藤原夫人發願一切經

故藤原武智麻呂の三周忌に當つて其女藤原夫人が亡考追福の爲めの發願で現在十數卷ある。世に元興寺經といふ。

同十二年五月一日　光明皇后發願一切經

皇后が亡考奉爲の發願經で、聖語藏に七百四十卷と諸家に散帙するものとの多數が儼存す。

同十五年五月十一日　藤三女發願一切經

藤三女は藤原不比等の第三女といふ意味で、正倉院の樂毅論にもこの御署名があるから同じく光明皇后とすべきであらう。因に十一日は御生母橘夫人の忌日である。

天平勝寶七歳七月廿三日　六人部東人發願一切經

國醫師六人部東人等が四恩に報せんが爲め多くの知識によつての發願した經である。これ又大唐内典錄卷十（目錄）が一卷殘存するのみである。

天平神護二年十月八日　吉備由利發願一切經

吉備眞備の子由利が孝謙天皇の奉爲に發願したものである。大毘盧遮那成佛神變加持經十卷（秘密部）佛說淨業障經（大乘律部）など數卷ある。

神護景雲二年五月十三日　稱德天皇勅願一切經

天皇が先帝淳仁帝の奉爲の發願經である。この寫經に於ても神護景雲元年八月に從五位下若江王、從五位下奏忌寸智麿を寫一切經の次官に任じ給ふた記があるから其時のものであらう。現に七百四十二卷の多きが儼存して光明皇后の五月一日經と共に聖語藏の雙璧である。

この外、一切經か一括經か推定し難いものに

天平勝寶八歲—天平寶字元年　僧行禪勸證經

これには願文がなく只寫經擔當者を明記してゐるのみである。この現存するものは增一阿含經、中阿含經を主として大威德陁羅尼大佛頂首楞嚴經等十七卷がある。これには各卷に「善光」の朱印があるので其一具經なるを知る程度で、その外一切不明である。

天平寶字五年—六年　僧光覺等發願知識經

奧記に「右奉爲皇帝皇后、願主僧光覺」とあつて淳仁天皇の御爲に發願した知識經である。終に二十名ばかりの知識の名が書かれてゐる。儼存十九卷の內にはこれも阿含經を主として秘密

部、大論部、小乘經、などで、どの程度の書寫であつたかは疑問であるが、殆ど一切經を完成したものと思はれる。

天平五年六月四日　知識經

奥記に奉爲　皇帝后

維天平五年六月四日敬奉寫竟

この經は中阿含經卷四十五が一卷現存するのみであるが、前條光覺願經と同樣に見てよいものである。皇帝皇后奉爲の書寫であるが、願主を表示してないから、これが知識經か個人の發願かゞ明瞭でない。

右の三種を一切經と見做すならば現存遺品のみでも十一部となる。なほ文獻に見えて現在不明なるものに左の七部がある。

養老七年	大安寺一切經
天平十一年	東院一切經
同　十三年	福壽寺一切經
同　十四年	皇后宮一切經
天平勝寶元年	後一切經

天平寶字五年　忌日齋會一切經
寶龜元年―五年　五部一切經

2　大般若經

浩瀚な一切經の中にあつて最も大部なのは般若部であらう。その般若部に於て大般若經は殆ど四分の三を占めてゐる。般若は智慧と譯され、戒を守り、定を脩して然る後に現はれる實相觀照の妙用であるから、古來大乘佛教成立最初の經典として三世諸佛の智母一切菩薩の慈父と仰がれ、この佛智を得ることが信仰の目的であるとし、其の流行は非常なものがあつた。この經は總て六百卷より成り、唐の玄奘法師が勅命によつて顯慶五年より龍朔三年の間に譯出したもので、四處十六會といつて、釋尊が鷲峰、祇園、竹園、他化天の四處に於ける說法である。內容は二百六十五品に別れ、六十億四十萬字とも傳へてゐるが、字數の正確は保し難い。尤も昔の計上の仕方は萬萬を以て一億とするのではないが今試に大般若經一卷をとつて見るに、凡そ三百六十行乃至四百八十行位であるから十七字詰四百行と假定して六千八百字これが、六百卷となれば四百八萬字となるが、大體その位なものである。

大般若經の遺品は最も多い。

和銅五年十一月十五日　長屋王發願經

文武天皇の崩御を悼みて王の舊殿北宮に書生を聚めて書寫せしめられたもので、現存二百二十數卷。

養老五年（斷卷）

卷三百八十三の斷卷で知恩院に存するもの。

神龜三年十二月上旬（斷卷）

これも斷卷であるが故田中光顯の私記に見ゆるもの。

同五年五月十五日　長屋王發願經

亡考高市王及び亡妣追福の爲めの發願で現存四卷、この經は一紙長さ五尺八寸といふ長麻紙を用ひてある。この經によつて經所の組織の發展を見ることが出來る。

△天平二年三月上旬　平群鄉都菩臣足嶋

願文がないから願意は解らないが、現存三卷。

△天平七年四月十五日　川相君溝万呂

卷三百十九の僅か本文五行の斷卷であるが、この奧書が明らかに一部の存在を證してゐる。但し法友とあれば誰かの發願經に結緣の筆をとつたもので溝万呂は願主ではない。

天平十年八月一日　下道則長
　巻五百八十の一巻現在するのみ。
同十一年七月十日　石川年足發願
　石川年定の願經は現在三種遺つてゐるがこれは父母冥福の爲め、淨土寺に納めたものである。
　時に年足は出雲守從五位下勳十二等であつた。この大般若經は巻二百三十二の一巻。
同十三年三月八日　高史千嶋發願經
　奥書に天平十三年歳次辛巳三月八日發願
　　左京八條二坊　高史千嶋　高史橘
　とあつて兄弟の發願であらう。現存三巻。
△同十三年五月廿四日　橘戸彌麿願經
　巻五百七十七及五百七十三の二巻現存す。
△同十三年七月十八日　檀越下村主麿
　これには「奉爲四恩」とあり麿が檀越となつてゐるが、或は知識經と見るべきものか、數巻現
　存してゐる。
天平十九年十一月八日　唐僧善意發願經

善意は玄昉僧正在唐中の弟子で天平七年歸朝に際して遠く從つて來たものである。而してこの經は師の一周忌に私財を以て敬造した一部である。

△天平勝寶六年九月廿三日　錦織君万呂

圖書寮に現存す、君万呂は發願願者ではなく寫經生の名である。

△天平勝寶九歳正月　仁廣

第四百七十五の一卷が殘つてゐるのみで發願者は誰人が解せないが、仁廣の書寫である。

寶龜三年十一月一日　山背野中

同卷三百九十五の一卷殘存するのみであるが、これには「山背野中寫、山邊花初校」と經生、校生の名を明記してある。

寶龜十年五月一日　紀多繼發願經

奧に二十一行の願文を有し願意の明らかなもの故出羽介從五位下勳四等坂上忌寸石楯の奉爲に書寫せしものである。

以上は年記の明らかなもののみであるが、年記を有せずして比較的大部殘存するものでは俗に魚養經として有名な大和藥師寺の大般若經及同寺舊藏の圓福寺大般若經がある。前者はもと奈良元興寺十輪院にありしを以て、朝野魚養發願經として傳へたものであり、後者は天平も古い時代

の書寫である。尙長弓寺大般若經中には二卷の天平經がありその奥には

尼靜安仕奉願（第一百卅一）

（別筆）　水尾淨土寺

と記して淨土寺大般若經たることが明らかにされてゐる。又記錄による大般若經の書寫では

天平七年乙亥　法隆寺資財帳

天平十一年四月廿七日（紫紙）一部　寫經司

同　十七年十二月廿五日　一部　寫經所

同　十九年七月十日　東大寺寫一切經所

天平勝寶二年六月　寫書所

天平寶字五年—六年　石山大般若經所

同　八年十月廿四日　寫經所

などが見られる。更に大般若經を含む一括寫經では

神護景雲元年九月五日　行信僧都願經

これは奥書の示す通り、夢殿再興の行信が發願した大般若經、金光明經、法花經、瑜伽師地論の四部であるが、この內、金光明經は一卷も遺存しない。

天平十六年春日戸比良發願大般若經及大智度論各一部（地方經に解く）などであるが、文獻に於ては猶多くを擧げ得るであらう。

3 大般涅槃經

佛身常住、常樂我淨、一切衆生、悉有佛性を說いた經典である。唐土に於いては宗派を立てたが、我邦では他宗に附屬して余り發達を見なかつたやうである。此の經の書寫は殊に天平期に於て多いが、年記あるものは殆んど見ることが出來ない。殊に高野山舊藏の

卷三十、卷廿二（麻紙）

などは文字のやゝ平扁にして秀抜の筆致は隋風を加味したもので書寫も古く筆畫も正しい。この外日光輪王寺藏の

大般涅槃經集解　五十九卷（穀紙）

この中には卷六十五の如く圓覺寺の印あるものもある。猶年記を有せない涅槃經は比較的殘存も多く、中には胡粉點などのあるものが見受けられる。

4 金光明最勝王經

鎭護國家の妙典として尊敬された。されば天武天皇以來の金光明經巻は神龜二年より詔によつて最勝王經に變り、每國十卷宛を備へしめられた。即ち國分寺經であるから、其後に於けるこの經の書寫は盛んなもので、金字經所に於ても專らこれを王經として書寫せしめられた。現存の遺品には

紫紙金字金光明最勝王經　一部　（西國寺藏）
同　　　　　　　　　　　一部　（高野山龍光院藏）
同　　　　　　　卷二　　　　　（長尾欣哉氏藏）
同　　　　　　　卷三　　　　　（黑川福三郎氏藏）

これらは年記、奥跋はないが、天平十二年の詔に「諸國每塔安置金字金光明最勝王經」とある勅願經の殘存せるものである。記錄には已に天平十一年にその目がある。

天平寶字六年二月八日　百濟廣虫願經

これは法花經其の他の十一卷と合せて一括書寫したものである。

文書によれば

天平十八年十月七日　一百七十九卷（金字經所）
天平二年十月十七日　最勝王經（寫經所）

天平寶字七年　　　　同十一部

などがあげられる。又神護景雲元年の行信經中にも書寫されてゐる。

5　法　華　經

この經に異譯はあるが、奈良朝のものは八卷廿八品である。佛壽無極を强調した經典で、聖武天皇は護國三部經の一として扱はれ、又提婆品に女人成佛を說けるより國分尼寺の主經ともせさせ給うた。從つて書寫量に於いても他經の遠く及ばざるものがある。

天平十二年六月　菩薩戒弟子沙彌優曇、敬寫法花經一百部（斷卷殘存）

天平十六年五月廿日　細字法花經（興福寺藏）

天平勝寶四年七月廿二日　奉爲桑原忌寸比良人（雨森菊次郎氏）

紫紙金字法花經（東明寺藏）これも年記はないが、最勝王經と共に國分尼寺經であつたものと思ふ。現存は四卷と斷卷のみである。

この外安田文庫、五島慶太氏に卷三があり、それ〴〵「藤南家經」と記されてあるから氏家經所で寫されたものである。又龍光院には大字（一行十五字）の經が七卷ある。猶零卷或は斷卷となつた大字法花經は少くない。文書中にも法花經書寫は到る處に見られる。

天平十年三月三十日　（寫經司）
同　　六月二十三日　（同）
天平十一年四月十五日　九十九部　（寫經司）
同　　年四月廿六日　一部　紫紙金字　（寫經司）
同　十八年一月十六日　（寫經所）
同　　年三月十四日　（同）
同　　年十月十二日　（同）
同　　年十二月二十九日　（寫疏所）
天平二十年一月十一日　（寫經所）　一千部
同　　年三月二十九日、十月十七日　（同）
同　　年十一月十三日、十二月十五日　（同）
天平勝寶元年二月廿七日　（寫經所）
同　　年三月廿九日、八月一日　（寫書所）
同　　年八月三十日　（寫書所）　五十六部
同　二年六月十七日　（寫經所）

同　　年七月十六日　　　　　　（寫書所）
同　　年九月十九日、十二月十一日　（同）
同　　三年四月五日、八月某日　　（同）　廿部
同　　六年八月八日　一百部
天平寶字四年一月十五日　四十五部　（東大寺寫經所）
同　　七年二月廿四日　　　　　（寫經所）
紫紙金字法花經一部八卷　天平勝寶六年

6　華　嚴　經

これには六十卷本と八十卷本とあつて、華嚴宗の聖典である。

天平勝寶六年十一月十日　沙彌尼眞證繕寫とあるものが二卷現存す。

紺紙銀字華嚴經

俗に二月堂焼經と稱するもの、天平書寫の紺紙及銀字經として殘るものは僅にこの零卷があるのみで、貴重な遺品である。東大寺外數卷現存す。

紫紙金字華嚴經卷七十

これも年記はないが「東大寺印」を表紙に踏してあればその出所も明らかである。

紫紙華嚴經の文獻は

天平十一年四月廿六日　寫經司啓に

　大方廣佛華嚴經八十卷　用紙一千三百廿七張

の目があり、天平勝寶三年に同じく一部八十卷の書寫がある。又紊紙經では

天平七年歲次乙亥　（法隆寺資財帳）

天平十八年十月一日　（寫一切經所）

同　二十年十二月二十日　（寫一別經司）

天平勝寶三年六月九日　（寫書所）

天平勝寶五年十月二日　（寫書所）

同　　十二月十日　（同）

同　六年　十部

同　七歲一月廿五日　（寫經所）

7　瑜伽師地論

印度大乘論釋部に屬し一部百卷より成る。唐の貞觀二十二年に玄奘法師の譯出するところで、瑜伽とは相應と譯して相順一致の意であり、即ち境、行、果の諸法で、境は心に相應し、行は理に相應し、果は諸功德に相應す。この瑜伽の觀行を修する人の所依、所行、所攝の境界十七地を明らかしたものであつて、學問宗の奈良佛教としてその盛行は當然考へられる。されば法相宗の重用經典として唯識と共に寫經の上にも多く現存してゐる。

天平二年二月十日　飛鳥寺僧賢證

奥跋には父母の爲七卷を敬寫すとあれば結緣の書寫であらうが、一部完成の內である。

天平七年八月十四日　三神智万呂等發願經

現在八十二卷知恩院に所藏されてゐるが、中には後年補寫のものもあり、年記の明らかなるものは廿卷である。書寫は皆同時で、慈性本名三神智万呂が檀越となり、各〻本名の上に慈子弟子といふ語を冠してゐる。

中宮寺信如尼移點經

年記はないが弘安五年の移點で中宮寺中興の同尼が天平經を得て一具としたもので現に三卷ある。

天平十七年四月中旬　萬瑜菩薩發願

巻廿一が一巻現存する。以上いづれも後に詳述する。

8　成唯識論

同じく印度大乘諸論釋部で一部十巻より成る。

一部十帖　石山寺藏（帖は後代改裝による）

天平廿年古京藥師寺之寺僧惠勝書矣

古京とは藤原京を斥すので元藥師寺の僧である。

天平寶字五年正月十八日　興福寺藏

小治田宿禰弟成の書寫、初校、再校、裝潢の名を記し中央寫經所に於て書寫したものである。

寶龜四年二月十七日　信叡記　神光院藏

山階寺僧壹應の書寫せるものである。

9　大智度論

智度論は同じく印度大乘論部で一部百巻よりなり、後秦の鳩摩羅什の譯出するところである。

大品般若、即ち摩訶般若波羅密經を註釋したもので、般若の空思想を問答體に各方面より平易に解説した經論である。この現存するものは地方書寫に屬するものが多い。

10　倶舎論

倶舎論は一部三十卷で、倶舎宗の根本典籍である。

天平勝寶四年五月一日　石山寺藏
西京藥師寺の僧仙釋が發願にかゝるもの。

天平寶字五年四月三日　近事　同
いづれの經か分らないが、近事は在家にある奉仕者で優婆塞と同じ意味である。

尚これら論部の奧記のないものは數知れず現存するが、文獻に見る主なものでは

天平二年　法藏知識敬造智度論　（法隆寺資財帳）
天平十九年八月十日　唯識疏　（寫疏所）
天平勝寶元年二月廿四日　唯識論　（寫疏所）
同　二年八月十九日　瑜伽論　（寫書所）
同　四年二月一日　同　（同）
同　九年　一部

金字經所は寫經所の隆盛と共に、特に勅旨によつて設けられたものである。從つてこゝでは金銀字、金銀泥を以て書寫し、料紙も紺紙、紫紙などの色紙を用ゐて、文字通りの天平の粹をあつめたかの感がある。正倉院御物經帙の織成銘に（圖版參照）

「依₂天平十四年歲在壬午春二月十四日勅₁天下諸國每塔安₂置金光明最勝王經₁」

とある。即ちこの國分寺經中の一部宛は金字經であつて、現存するものには前述の

紫紙金泥金光明最勝王經　一部十卷（備後尾道、西國寺藏）一部十卷（高野山、龍光院藏）

同　　　　　　　　卷二、卷三（長尾欣哉氏、黑川福三郎氏藏）

紫紙金字妙法蓮華經　四卷（大和東明寺藏）

などがあり、この外

紫紙金字大方廣佛華嚴經　卷七十（團芳子氏藏）

同　斷卷（小林一三氏藏）

紺紙銀泥大方廣佛華嚴經（東大寺藏）

上述の二月堂の燒經と稱するもので、坊間にも散帙してゐるが、天平書寫の紺紙經としては唯

一の遺品である。而して團氏の紫紙華嚴經には表紙に東大寺の印を踏してゐるから、この紺紙經と共に同寺に傳へられてゐたものである。以上いづれも年記を有せないが、正しく金字經所の業蹟として見るべきであらう。古文書に依れば尙多くがあげられよう。

又同一經を大量書寫したものでは

天平十一年五月四日　佛頂尊陀羅尼經　一千卷

聖武天皇の勅を奉じて玄昉僧正の病氣平癒の爲めに書寫したもの。

同十三年七月十五日　千手千眼陀羅尼經　一千卷

玄昉が聖武天皇、光明皇后及太上天皇の奉爲に書寫したものである。

東大寺には無年記ではあるが、良辨發願の顯無邊佛土功德經が一卷殘つてゐてその奧に

「奉寫千卷」「僧正良辨」

と二行に書してある。良辨自書ではないが、天平中の寫經たることはその銳鋒によつて領かれる。この外大量書寫で現存するものは、他に多くあるであらうが、奧書のない限りこれを指摘することは出來ない。例へば當麻寺にある稱讃淨土經の如きがそれで、鎌倉時代の文獻に已に中將姬の發願經と傳へられてゐるもので、當寺緣起には、「天平寶字七年大納言横佩息女年來朝夕營ニ西方乘ニ書ニ寫稱讃淨土經一千卷ニ」とあるから信仰上これに附會しても、果して其時のものかは

疑問である。この外文獻にあつて現存の有無不明のものを列擧すれば

天平元年　觀世音經一百卷、心經七百五十卷（法隆寺資財帳）

天平十八年―廿年　聖武天皇勅願

　金光明最勝王經、大般若經、仁王經

天平勝寶七歳　鑑眞和尚發願

　華嚴經、大品經、大集經

天平寶字六年―八年　僧道鏡發願

　最勝王經、大般若經、金剛般若經、十一面神呪經

天平寶字六年　僧慈訓發願

　大般若經

天平勝寶六年　秦乙麿

　大般若經

尚石田博士の發表されたものによれば左の如くである。

天平五年　阿彌陀經　二百卷

同十年　仁王經　六十一部

同	能斷般若經	一百卷
天平十一年	法花經	一百部
同十三年	千手千眼陀羅經	一千卷
同十六年	彌勒經	一百部
同十八年	多心經	七百六十八卷
	理趣經	一百卷
	觀世音經	一百卷
	最勝王經	七十五部
	阿彌陀經	廿六卷
	藥師經	二十一卷
	法華經	十部
同十九年	華嚴經	二十部
	觀世音經	一千卷
同二十年	法花經	一千部
	藥師經	百九十六卷

	最勝王經	一百部
	救護身命經	一百卷
	大虛空藏經、	一百卷
	十一面經	十一卷
同 二十一年	多心經	七百六十八卷
天平勝寶二年	壽量品	四千卷
	法花經	一百部
	海龍王經	十部
	藥師經	七卷
同 三年	十一面經	十一卷
同 四年	觀世音經	一百卷
同 五年	藥師經	四十九卷
同 六年	法花經	一百部
	梵網經	一百部
	華嚴經	十部

同　七歳	觀世音經	一千巻
	華嚴經	一千巻
同　九歳	法花經	一百部
	心經	一百巻
天平寶字元年	金剛壽命陀羅尼	一千巻
	諸佛集會陀羅尼	四百巻
同　二年	千手千眼經	一千巻
	新羂索經	十部
	金剛般若經	一千巻
同　四年	稱讃淨土經	一千八百巻
同　六年	金剛般若經	二十部
	十二灌頂經	十二部
同　七年	觀世音經	一百巻
	梵網經	二十部
	金剛般若經	六百巻

寶龜二年　心經　一百卷

12 特種經

繪因果經

正しくは過去現在因果經といふ。上半に繪を描いて釋尊の傳記を解いたものである。正倉院文書、圖書寮目錄などに見るに天平勝寶五年及八年のものに既に「畫因果經一部十六卷」「繪因果經八卷」などの記があるから、當時此經が盛んに寫經所に於いて書寫されたことが窺はれる。而して當時の繪師と寫經生との合作である點、まことに嬉しい作品といへる。天平時代の繪畫として現存するものは、藥師寺の吉祥天像が彩色で、正倉院の麻布菩薩像、同樹下美人圖、同山水畫などであるが、この因果經は濃厚な彩色畫として又貴重なる遺品である。現在は上品蓮臺寺(卷二上)、醍醐報恩院(卷三上)、益田家(同上)、東京美術學校(卷四)、などで其他は皆斷卷である。但し報恩院本は無欠の一卷で奥の軸付に「四月七日寫書生從八位」とあつて名の箇處が欠けてゐるが確かに寫經生の署名で天平書寫たることが明瞭にされてゐる。

大字賢愚經

古筆家の所謂大聖武、或は大和切と極をつけた大字經である。この經の特徴とするところは料

紙であつて、茶毘紙といふ他に見られないものを使用してゐることである。もとより舶載のものであるが、一見胡粉樣のものを刷いたかの如く、それに香抹が漉き込まれてあるので恰も骨粉のやうに感じられる爲ぬ茶毘紙の名があり、或は骨泥經とも云ふ。この紙には白色と茶色との二種が傳つてゐて、賢愚經の大字以外の經、中字、小字は多く茶色のものを用ゐてゐる。これが邦寫であることに就いては、高野山にある不空羂索神變眞言經卷第十の文字と同筆であることを見出し、(積極的な證據は署名のない限り提供出來ないが)その軸付裏に

「初校雜物誤落三二校路廣爪未正」

と校正の名があるによつて、歸化生の手になる本邦書寫であるといふ推定は下し得ると思ふ。

この賢愚經は卷十五が一卷東大寺にある外白鶴美術館二卷、早川千吉郎氏一卷、前田家一卷などあり、手鑑に押されてゐるものには卷十四が多い。その卷頭は野村德七氏にある。

中字のものには

天王太子辟羅經　(中村雅眞氏藏)
十　吉　祥　經　(五島慶太氏藏)
報　恩　奉　盆　經　(〃)
甚深大廻向經　(〃)

中字荼毘紙經はその外多く殘つてゐて俗に中聖武と呼ばれるが、賢愚經と別筆である。

朱字象嵌經

中阿含經

法隆寺屏風に貼られてゐるものと手鑑に數行づゝを切斷したものとが見られるのみである。法隆寺では行禪書寫と傳へてゐるがやはり善光踏印の阿含經の零巻で特にこの一巻のみ朱字を交へて書したものである。象嵌とは著者が假につけた名稱であるが實に珍品である。かくの如く擧げくれば装飾的意識のもとに書寫されたもの、又色麻紙經なども年記なきものは斷巻その他に多く見らるゝところである。

以上は個人經も含まれてゐるが大略中央寧樂に於ける諸經所の業績と見てよい。而して國分寺設置に伴ふ國々の寫經狀況はどうであつたかといふに、これに對する記錄は全く殘されて居ない。僅に直接東大寺との關係にあつたと思はるゝものが、聖語藏にあるほか、他は一切知るによしもない。天平十一年伊豆國正稅帳に

依太政官去天平九年三月十六日符書寫大般若經調度、價稻陸仟玖伯漆拾玖束把伍分

淨衣料布參拾參段價參稻參伯參拾束

紙繼料大豆七升捌合價稻壹束伍把五分

筆壹伯伍拾捌管價稲壹伯伍拾捌束
墨肆拾玖廷價稲壹伯陸拾參束參把
寫大般若經肆伯貳拾七卷用紙七千八百八十張
（以下欠）

天平十年周防國正税帳中には閏七月の條に
十六日向京從宰府進上法華經部領使
大典從六位上檜原造東人、將從三人、合四人四日食稲五束二把、酒四升、鹽三合二勺

又生江臣家道女本願經貢進文には
貢
本願經合九百卷
法華經一百部　八百卷
喩伽論一部　一百卷
右上爲帝上天皇大御奉仕、退聖御門、共天地日月不動欲將大坐、次天下平安、於公御門、無退欲令奉仕
天平勝寶九歳五月二日

願主越前國足羽郡江下郷生江臣家道女
母生江大田女

これらが記錄として殘るものであるが、國々に於ても一時的にもせよ寫經所の設置されてゐたこと、又有力者の個人的書寫も行はれたことの證左として見られる。猶遺品中にはかなり地方寫經があるが主として知識經である。知識經とは即ちその郷土住民を勸進する者があつて、淨財を集めての造經の謂ひで裕福な貴族の發願するものとは成立の上に格段の相違がある。

知識經の現存最古のものは天武十四年五月に河內國志貴郡の知識によつて教化僧寶林の勸進になる金剛場陀羅尼經一卷がある。奈良朝に於いて最も早いものでは天平二年の瑜伽師地論がある。現存は第二十六の一卷であるが、これには奧書に

書寫石津連大足
和泉監大鳥郡日下部郷天平二年歲次庚午九月書寫奉
大檀越 優婆塞練信 從七位下大領勳十二等日下部首名麿
惣知識七百九人 男二百七十六 女四百卅三

とあつて明らかに知識の數を表はしてある。面白いことには天平九年の和泉監正稅帳（正倉院文書中穗井田忠友が大鳥郡と考定せるもの）と引合せて見るに

依五月十九日恩　勅賑給高年鰥寡惸、獨等人、惣壹仟陸伯壹拾陸人、稲穀陸伯伍拾肆斛肆斗
僧一人八斗　僧七人別四斗　百年已上二人別一斛　九十年已上十六人別八斗　八十年已上九十四人　鰥一百七十四人　寡九百六十九人　惸三百廿八人　獨廿五人　合一千五百九十人別四斗

これを七年後の増加人員と見て七百九人といへば大鳥郡内の殆どによつて瑜伽論一部百卷を造顯したことゝなる。石津連大足はこの内の幾卷かの書寫を受持つたものである。次に同七年八月の瑜伽師地論八十二卷（知恩院藏）これには奥書に

天平七年歳次乙亥八月十四日寫了
　書寫師慈氏弟子三宅連人成本名今受慈氏弟子慈靈檀越慈氏弟子慈性本名三神智万呂

など各卷に檀越と書寫師を別に記してある。（これの解説は別記せり）

○天平十六年六月卅日春日戸比良發願

奥書によれば大般若經六卷大智度論一百卷を書寫し、聖體安穩と知識中の存亡父母六親眷屬の爲めに發願したものである。

○醫王寺大般若經

天平勝寶六年九月家原邑の知識によつて造顯せられたものである願文有るものと無きものとあつて、

奉仕知識　家原里牟文史廣人、物部望麿　下村主弟虫賣　文牟史玉刀自賣

天平勝寶六年九月廿六日

の如く各〻知識の名を記してある。又前述の同七年七月廿三日の六人部東人等の一切經等の如く中央で書寫されたものであるが、更に大がゝりのものでは前述の○天平寶字六年光覺願經がある。これは現存するものより見て一切經を書寫したものと思はれる奥書の一つを示せば

右奉爲皇帝皇后

維天平寶字六年歳次壬寅二月一日

願主僧光覺

僧道眞　僧況戒

僧願成　僧命花

僧德勝

沙彌壽谷　沙彌降成

優婆夷文善　沙彌壽貢

優婆夷法賢　優婆夷文明

長尾忌寸國勝　　檜前村主家刀自

平群朝臣虫名古　　狛虫名古

後布王公人　　　資村廣足

優婆塞鳥養　　姓布王虫名

これによつて淳仁天皇及皇后の奉爲に造顯せしものたることは解せられるが、願主光覺がいづれの僧なるや知るによしなく、知識の名を見るに他の十數卷に記す者のみでも百五人であつて、しかも同一人の重複を見ない。それが各階級に亙つてゐることは光覺が餘程の有力家であり、信望を集めてゐたことも窺はれる。そして天平寶字五年十二月より六年十月の約一ケ年を要してゐることも地方經の困難なるを示したものと云へる。

これらは願文によつて確實に知識經たることを示すものであるが、知識經にあらずとも明らかに地方經と認めらるゝものは、石山寺經藏に多く見ることが出來る。その中瑜伽師地論に

天平十六年歲次甲申三月十五日

讃岐國山田郡舍人國足

天平勝寶六年歲次甲午八月十九日寫

飽田郡建部虫麻呂

寶龜拾年三月廿五日

願主穴太乙麿

大智度論に

天平六年歳次甲戌十一月廿三日寫

播磨國賀茂郡既多村佐伯直漢古

但しこれは卷によつて名の異るものであるから知識經と見るべきであらう。

天平勝寶五年歳次癸巳五月小朔辛

丑土危十八日戊午火建始

阿部連難毛賣仕奉願

などが見られ又南禪寺にある智度論卷五十四にはその奥に

維天平十四年歳次壬午夏申戌朔丁亥爲ニ河内國高安郡春日戸村主廣田父母ー敬ニ寫大智度經論一部百卷ー仰願籍ニ此功德ー過去神靈救ニ三惡趣苦ー欲レ令下往ニ生十方淨土蓮華臺ー化生倶成中覺道上

即ち廣田が父母の冥福の爲め發願したことを記してゐるが、前掲春日戸比良の大般若經と共に河内國高安の里に於ける造經である。河内は特に早くより文化も開け佛法も盛んであり都に近かつた爲め交通も比較的利便であつたことなども知られる。

個人の發願にかゝる地方經は、その多くが極めて簡單な奥記であるから判斷を下し得ないものもあるが、東明寺藏の大般若經の內卷四百一の如き

山田方見住肥後國史生而始天平十五年歲次癸未八月廿九日於合志郡以東山裏在井出原之禪房方見母之願所奉寫書寫師建部君足國

と願意を詳かにしたものもある。概して地方書寫は國府を中心としたもので、邊陬の地に及んだ譯ではなく、書寫量に於いても中央經所のそれに比すべくもないことは勿論である。

四 料紙と莊嚴

推古十八年に曇徵が傳へたといふ製紙法は間もなく行はれ、楮の栽培によつて良質のものが出來るやうになり、奈良朝に至つては殆ど請來を待たずして諸國より特種な紙を多量に產出した。正倉院文書中神龜四年の條に巳に麻紙、上野紙、紙屋紙、縹紙、穀紙、などの名稱があり、天平九年の寫經勘紙解には

唐長麻紙、白短麻紙、胡桃紙、竹幕紙

とある。尙この外に楡紙、眞弓紙、楸紙、杜中紙、朽布紙などの名稱もあり、又產地の名を取つ

善本

て

播磨經紙、美濃經紙、美作經紙、越前經紙

とも稱して別に經紙として造らしめたもの〻やうである。寶龜五年の圖書寮解に未進紙並筆紙麻事として

合紙壹万伍仟陸佰伍拾張筆玖佰漆拾五管　紙麻貳百肆拾捌斤

伊賀國　紙二千張　筆五十管　穀皮三十斤

參河國　穀皮一斤

甲斐國　紙麻二斤

近江國　紙麻陸拾斤

上總國　紙一千捌百張

武藏國　紙四百八十張　筆五十管

美濃國　紙二千肆佰捌拾張　筆三十五管

信濃國　紙一百張

上野國　紙三百十張　筆百管

下野國　紙四千百四十張　筆百管

越前國　紙麻六十斤（斐皮十斤 穀皮五十斤）　紙四百二十枚　筆百管
越中國　紙四百張
越後國　紙一千張
佐渡國　紙八百張
因幡國　筆八十管
丹後國　紙麻四十斤（斐皮十斤 穀皮三十斤）　紙一百張　筆一百管
伯耆國　筆八十管
出雲國　筆料鹿皮一張
播磨國　斐麻五斤
長門國　紙四百張　筆四十管
備前國　斐麻十斤
周防國　筆五十管
紀伊國　紙一千張　筆五十管
阿波國　紙麻四十斤

これはその制當未納の分であるが併せて產地をも知られる。又この內注意すべきは製紙の原料た

る紙麻は麻皮ではなくて斐皮、穀皮であつて、これらをすべて紙麻と稱したらしい。そして天平麻紙（和製の）に麻の纖維の殆ど見られないことも首肯される。麻紙は寫經料紙として主要なもので本來は麻を主體として造つた。蔡倫の製紙材料にも故麻、木皮、弊布、故魚網の四つが記されてゐるから、已に當初から使用されてゐたやうである。然るに後世製法上纖維の處理が比較的困難な爲め、穀皮、斐皮に少量を混入してこれを麻紙と稱したものらしい。おもふに麻は古より清淨なるものとして扱はれて來たので、これを寫經料紙に供することは最も適當とされてゐた。この意味から只稱呼に止るのみでよかつたのであらう。但し舶載の麻紙には猶多くの麻を認める。穀紙は奈良朝のみの名稱で平安朝に入つては楮紙と稱してゐる。穀紙は梶の纖維であり、楮は「かうぞ」から製するのであるが、兩者はよく似て混同したものか、楮の栽培は余程古くからである。聖皇本紀に

太子與曇徵造レ紙先レ是未レ造二楮紙一（中略）今曇徵所レ製紙雖レ好レ書レ經性弱不レ堪二强當一蟲好食不レ堪二久經一仍太子製二楮紙一遂造二雲紙及縮印紙、白柔紙俗薄紙之四種一

とあり、楮は我が國の特産で、强靱にして永久性があるので多量に使用された。そしてこれらの製紙は防蟲の爲黄蘗の煮汁で染め黄麻紙、黄穀紙と稱した。

色紙は裝飾の意味で用ゐられた。現に正倉院御物中には束のまゝ殘つてゐる。その色目は赤、

白、黄、黄褐、茶褐、又青、綠、白、黄、黄褐の順に雲繝式に重ねて一束百枚になつてゐる。この寸法は縦一尺五寸五分であるから、光明皇后の御願經などゝも一致する。

勝寶五年の經紙出納帳中に

廿四日納色紙貳百伍拾參張

深綠十一張　深縹廿張　淺縹廿張
淺綠廿張　蘇芳廿張　深紅廿張
淺紅廿二張　白廿張　淺波自四十張
深苅安廿張　淺苅安廿張　胡桃廿張

依善光尼師宣

右奉寫種々觀世音經廿一卷料者

受呉原生人

とあつて、色々の染紙を用ゐて觀音經を書寫した樣子がうかゞへる。この色紙に更に加工して敷金色紙といふものが用ゐられてゐる。その遺品としては青蓮院に解深密經が一卷あるが、これは淺紅紙に砂子を撒いたものである。

更に同帳の天平勝寶四年から六年のものを抄出すれば

八月七日納

金薄敷青褐紙、金薄敷白紙、銀薄敷青褐紙、金薄敷滅紫紙、銀薄敷紅紙

九月十四日納　金敷色紙三十張　自內裏來

良辨師宣、藥王品、普門品、安樂行品、壽量品料　（法華經の書寫料である）

十月廿一日納　敷金綠紙

十一月廿七日納　敷金綠紙

十二月十一日納　檀紙一千百六十張

右依飯高內侍宣奉寫藥師經四十九卷料

（これによれば檀紙にも寫經したらしい）

同廿二日納　縹紙參拾張　（表紙料）

同五年

正月十二日納　敷金縹紙拾張　（最勝王經表紙料）

二月八日納　敷金色紙肆伯五拾捌張（三百十八張青褐　百四十張滅紫）

右依飯高笠目天平勝寳五年二月七日宣奉寫最勝王經一部　仁王經一部　解深密經一部之料

同六年

九月九日納　銀塵紅紙一百十六張

六月二日納　金塵綠紙三百三十八張

（塵は散らしの意であらうから、敷金の全面撒きに對して粗く撒いたものであらう）

七月六日納　敷金紫紙參拾貳張

　　卌張綠紙花嚴經表紙料

　　二張心經二卷料

（紫紙にも敷金して表紙料に使用されてゐる）

紫紙、紺紙は主として金泥、銀泥の經に用ゐられた。

楮紙或は斐紙を染める。蘇芳を煮出しても染まるが當時は紫草を染料としたらしい。色の濃淡によつて名稱も異つてゐる。

この紫紙の初見は天平十年四月廿六日の文書にあるが同十八年十月七日には「能登忍人造紫紙」とあつて寫經所に於いても染紙を造つたやうである。

紺紙は藍を以て染めたもの、これも余程古くより行はれた。

寫經はすべて墨書であるが、佛に對する憧憬と信仰の崇高さを表現する爲めには、貴重なる金銀泥を用ゐて書寫もした。即ち法寶たる經典を莊嚴にするのが目的である。

墨書が金泥に變れば、料紙も又紫紙、紺紙が撰ばれ、從つてこれに附隨する卷軸經帙にも種々な技工が施された。普通經に用ゐる軸端には紫檀軸、梨軸、漆軸などの撥形、棒形の二種で色紙經には木畫軸（象眼）花軸などの精巧なものが使用された。

寫經紙筆墨納充帳に

以天平廿年二月廿三日自レ宮來花軸、廿一枝充治田石万呂漆軸七卽用奉請內裏藥師經料

天平勝寶五年九月三日の經疏出納帳中には

大方等頂王經一卷
注維摩詰經六卷
維摩詰經二卷
已上九卷並黃紙及表綺緒紫檀軸無帙
維摩經四部
已上疏二部八卷並白紙黃表紫緒梨軸

大納言藤原家牒には

對法論疏一部十三卷
白紙黃表綺緒梨軸繡帙一枚緋裏紐帶

など記されてゐてその莊嚴さが眼前に浮んで來るやうである。又金泥銀泥の書寫が盛行するにつれ、別に金字經所が設けられたことは上述の通りであり、こゝでは泥書のみを書寫した。殊に天平十二年の詔による國分寺經金字金光明最勝王經書寫の爲めであつたと思はれる。もとより金泥書寫は唐朝の模倣ではあるが、その經題の名に於いても最も相應しい信仰の表現方法であらう。又正倉院にはこれに對する經帙も完全に保存されてゐる。（圖版參照）これは竹を織るに色絲を以つてし、縁や帶頭には茶地の錦に緋綾の裏を附けてあり、しかも「依ニ天平十四年歳在壬午春二月十四日勅ニ天下諸國毎塔安ニ置金字金光明最勝王經ニ」と織成の銘がある。實に驚異に値する工藝美術品である。

紺紙經として現存するものは燒經と稱する華嚴經の一具のみで、他は一切見られない。これは東大寺二月堂に傳つてゐたが、寛文七年の修二會に火中となつたもので悉く一端に燒痕をとゞめてゐる。然るに字々燦として白金の如く輝き、焦紙の上にあつて猶光を失はぬは何故であらう、當時已に白金を使用したか、銀ならば何を混入してかくも永久に光澤を保つか、摩訶不思議の經であり、今に於て解決を見ない研究資料である。

尙文獻によれば次の如きものが金字で書寫されてゐる。

紫紙金字法花經一部八卷　（天平十一年）

紫紙金字法花經一部八卷　（勝寶六年）
これは百部書寫したものゝ內である。
紫紙金字梵網經一部二卷　（同三年）
紫紙金字華嚴經八十卷　（同年）
金字多心經一卷　（同五年）
紫紙金字大般若經一部六百卷
大集經一部六十卷
大集須彌藏經二卷
大方等大集菩薩念佛三昧經十卷
大方等大集賢護經五卷
大集辟喩經二卷
大方廣華嚴經八十卷
法花經八卷
最勝王經十卷
合七百七十七卷　（天平十一年）

金字說無垢稱經二部十二卷　(同十五年)

銀字梵網經一部觀無量壽經一卷合三卷　(勝寶二年)

現存する金字經では上述の紫紙最勝王經が二部と卷二卷三が民間に、法花經は東明寺に四卷あり、華嚴經は一卷その他は斷片となつて傳つてゐる。

色紙經は同色を以て一卷を書寫したものと一張づゝ色目の異つたものを繼紙したものとある。前者の遺品としては中村雅眞氏藏の大方等大集經卷九がある。これは少々褪色してゐるが紅麻紙である。後者に屬するものは完全には殘つてゐないが、稀に手鑑などに貼られてゐる。それは藍と紫と褐などである。天平勝寶六年十二月八日の文書の

納紅紙貳伯捌拾肆張

右依三井命婦十二月七日宣爲奉寫法華經一部理趣經一卷金剛般若經一卷料所請如前

上　烏　養

同八年四月五日納靑褐紙三百四十四張

十二卷灌頂經一部料用一百五十張

殘一百九十四張

右依三井命婦宣奉寫灌頂經一部料

などによつて見らるゝ如く、かゝる装飾經は上流の寫經に用ゐられたもので、その都度寫經司の方へこれに要する料紙及軸紐などを供給したものゝやうである。

呉原生人

五　書風の系統

奈良朝の寫經は一面に於いて日本書道の源流ともいへる。なぜならば當時の書道は一に隋唐の移植であり、寫經の發達によつて書寫を促され急足に普遍したからである。この見地よりすれば寧樂寫經は又、書道の分野が極めて大きな役割を持つのである。故にこれを檢討することは書道史の上に系統と分布を闡明することゝならう。よつて以下天平の盛時を中心として暫くその書寫に目を注いで見やう。

複雜な奈良朝寫經を書風によつて體系づけるには、先づ前朝より注入した二つの流れがあることを知らねばならぬ。それは半島を經由した隋よりの書寫體と、直接遣唐使によつて傳へられた盛唐體とである。前者は時代も古く一般寫字生の間に墨守され、後者は主として貴族上流の間に迎されたもののやうである。

おもふに隋は文帝、煬帝の崇佛による經典の保護、寫經文字の統一整理が行はれ、唐に移つては、太宗又文字に心をいたし、晋の王羲之、王献之に祖述したゝめ、天下は靡然としてこれに倣ひ、支那書道の黄金時代を釀成したことは史上明らかなことである。こゝに於いて晋風の書道は整理完成され、虞世南、歐陽詢、褚遂良をはじめ多くの書家を輩出し、これらが各一家の風をなし、中唐に及んでは顔眞卿がこれを繼承代表してゐたかの感がある。

わが國に傳來した初期的の書風は知るべくもないが、これが半島經由のものであつたとすれば、恐らく隋の前驅たる六朝系統のものであつたかと想像される。現存最古の肉筆として傳へられてゐる傳聖德太子の「法華經義疏」に見る風は、御物賢劫經の願文及書道博物館藏の北魏晋泰二年の書寫にかゝる律藏の願文などゝ同系のものであるから、これによつて半島經由の系統の一端が知られる。（圖版參照）

奈良朝寫經はその書體の結構樣式から見て隋風であり、魏の造像、碑銘の影響を受けてゐる。晋風の所謂王羲之の書は勿論、唐の諸大家の書もやゝ時代は後れるが、既に前朝に傳つてゐたことは、記錄によるも又現存の斷巻や寫經によるも立證し得るところである。

大寶令に依れば大學寮には書博士二人を置いて書法を教へたとある。義解にいふ

「惟以二筆跡巧秀一爲レ宗、不下以レ習二解字樣一爲上レ業、與二唐法一異」

とは即ち書寫の師であつて、字學の師ではない。唐法とあるは太宗の時六朝の弊を改め、五經文字九經字樣を選し、石經を刻して經典の文字を正したことがある。その新學風を斥すのであつて、天平頃遣唐學生、學僧によつて追々唱道されたものであるが、まだ行はれなかつたので故らに「唐法と異る」と注意してある。これはとりも直さず書博士の書法は隋風を固守してゐたことを裏書するものである。隋風といふももとより王法の漸及的に固定されたもので、結體は前述の如く魏の像碑の體を承けてゐるものが多い。

次に上流社會に浸透した盛唐風が、前朝既に傳つてゐたことは、天武十四年書寫の「金剛場陀羅尼經」及同年造顯の長谷寺の千佛多寶塔銅板の銘によつて云へる。この兩者は書風より見て全く同一人の手に出づるものであるが、初唐の歐陽詢の所謂歐法で、さらに詳しくいへば子の歐陽通の道因法師碑に酷似してゐる。して見ると當時既に歐法をよくする者の渡來してゐたことを立證してゐる。又當時手本として請來された法書の記錄も決して少くない。元明天皇の養老六年十二月に大安寺奉納物中に「書法一百卷」の目あることをはじめ、天平勝寶八歲の東大寺獻物中には

平城宮御宇太上天皇禮ニ聘藤原皇后ニ之日相贈信幣之物一箱
書法廿卷

搨晉右將軍王羲之草書卷第一　廿五行黃紙
羲之草書卷第二　五十行蘇芳紙
同　羲之草書卷第三　四十行黃紙
同　羲之草書卷第四　五十四行黃紙
同　羲之草書卷第五　三十行黃紙
同　羲之草書卷第六　四十一行黃紙
同　羲之草書卷第七　四十六行白紙
同　羲之草書卷第八　四十四行黃紙
同　羲之草書卷第九　四十五行黃紙
同　羲之草書卷第十　廿五行黃紙
同　羲之書卷第五十一　眞草千字文二百三行淺黃紙
同　羲之書卷第五十二　卌七行黃紙
同　羲之書卷第五十三　廿一行黃紙
同　羲之書卷第五十四　廿一行黃紙
同　羲之書卷第五十五　廿五行黃紙

同　義之行書卷第五十六　四十一行黃紙
同　義之書卷第五十八　卌五行黃紙
同　義之書卷第五十九　廿五行黃紙
同　義之行書卷第六十　卌七行黃紙
同　義之扇書壹卷　廿行黃紙

右並納ニ銀平脫箱ー箱亦納ニ高麗錦袋ー

と記されてあり、又鑑眞和上の東征傳中にも

王右軍眞跡行書一帖、小王眞跡三帖、天竺朱和等雜體書五十帖□□□□□水精手幡已下、皆進ニ內裏ー

とあり、文中小王とあるは羲之の子獻之のことで羲之を大王といふに對し獻之を小王といつた。猶天平勝寶八歲八月に書法一百卷を崇福寺に施入したことが續日本紀に載せられてゐるが、恐らくこれも二王の書を中心としたものであつたと想像される。

尙正倉院文書中にはこれに關する返納目錄といふものがあつて、手習の爲めに借用したらしい。

附羲之書法八卷目錄返納文　黃紙白紙或三十行或四十行

延曆三年三月廿九日

主典正六位上　大野我孫

少判官正六位上　下道臣

又天平寶字六年十二月廿四日の雙倉北雜物出用帳に

歐陽詢眞跡屛風一具十二扇

とあり、これらによつて上流間にいかに貴重に取扱はれたかを知ることが出來やう。そして歌集万葉集にも「結びてし」「定めてし」などに「義之」（義は羲の誤）或は「大王」と書いて「てし」と讀ませてゐることに見ても、當時書は一に羲之を祖述してゐたことは推量し得る。而してこれが普及に當つては時代の要求に應じて廣く行はれた寫經が大いに與つて力となつたことはいふまでもない。

今この二樣の流風を結構の上から解けば隋風は整然として固定された中に扁平の形を取り、やゝ前方を狹く後方に廣くした傾向があり、盛唐風即ち初唐の結構はなべて長形を保つて内容が豐富であり、含蓄があつて自由である。殊に歐法は寒勁の氣を思はせ前述の金剛場陀羅尼經の如きは利刀を振り翳す如き鋭さを持つて森嚴味を見せてゐる。この初唐の新樣が隋風の根強く分布してゐる中に浸透してゆくには、そこに長い年歲を要したことは勿論である。

當朝に入つては寫經事業の盛大に伴ひ、新書風も續々輸入されて複雜極りなき狀態を呈してゐ

るが、これを三期に分けて云へば、その初期に於いては上述の二樣が前朝の餘勢を受けて存し、これに盛唐の精采が寫經風に洗練されたものが加はり徐々に全寫經を風靡した。中期にあつては更に中唐の顏眞卿の風が輸入してゐる。顏法はその形態よりすれば、肉があつて盛唐のものと反對に結體が圓い。續いてこの顏法が寫經化された大字系の莊嚴を加味した一種の筆癖を持つ肥厚鈍重な一派を請來して前朝よりの二流はこゝに姿を消して行つた。後期はこの新書風が壓倒的に靡漫し盛唐體の精采を永く見ることは出來ないが、漸次兩者の結合體と見るべき所謂天平寫經體なるものが生成してゐる。私はこれを以て和樣體のはじまりと見るのである。以上三期に分けて書風系統の注入された時期を示したのであるが、又筆寫の巧拙によつて歸化生と經生とに分けて見る方法もあらう。前者は彼土に於いて專門の經師であつたであらうから、その特色は練達した筆法の精致に於て他の追從を許さぬものがあり、經生は歸化人と區別しての謂で、その內でも手腕の優秀なものもあり、習氣の多いものもあるが、題師は熟練經生であり、永年寫經に從事した者であるから、その書も歸化生或は直接據本となつた請來經の風に接近してゐるが、國民性が異る以上歸化生のそれとは自ら見分けられる。又經生中採用されて年淺く、これら先輩の薫陶を受けつゝある者には、殊更らしい習氣があり、文字はよく出來てゐながら誤脫も多く出したと見てよいのである。現存の遺品中書風に從つて區分して見れば

一 隋風系

長尾王願經大般若經中（和銅五年）

聖武天皇勅願一切經中七知經（天平六年）

二 盛唐（初唐）歐法系

知法一切經中舍利弗阿毘曇（和銅三年）

藤原夫人願經中文陁竭王經（天平十二年）

三 唐經系

長屋王大般若經中（神龜五年）

聖武天皇勅願佛頂尊勝陀羅尼經（天平十一年）

光明皇后御願一切經中大部分（天平十二年）

紫紙金光明最勝王經（國分寺經）（天平十三年）

唐僧善意大般若經（同　十九年）

法隆寺行信大般若經（神護景雲元年）

四 中唐顏法系

建部虫麻呂瑜伽師地論（天平勝寶六年）

五　大字系

賢愚經（大聖武）　（天平末期推定）

大字法華經　（同　上）

不空羂索神變眞言經　（同　上）

六　混合和樣系

中阿含經中大部分　（天平寶字三年）

吉備由利大毘盧遮那神變加持經　（天平神護二年）

孝謙天皇勅願經中大部分　（神護景雲二年）

大般若經（魚養經）　（寶龜頃推定）

これは上述の標準に從つて比較的その系統の濃厚なるものを分類したものであるが、他のあらゆる天平經もその何れかに區分し得るであらう。更に二三の內容を說明すれば、先づ初期の代表的遺品たる和銅五年の長屋王の大般若經は現存二百十二卷中第四百三十だいの十卷は全く隋經そのまゝを見るやうである。（圖版參照）これを以て歸化經生の書と見るも異議はないと思ふ。他はなべて隋の扁平系であるが中には終始一貫してゐないものもある。これは寫經所の制度が未だ充分に整つてゐなかつた爲めの自由な表はれと見ることも出來るが、又寫法に習熟してゐないものと

も云へる。三の同王神龜五年のものになると書風も一變して純唐經風である。寫經所の整備と共に新らしく歸化した經生が新書風を齎らし得々として氣焰を上げてゐるかに感じられる。更に天平十二年五月一日の光明皇后の一切經に至つては殆どこの風に靡き中心經所を覆ふてゐる。こゝに於いて隋唐體は時代の潮流に合して絕頂に達したものといへよう。これらの各卷を一瞥するならば、初唐の風を帶びてゐながら、歐法の險峻さはなく、內に慈味を藏し、外に温味を顯した眞に佛菩薩の慈悲に惠まれ、蓮華藏世界の法悅にひたつた天平人の和やかさそのものを想はしめる。これを以て寫經の精髓といふべきであるが、まだ日本的な內容は幾らも盛られてゐない。謂はゞ唐の移植であつて、唐の肉筆を味はう上には絕好のものである。然しこれも次に來るべき新興書風の擡頭によつて神護景雲の行信經中に名殘を留めてゐるものゝやうである。

新興書風とは如何なるものを斥すか、即ち圖(六)の習癖を帶びたものではあるが、所謂和風の擡頭しつゝあるもので、万葉人の太い神經がその底を流れてゐるかに感じられる。今その發生を考へて見るに、寫經生は官立又は寺家の經所に於て働いてゐたが、その中心となる官立經所には比較的熟練者が多く撰ばれてゐたので、歸化生の感化を早く受けたのも、そこに出仕する經生であつたであらう。全盛時代には種々の目新らしい書風が間斷なく移入されたことであらうが、そのうち最も寫經生が眩惑されたものは(五)の大字系で大聖武と稱せらる賢愚經一派の書風である。

（圖版參照）この經は荼毘紙に書寫され、字詰も十字より十三字といふ自由な書振りを示し、墨痕淋漓たる肉太にして凌角を顯はした莊重な感じを與へるものであるが、この覇氣に滿ち堂々獨壇上を濶歩するが如き筆致が、いまゝでの因襲的寫經にとぢこもつてゐた寫經所の人々の眼に如何に映じたことであらうか、如何に新鮮味、莊嚴味を注入されたか、至上の佛を表現するに今迄の溫味に代るにこの莊重、重厚を以てすることに深い魅惑を感じたことは想像に難くなく、やがては欽仰の念を起さずにはゐられなかつたであらう。

こゝに於て從來の書風にこの新鮮味を注入した所謂、天平經風が生れるに至つた。今正倉院文書中より廿年以上出仕の經生を拾つて見るに、山背野中の天平八年よりの記錄を最高として、

山背野中（三十八年）筆蹟現存
山邊花万呂（三十七年）
鬼室石次（三十六年）
念林老人（三十五年）
淡海金弓（三十四年）
山邊諸公（三十四年）筆蹟現存
安子石勝（三十一年）

高屋赤麿（二十九年）筆蹟現存
一難寶郎（二十八年）同
万昆嶋主（同）
建部廣足（同）
高市老（二十七年）
大石毛人（同）
若倭部益國（二十六年）
三嶋子公（同）
忍海廣次（二十五年）題師
勝廣前（同）
秦家主（同）
漢淨万呂（二十四年）
大宅童子（同）
韓種万呂（同）
櫟井馬甘（同）

杖部子虫（同）
錦部人成（同）
山邊吾方（同）
岡日佐大津（二十三年）筆蹟現存
葛木豐足（二十三年）
三嶋宗万呂（二十三年）題師
道守豐足（同）
依羅國方（同）
粟田君足（二十二年）
民長万呂（同）
志起咋万呂（二十一年）
馬道足（二十年）
金月足（同）筆蹟現存
坂本東人（同）
杖部年穗（同）

などが擧げられる。但しこれは記錄に上つてゐるものゝみであるから、正確は保し難いが、高屋赤麻呂は別項の如く寫經司に於て文書を扱つてゐた老生と見做されるものであり、三嶋宗万呂及忍海廣次はともに題師を勤めて居るから、これらはいづれも初期以前に於て相當の活躍を認めてよいものである。而して現存する筆蹟を見るに高屋赤麿（中阿含經卷九）には重厚にして沈着さが窺はれ、一難寶郎、山邊諸公、岡日佐大津などは皆同一の書風で、いづれも大聖武の影響を受けたと思はれる共通のものがある。就中、一難寶郎が最も優秀な筆蹟を殘してゐるが、（圖版參照）これは高麗の歸化人で、父子關係にあつたかと思はれる一難善得は神龜五年の長屋王の願經及天平十一年の法花經書寫に於て活躍してゐる。その筆蹟は精彩ある唐寫經を見る如くであるが、寶郎に至つては時代の潮流とも云ふべく、大きく勁峻の筆に凌角を表してゐるのは全く賢愚經風を受けてゐることは見逃せないのである。但し、これらは天平勝寶より天平寶字年間にその筆蹟を殘してゐるものであるが、彼等より先輩であつて、寶龜の頃までも奉仕した山背野中はその影響を餘り受けず、却つて天平初期の唐風を固守してゐる。これによつて考へるときは、賢愚經の所謂大聖武の書風を傳へたのは凡そ天平も中期を過ぎた頃少くとも天平十二年の光明皇后の一切經の後であつたと思はれる。

この流行體は奈良後期を風靡して平安朝初期に及んでゐるが、尙、この間にあつて依然別な書

風を保守してゐるものに科野虫麿（圖版參照）の歐法あり、建部虫麿の如き圓味を持つ中唐の顔法を傳へてゐるものもあるが、概して大字系の影響を受けたものが多い。世に寫經體、天平體と稱するものは即ちこれである。

以上は寫經生の書風を一瞥したのであるが、一方貴族上流の間に流行したと思はれる晋風の書流はどうであるかといふに、天平十六年の御署名ある光明皇后の樂毅論をはじめ、杜家立成、雜集などの御物中に見られるが、寫經の記錄に見ゆるものに天平七年の條に

法花疏十卷黃紙

右件疏、親王御書自内裏靈智師施

新翻藥師經四卷二色紙二黃 本願藥師經三卷二色一黃

皆朱頂軸紫綺四卷緣褾三黃褾一

右奉寫　太上天皇御敬寫

八月十三日　大進宣　廿山寺請 知秦万呂

とあり、親王とは井上王、太上天皇は元正天皇で共に御寫經を遊ばされたことが知れる。現存中に書風の一例を引けば石山寺に藏する成唯識論十帖中に

天平廿年古京藥師之寺僧惠勝書矣

の奥書あるものはその書が經生に見る寫經體と全く異り結構の妙なる、直に王羲之の書法に接近したものといふべく、僧侶間にも普及してゐたことが思惟される。（圖版參照）

要するに微賤の官位にあつた史生、書生は保守的傾向を以て寫經に從事したが、上流高官の間に普及した盛唐體は寫經の事に與らない人達に用ゐられてゐたので、遺品の少ないことは止むを得ない。かくて輻輳した寫經書風は後期に於て混然融和し――或は寫經の衰微に伴ふてその蹤を絶つたとも見られる――新生寫經體となつて平安朝に流出するのである。

次に寫經文字は文書體、筆寫體ともいつて、永い傳統を以て書き馴らされた體である。その變遷は古文より秦篆に及び、漢末に隸書、八分といふ書體が生れた。楷書はこの隸書から筆畫の整齊されたもので、後世廣く用ゐられた筆寫體であり、寫經も又これによるのである。然るに後漢の頃、許愼といふ者が說文解字を撰して、字義を立てたので、こゝに文字學が起つた。今日の辭典、活字はこれによつてゐるから、筆寫體との相違が生じた譯である。書寫體は辭典體の理を以て字を解いたものではなく、從つて筆寫上の省略、異體は數限りなく出て來るが、一種の懷古的意義を含めて滋味の盡きぬものがある。その變遷の一端を古寫經からとつて示せば次の如くである。

手世尊佛經羅是眼

我身解作无罪所道

惡羅是佛我必无所薩

世尊佛經羅是无我所

是佛世羅眼薩經寫

（甘露元年譬喩經集字中村不折氏藏）

手、世、尊、佛、經、羅、是、眼

我、身、解、作、無、罪、所、道

（永嘉二年波羅蜜經）

惡、羅、是、佛、我、必、無、所、薩

（北京承平十五年菩薩藏經約千五百年前）

世、尊、佛、經、羅、是、無、我、所

（南齊永明元年觀普賢經卷一四六五年前）

是、佛、世、羅、眼、薩、經、寫

佛所菩薩无正法荘嚴

羅法是无作経卅寫所

卅世尊佛経羅是眼我身

解作无罪所道徳必菩薩

足分勝護荘嚴惱最界願

（梁普通四年華嚴經約一四二五年前）

佛、所、菩、薩、無、正、法、莊、嚴

（北魏延昌二年摩訶衍經約一四三五年前）

羅、法、是、無、作、經、卅、寫、所

（以下三行は奈良寫經に用ゐられてゐる體を以上の文字に從つて書寫したものである）

卅、世、尊、佛、經、羅、是、眼、我、身

解、作、無、罪、所、道、德、必、菩、薩

足、分、勝、護、莊、嚴、惱、最、界、願

これらは書道博物館所藏の古寫經より時代順に同字を拔書したのであるが、(一)の甘露の年號は前漢、曹魏、孫呉、苻秦、五代とにあつてそのいづれに屬するか、不拆氏自らは曹魏とされてゐるが、果して然らば我が神功皇后の五十六年に當り、普通後漢の永平十年を佛教渡來の時としてゐるから、それに後るゝこと百九十年となる。これが現存最古のものとすれば佛教東漸當初の經典として貴重な意義をもつ資料であり、文字の上からも注意さるべきものである。永嘉二年は西晋の懷帝の年號であるから傳來後二百四十年後の書寫として見ることが出來る。しかも書聖王羲之の生誕に先だつこと十二年の肉筆である。四行目の北涼の永平十五年の書寫は更に百四十年後のもので爨寶子碑の肉筆を見るやうである。五行目の永明元年のものは楷書の態が備つて書寫樣式も整つて一行十七字詰となつてゐる。

次の梁のものは更に正然としてゐて字形は扁平でありながら前に小さく後に擴がつて居り、北魏の正昌のものは筆癖があるが、前者の反對に字形が長く下に擴がつてゐる。

かゝる道程にあつて、徐ゝに改められて行つた書寫體であるから、殊に寫經に於いては原本となる正楷の古體を寫すので、自然そのまゝの古體がいつまでか傳寫される譯である。その變遷に就いて見ても、例へば、(一)に於ける三十、と世は明らかに區別されてゐるが、後世になつて最後の横畫が短くなり卅と紛れ易く、經の字にあつては、(一)のごとく初めは旁の巛は二點を以て

したが、(四)に至つて初點の連續によりハがスになり、兩樣に書かれるやうになつた。これを現存の碑碣に見るにハに書くものは九十人造像銘、敬使君碑、章仇禹生造象銘、高湛墓志銘、蘭陵公主碑銘などに見られ、スと書けるものには報德象碑、紀聖碑陰、口授銘、溫彥博碑、などが皆然りである。巠とするものは王行滿の聖教序、天平經中にもまゝ見るが、極めて少い。

六　寫經生とその生活

奈良朝の寫經目的は自己の願望達成の爲めであつて、その殆どが發願經である。然し、その書寫たるや佛說に從つてゐるので、佛教弘通の公的意味も兼備してゐたことはいふまでもない。自己の信仰であれば自らこれを書寫すべき性質のものであるが、願望の目的によつては必要以外の數をも要求したので、自然これを他人に委ねるのも止むを得ないことであつた。こゝに經生出現の所以がある。殊に奈良朝は國を擧げて造寺、造佛の行はれた時であるから、造經も又これに準じて、官立の寫經所が設けられ、公募の寫經生のあつたのも時代の要求といはねばならぬ。然し當時の制度を見るに、かゝる藝能に屬するものは、すべて微官の與るところで——高貴の自筆經もないではないが——所謂藝業人の職務となつてゐたので、經所に於ける經生も官吏としての扱

ひを受けてゐたが、極めて下級の生活に甘んじてゐたものと考へられる。故に經生の生活を見ることは、その携はる寫經の淨業がいかに精神的勞働であるかを知り、併せて當時の俸給生活者の狀況をも窺ひ得るのである。但しこゝには寫經生とのみいふも、校生、裝潢師、界生、畫師、等すべて經所に出仕してゐたものは、ほゞ同樣に見てよいことを附言しておく。

先づ寧樂朝に於ける寫經生はどの位ゐたかといふに、上述の如く寫經所の存在時期所在地などの確定によつて數字も得らるゝであらうが、これは恐らく永久に望めない問題であるから、現在の文獻によつて想像をするより外にみちはない。

寫經生の名の初見は神龜五年の長屋王の大般若經の遺品に見るもので（圖版三）それ以後正倉院文書にあつて天平三年八月の皇后宮職移牒に出るまで、何等記すものがない。それ以後の文書は寶龜五年まで脫漏はあつても比較的年代順に知ることが出來る。この間遺品と文獻に見ゆるものを悉く揭げて見れば次の如くである。便宜上五十音圖に分類したのであるが、或は誤讀して他部に編入されたものもあるかも知れぬ。猶地方にある經師と見らるゝものも混入し、校生にして經生を兼ねたる者も又中にあることを斷つておく。とにかくこれが管見による奈良朝の古文書及遺品にあらはれたすべてゞある。

表中〇印は題師を示し、又弧內は異字同人を示す

(ア)安曇(アヅミ)廣万呂	安曇廣濱	安曇高額	安曇國依
安子兒君	安子石勝	安勅(アノミコト)麻呂	安救月足
安得(アト)好志	安宿(アスカ)廣成	安宿主万呂	安宿種万呂
安宿大廣	飛鳥(アスカ)戸黒万呂(安宿)	飛鳥刀良	飛鳥部立万呂
阿刀息人	安刀足嶋	阿刀酒主	阿刀兒嶋
阿刀月足	阿刀弟人	阿刀宅足	阿刀乙万呂
淡海(アフミ)石足	淡海直万呂	朝氣人君	漢人(アヤ)咋万呂
漢淨万呂	漢部佐美万呂	粟田君足	案字(アジ)石勝
安津犬養	阿閇伊賀万呂	阿閇葦人	阿閇廣人
阿閇豊庭	阿閇奴万呂	阿部万呂	阿閉惡人
○我孫(アビコ)人主	赤染廣庭	赤染人足	穴太上万呂
穴太雜揚	穴太乙麿	足奈多須	廿良辰良
縣　在人	敢臣男足(小足)	葦浦繼手	余(アグリ)　廣足
余　乙虫	余　馬甘	新家針魚	海犬養(アマイヌカヒ)廣足
(イ)出雲蓑万呂	出雲足嶋	出雲小万呂	一難善得

一難美得
伊賀宣嶋
伊波多島足
五百原豊成
石村乙万呂
石津土人
井門牛甘
糸　益人
生部年足
(ウ)釆女國嶋
釆女山守
占部淨島
宇治若江
宇治淨日万呂
(エ)江沼鹽万呂

一難寳郎
伊賀人足
伊福部眞勝
犬甘廣野
石上小君
石川宮衣
茨城角万呂
依知小倭
生江秋万呂
釆女才万呂
釆女堅魚万呂
占部得足
宇治男勝
右兵衛牟佐人成

伊香馬養
伊吉馬養
伊勢部直勝
犬甘廣足
石上三田次万呂
井門馬養
板持三依
飯高豊長
彌祖古君
釆女立万呂
釆女五百波
占部忍男
氏部小勝
台(ウテナ)　万呂

伊香原馬
伊蘇志内万呂
五百木直勝
犬甘木積万呂
石津眞人
井上岡万呂
糸井市人
磯部官盧
櫟井馬甘
釆女牛甘
馬黒万呂
氏直根万呂
宇治部氏万呂

(オ)大鳥道足
大鳥祖足
大宅童子
大石毛人
大田廣嶋
大友小田次
大友島万呂
大伴路万呂
大伴吉人
大原魚足
大窪石弓
大隅公足
大鹿石別
忍坂　冠
○忍海(オシウミ)廣次

大鳥國益
大鳥春人
大宅人上
大石廣万呂
大田宿禰名繼
大友廣國
大伴蓑万呂
大伴智万呂
大原魚次
大原國持
大窪牛甘
大羅島守
忍坂(オサカ)成万呂
忍坂部諸國
忍海新次

○大鳥高人
大宅廣万呂
大宅立足
大石諸甘
大友氏万呂
大友眞高
大伴淸人
大伴國忍
大原東万呂
大弓削若万呂
大縣道繼
大坂廣川
忍坂黑坂
忍坂部乙綱
忍海比平万呂

大鳥千足
大宅直立
大宅年足
大田　虫
大友東人
大友大野
大伴赤橋
大伴名繼
大原大魚
大市大山
大狛平治
大湯坐千國
忍坂友依
忍坂和万呂
忍海氷魚万呂

凡河内土持	小野古万呂	小野廣万呂	小野國方
小野淨人	小事足次	小長谷眞弓 天平十七、十二、新参	小長谷金村
小長谷島主	小長谷直國	小竹原乙万呂	小治田弟成
小治田人麿	小橋豊島（雄橋）	岡屋石足	岡日佐大津
岡　人成	岡屋黒縄	推移豊島	音太部野士
刑部(オクラベ)安万呂	刑部得万呂	刑部縄万呂	刑部足島
刑部人成	刑部眞綱	刑部在万呂	刑部眞主
刑　國足	刑部廣濱	刑部和万呂	刑部家道
刑部島足	荊部諸國	荊部成麿	尾張廣足
尾張乙人	尾張國勝	尾張張人	尾張足人
尾張宮成	淡海金弓	面　得敬	薏原人万呂
息長(オキナガ)首名	他田(ヲサダ)毛人	他田嶋万呂	他田建足
他田水主	他田豊足	他田千足	契斤(ヲサゲ)乙万呂
鬼室石次	鬼室小東人		
（カ）辛(カラ)　金福	辛　淨足	辛安万呂	辛鍛治廣濱

辛佐土万呂	辛 金神	辛淨万呂	辛 人足
韓種万呂	韓國人成(辛國)	韓國毛人	辛國山足
辛海倭万呂	辛鍛直立	辛國千村	神奈世万呂
神門諸上	神人万呂	春日五百世	春日淨島
春日山寺	春日部伯	春日禰麿	春日彌繼
葛野人成	葛野安万呂	上末村稻豐	上來金太
上 眞立	上 馬養	上虫万呂	上毛野家繼
上毛野秋上	上毛伊賀万呂	上毛野名万呂	河内淨成
河原繼万呂	川原竈門	河原人成	川原水通
柏原大嶋	鴨(加茂)筆	鴨 田主	加陽田主
葛木豐足	香山佐彌万呂	掃守(カニモリ)古万呂	掃守廣野
掃守笠万呂	禾田(カタ)公足	縵(カツラ) 人益	
(キ)君子子君	王 月	王廣万呂	既母辛白万呂
既母日万呂	既母辛建万呂(吉母)	王 馬養	吉 万呂
吉師廣人	紀 虫且	紀 國繼	紀 廣主

紀　主人	紀　山寺	黄君万呂	金　法孝
金　月足	衣枳廣成	斫槻（キリツキ）繩万呂	淨野人足（淸野）
私（キサ）　石嶋	私　人足	私部眞國	私部廣國
（ク）呉原保野	呉原生人	呉原登美万呂	呉　令貴
日下部君万呂	金持諸助	車持（クラモチ）万呂	栗前咋万呂
久米熊鷹	藥田万呂	久米表足	久須原部廣嶋
國石　虫	國足麻呂	國伯万呂	栗前五百繼
桑內眞公	桑原足床	倉橋赤人（椋橋）	倉橋部秋麿
椋橋部生成	椋人大立	辟槻（クヂツキ）繩万呂	辟秦諸士
椋椅人足			
（ケ）祁用理大成	契　福明		
（コ）古瀬（コソ）小僧（古來）	已知蟻羽	已知蟻石	腰高種柏
子部太万呂	子部田夜須	子部乙万呂	巨勢万呂
狛（コマ）　牧人			
（サ）酒　豐足	酒使（サケノオミ）奈得須	酒波家万呂	坂合部文万呂

坂上建万呂	坂上馬甘	坂合部久万呂	坂上諸人
坂合部濱足	坂合部屋中	坂本東人	坂本直嶋
坂上淨道	佐伯淨足	佐伯濱主	佐伯諸土
佐伯人足	坂本吾人	佐夜牧徳	佐夜田人
佐他　橘	雀部(サヽキベ)嶋足	雀部都智万呂	前部(サキベ)倉主
三水戸(サミトベ)赤万呂			
(シ)品治吉足	尺度虫万呂　―	志紀人成(志貴)	志紀咋万呂
志斐敷万呂	宍人小常陸	宍人三田万呂(御田)	宍人足人
信濃濱足	信濃虫万呂(科野)	將軍水道	將軍陽生
下村人長	下村主(シモノスグリ)道主	下村　主	下　淨人
嶋田大橋	島　淨濱	下　淨足	城上神徳
城上連人足	島三立万呂	白壁三田次	城上神徳
後家(シリケ)川万呂	後家波万呂	委文(シツノ)公万呂	委　文君
委　人足			
(ス)角恵万呂	住道(スムジ)小粳	住道小糖	次田(スキタ)麻直目

勝（スグリ）廣前
(ソ)曾彌佐美万呂
(タ)高屋赤万呂
高東万呂
高　磯足
高史千嶋
高橋春人
丹比祖足
丹治比乙山
田邊秋上
田部虫万呂
○達沙牛甘
民使石山
丹波宿奈万呂
工　淸成

勝　宅廣
宗何部家守
高　忍熊
高　東人
高市老人
高野廣成
高向小祖父
丹比道足
丹比連廣國
田邊水主(三主)
田部國守
達良息人
武丘廣足
太賀物部
建部國長

薗部廣公
高　豐嶋
高屋令史
高市枚人
高橋豐川
高向宮万呂
丹比道成
多治比眞人諸羽
田邊老万呂
田中倉人
民島万呂
武丘廣立
竹志島足
建部廣足

高廣万呂
高　大麿
高市友足
高橋息島
高向子種
丹比眞君
○田邊櫃實
田邊當成
田上嶋成
民長万呂
卓淳人足
工　石主
建部淸万呂

建部足國	建部虫麿	當麻保智万呂	當麻倉保万呂
長布治万呂	答他（タフシ）虫万呂	蝮王部乙山	館　息人
(チ)道守（チモリ）公万呂	道守豊足	張藤石白	張兄万呂
(ツ)槻本乙成	津守名万呂	津江　繼	筑紫嶋足
筑紫常人	敦賀君万呂	調（ツギ）屎万呂	調　袁蘇
調乎具祖(小屎)			
(テ)手嶋慶成			
(ト)登美加是	鳥取益万呂	鳥取宅万呂	常世馬人
常世人足	常他（トコケ）一番	常　乙足	德　足人
十市委万呂	十市正月	舎人國足	戸　令貴
常勝乙足			
(ナ)奈良石足	奈良東人	奈良河内	楢原内万呂
楢日佐廣足	難　万君	難　廣國	難　子君
難波高屋	中臣鷹取	中臣船万呂	中臣諸丘
中臣鷹石	中臣丸公成	中臣部人万呂	中室淨人

中島由多氣	長背若万呂	長瀬若万呂	楢許智蟻羽
(ニ)錦織(ニシキゴリ)東人(錦部)	錦織授刀	錦織君万呂	錦部君万呂
錦　大魚(大名)	錦部豐成	錦部若万呂	錦部人成
錦部小豆君万呂	錦部廣繼	尼彌東万呂	蜷川直足
(ヌ)額田部(ヌカタベ)万呂	額田部小足	額田部人足	額田部乙麻
(ネ)念林老人	念林宅成	念林人成	
(ハ)土師濱万呂	土師田次	東人小土師	土師鷹羽
土師人上	土師五百國	土師乙主	土師乙足
土師宿禰文依	土師守山	土師宅良	秦　人成
秦　廣濱	秦　佐婆	秦惠万呂	秦　乙君
秦下万呂	秦姓乙安	秦　在石	秦乙万呂
秦　弟兄(乙兄)	秦　家主	秦人万呂	秦　毛人
秦　掠主	秦　直勝	秦廣万呂	秦田村公
秦　東人	秦角万呂	秦　倉主	秦　廣人
秦　大來	秦　忍國	秦　眞繼	

秦　大土
秦小華米
秦　太得
秦文万呂
秦　鑑取
秦　万呂
羽栗國足
治田石万呂
丈部益人
丈部新成
長谷川寛万呂
柞井君万呂
(ヒ)檜前(ヒノサキ)馬長
日置旅人
廣田清足

秦　八島
秦月万呂
秦　大床
秦　忍立
秦　石上
秦　道形
林　浄道
丈部人万呂
丈部乙成
杖部在万呂
爪工(ハタクミ)家万呂
間人東人
○檜前家万呂
日置小張
廣田毛人

秦　乳主
秦　廣內
秦　息長
秦　眞人
秦　公足
秦　渡守
蜂田在人
丈部年繼
丈部廣嶋
杖部子虫(丈部)、
爪工造五百足
間人道嶋
檜前鯖万呂
日置佐彌比等
火撫多須万呂

秦久世万呂、
秦　千主
秦　立人
秦吉万呂
秦　度守
秦　双竹
鼻乙万呂
丈部德善
丈部石村
杖部濱足
柞井馬甘
日置蓑万呂
廣田廣濱
尋津廣濱

評　宅足	日佐膳夫	日佐大津	引田牧成
辟田在嶋	比呂廣万呂		
(フ)船花張善	船　太長	船木万呂	古手万呂
古　神撫	古　能善	古　東人	古　牛甘
古　月足	古　兄人	古　神德	古市淨人
史戸益人	史戸大立	史戸足人	史戸赤万呂
史戸木屋万呂	布勢公足	太　巨足	布利秋田
福勢伎美太	福當(フタギ)倉主	不破友人	不破直助
藤原內足	藤原宅來	文忌寸公万呂（天平十七、十二、勤參）	筆　濱成
筆　男公	夫老万呂	文　岡主	文忌寸吋万呂
布理乙万呂	布師廣田		
(ホ)穗積三立	穗積虫万呂	穗積万呂	
(マ)万昆(マコ)嶋主	万昆公足	万昆万呂	万昆石敷
万昆君万呂	万昆太智	万昆秋万呂	万昆石足
万昆身太	万昆神息	茨田(マンダ)角万呂	茨田万呂

茨田廣道
茨田淨野
(ミ)三島廣濱
三島石虫
三島老人
三河今主
三濃船長
美努久長
未津島万呂
壬生廣主
(ム)村擧人足
村擧祖繼
六人部田人
(モ)物部足人
物部道成

茨田兄万呂
茨田宿禰安万呂
○三島宗万呂
三島子公
三國人主
三尾子平廿
美濃乙麿
三使眞鹿
三村部友足
壬生年足
村國盆人
六人部大島
身人部荒角
物部人万呂
物部白万呂

茨田久治万呂
末蘇比麿
三島百鳥
三島百兄
三國廣山
三尾　工
美濃奥万呂
三宅作志
壬生人成
宮門日野万呂
村君安万呂
六人部角荒
身人部眞國
物部足國
物部千山

茨田孫足
岐(マタ)　淨人
三島岡麿
三島鹿養
三宅安万呂
三尾淨麿
美努足人
三津廣前
壬生美與曾
村山首万呂
武宜(ムギ)乙万呂
椋崎人足
物部嶋足
物部廣橋

物部鷹主	物部吉万呂	杜下月足	
(ヤ)山邊花万呂	○山邊諸公	山邊吾方	山邊千足
山部針万呂(播磨)	山背野中(山代)	山下　老	山下咋万呂
山下公足	山上一人	山田薗万呂	山田高貞
山田淨人	山口子虫	山口豐川	山口島足
山守乙万呂	山守馬人	矢集(ヤツミ)人成	矢集男道
矢集張人	矢集笠万呂	矢田部布留	矢田部忍男
矢作(ヤハギ)眞足	矢作廣嶋	矢作廣益	夜須德主(得主)
大倭毛人	倭　雄弓	陽胡(ヤコ)乙益	陽胡人万呂
陽胡田次	陽胡種足	(八洲得努志)	養德人足
(ユ)弓削佐比止	弓削伯万呂	湯坐伊賀万呂	雪　淨人
勇山八千石			
(ヨ)依羅(ヨサミ)國方(國堅)	依羅國栖	楊　廣足	依網國万呂
(ワ)丸部(ワニベ)島守	丸部万呂	丸部國足	丸部人主
丸部豐成	丸部豐人	丸部毛人	丸部鹽燒

丸部人万呂	丸部大人	丸部人公	丸　秋成
丸　公成	丸白万呂（丸連）	和爾部石敷（丸部）	若宮大淵
若湯坐東人	若倭部益國	若倭部國梓	委藥田万呂
若田部廣足	度津乎竹志	別（ワケノ）　家足（別公家足）	

實に千五百五十八人となる。これが前後四十八年間（欠年を含めて）のものとするも、全盛期は天平勝寳年間である。石田博士は勝寳二年の經師を推定せられて、百九十一人といふ數を計上されてゐる。

今天平十八年の十月より十二月に至る五經所の解によつて、それに奉仕した、經生、裝潢師、校生の配布狀況を見るに。（註五より註十まで參照）

（一）寫一切經所解　（十月一日）

經師二十人　校生二人　裝潢一人

（扱者）阿刀酒主　伊福部男依　志斐万呂

（二）寫經所解　（十月十二日）

經師廿五人　題師一人　校生三人　裝潢一人

（扱者）阿刀酒主　伊福部　志斐万呂

(三) 寫金字經所（十月十七日）
經師十八人　校生六人　瑩生六人　裝潢三人　題師四人
(扱者) 阿刀酒主
(四) 寫疏所解（十二月廿九日）
經師二十人　校生二人　裝潢一人　題師一人
(扱者) 志斐万呂
(五) 寫後經所解（十二月廿日）
經師二十九人　校生二人　裝潢四人
(扱者) 伊福部男依

これを合すれば經師百十二人、校生十五人、裝潢十人、題師五人、瑩生六人となるが、實は延人員であつて重複する者が多く、この内
五經所全部に奉仕した者　一名　忍海廣次
四經所に奉仕した者　六人
達沙牛甘　錦部公万呂　高市老人　既母辛建万呂　馬道足　錦部大名
三經所に奉仕した者　十人

忍海新次　漢淨万呂　山邊千足　大鳥高人　志紀咋万呂　古乎万呂　薏原人万呂　万昆多智
既母辛白万呂　坂上武万呂

二經所に奉仕した者　廿人

山邊諸公　大鳥祖足　建部廣足　阿肉廣人　角惠麻呂　鬼室石次　余乙虫　史戸大立　陽胡
乙益　岡屋石足　鬼室小東人　丈部小虫　爪工家万呂　呉原生人　阿曇廣万呂　史戸足人
　陽胡乙益　忍坂成万呂　山部花　山下咋万呂

一經所に奉仕した者　十八人

茨田久治万呂　山背野中　宍人御田万呂　丸部嶋守　秦姓乙安　黄公万呂　難万君　錦部豊
成　犬甘廣足　楊廣足　田上嶋成　羽栗國定　采女國嶋　古能善　杵井馬甘　己智在石　史
戸木屋万呂　王廣万呂　神門諸上

となつて結局五十六名が奉仕したこととなる。尙正月まで遡つて見れば二十四人

鳥取益万呂　阿閉葬人　大石廣万呂　春日五百世　己智蟻磯　薏原麻呂　海犬養廣足　錦部
安人　大石廣万呂　己智在羽　民長万呂　穗積三立　大友廣國　阿刀弟人　茨田兄万呂　大
友蓑万呂　倭人足　秦家主　秦在磯　評宅足　余馬甘　子部多夜須　海犬甘廣足

更に十七年に遡れば十二名の別人を增すことが出來る。

阿刀足嶋　文公万呂　山下老　柞井君万呂　小長谷眞弓　依綱國高　尾張々人　阿刀息人
葛野安万呂　蜂田在人　弓消佐比止　雀部嶋足

これを以てこれを見れば天平十八年頃の官立寫經所の寫經生は總てゞ百名と見て實數に近いものではないかと思ふ。

そしてこれ等の經師は多くの場合、各官省にある史生が、經所の要求に應じて出仕してゐた。天平寶字二年九月五日の東大寺寫經所の解によれば、その所屬の一斑を窺ふことが出來る。但し官位は後記のものと前後するが

經師九十三人

乾政官史生	從七位上	尾張廣足
右辨官史生	少初位	常世馬人
文部省史生	從八位上	山口子虫
禮部省史生	正八位上	山田淨人
仁部省史生	從八位上	糸益人
武部省史生	無位	土師弟主
義部省中解部	從六位上	韓國毛人

史生	大初位上	韓國千村
節部省史生	正八位上	秦豐穗
	正八位上	廣田廣濱
糺政臺史生	從八位下	長背若麿
左京史生	無位	倭畫師小弓
坤宮官舍人	少初位上	秦忍國
	少初位上	十市倭麻呂
左大舍人	大初位下	田部虫麻呂
	大初位下	田上嶋成
	大初位下	丸部人主
	無位	廣田毛人
右大舍人	大初位下	丈部子虫
	少初位下	坂上建麿
文部省陰孫		引田枚成
書生	從七位下	忍海廣次（題師）

従八位上　三嶋百兄
従八位上　万昆君麻呂
大初位上　若倭部國桙
少初位上　丈部濱足
無　位　山部吾方麿
無　位　湯坐伊賀麿
同　高東人
同　道守君麿
同　秦晏子

位子
少初位上　阿閇豊庭
少初位上　小治田弟成
無　位　安宿廣成

留省
大初位下　佐太橘
少初位下　子部多夜須

内史局書生
無　位　石津眞人

散位

正六位下　難波高屋
正七位下　史戸赤麿
正八位下　韓種麿
従八位上　神門諸上
従七位上　張布特麿
従八位上　万昆神恵
従八位下　將軍水通（題師）
従八位下　秦太草
大初位上　三嶋岡麿
大初位上　三嶋鹿養
大初位上　余弟虫
大初位下　椅河內
少初位上　後家川麿
少初位上　張兄麻呂
少初位上　綾部忍國

少初位下　尾張足人
同　岡大津
同　小治田人公
同　阿閉廣人
同　栗田君足
同　秦大土
同　櫟井馬養
白丁　三嶋子公
香山佐美麻呂
未津嶋麻呂
栗前咋麻呂
前部倉主
板持御依
日置小張
万昆秋万呂

（天平寳字六年少初位下）

田部國守

日佐膳夫

住道小粳

王馬養

信濃虫麻呂

井門牛養

中臣村屋鷹取

張阿古麿

間人道嶋

葛城豐足

安子石勝

大窪石弓

𧍒王部乙山

海部豐成

茨田淨野

大友路麻呂
刑部諸國
竹志嶋足
三嶋老人
念林人成
万昆嶋主
壬生人成
縵人益
穴太上麻呂
敦賀公麻呂

題師一人内記　正六位下　三嶋宗麿（題師）

校生八人

坤宮官舎人　無位　岐連清人

同　三國眞人廣山

未選　上毛野名方麿

		安宿主麻呂
右大舍人	無位	田邊岡麿
散位	從八位下	上馬養
	大初位下	安部牛養
司未選		大綱清人
		下道吉備

裝潢八人

右大舍人	從七位	能登忍人
	大初位下	荊嶋足
	大初位下	若宍人百村
坤宮官舍人	從八位下	宗形若麿
内史局裝潢	無位	伊波太嶋足
散位	少初位上	綾部忍國
	少初位上	張兄麻呂
白丁		河内漢部隅田

そして新らたに増員する場合は一々次の如き貢進文を以てする

經師貢進文

貢

秦正月麿 年廿二 山背國紀伊郡大里郷戸主秦廣吉戸口

寶龜三年二月十四日

寫經生の官位に就いては已に神龜五年の現物によつて知られるが文書では天平三年八月十日の皇后職移が初見である。

大初位上　船花張善

少初位上　安子兒君

少初位下　辛金福

少初位下　秦雙竹

少初位上　新家忌寸大魚

無位　長江忌寸金弓

同　安曇連廣濱

更に天平勝寶元年二年の經師上日帳を綜合すれば次の如くである弧内は後の昇格

紫微中臺舍人

正八位下　阿刀酒主（天平寳字三年從六位上）
正八位下　大島連高人（題師）
從八位下　川原藏人人成（天平寳字三年正七位下）
少初位上　他田水主
無　位　下村主道主
少初位下　楢許智蟻羽
　　　　　爪工連家麻呂
　　　　　史戸大立
無　位　秦家主

左大舍人

正八位上　建部廣足
正八位下　國足麻呂
正八位下　山部花
從八位上　治田連石麻呂
少初位上　錦部行大魚
少初位下　粟田朝臣船守

右大舎人

少初位下　阿刀連足嶋
無　位　村山連首麻呂（中臣）
少初位下　大田君廣嶋
赤染乎波多伎人足
岡屋君石足
山下造咋麻呂
坂上忌寸建麻呂
從八位下　能登臣忍人
大初位上　志紀縣主咋麻呂（久比万呂）
少初位上　櫟井臣馬養（柞井）
少初位下　河内民首長麻呂
難万呂
少初位下　楊廣足
無　位　倭史人足
少初位下　村國連益人

賀陽臣田主

圖書寮書生

正八位下　酒　豐足

從八位上　祁用理大成

從八位下　爪工造五百足

從八位下　万昆君麻呂

古　東人

無　位　道守朝臣豐足

式部省

少初位上、鬼室小東人（散位）

若櫻部朝臣梶取（散位）已上二人蔭孫

從八位上　矢集宿禰男道（小道）

少初位下　上毛野君秋上

史戸　木屋麻呂

少初位上　山口忌寸豐河　巳上四人位子

從七位下　忍海原連廣次

正八位上　古　乎一麿

散位寮散位

正八位下　錦部　小豆君麿
　　　　　馬史道足
從八位下　史戸足人
從八位上　角惠麻呂
大初位上　黃君万呂
大初位下　秦姓弟兄
大初位上　秦姓乙安　已上八人書生
少初位下　大市首大山
正七位上　勝廣前
從七位上　秦常忌寸秋庭
從七位下　達沙牛甘（題師）
正八位上　三嶋縣主宗麻呂（題師）
正八位上　山邊君諸公
　　　　　大鳥連祖足
正八位下　吳原忌寸生人

從八位上　漢人清麿（漢浄万呂）

從八位上　物部人麿

從八位上　古能善

從八位下　物部足人

大初位上　田邊史水主

大初位下　既母辛建麿

少初位上　茨田宿禰孫足

少初位下　久米直熊鷹

安倍長田朝臣麻呂

阿閉臣廣人

巨勢臣麻呂

鴨部呂

錦部連人成

日置造蓑麻呂

鬼室石次

無位

既母辛白麻呂
常世連馬人
大舍人五百嶋
久米直家足
糸井造市人
茨田連兄麻呂
余乙虫
采女臣國嶋
難子君
死 山下造公足
川原史繼麻呂
上村主馬甘
山部宿禰針間麿
村君安麻呂
三嶋縣主岡麻呂

秦忌寸倉主
田部宿禰乙成
阿刀連宅足
勇山八千石
小竹原部乙麻呂
若倭部益國
飽田史石足
羽栗臣國足
秦前東人
大伴若宮連大淵
敦賀直石川
大鳥連春人
臺忌寸麻呂
高橋朝臣乙麻呂
大原史魚次

兵部位子　少初位下
大膳職膳部　正八位下
年少舍人

万　昆　太　知（多智）

大伴宿禰蓑麻呂

春日　部虫麻呂

調　行　呰　麻　呂

小治田宿禰人君

土師　連小東人

佐伯　宿禰諸土

若犬甘宿禰木積

上毛野　君家繼

大　友　眞　忌

秦　　蟻　　磯

大友　日佐廣國

韓　鍛　治　廣　濱

丈部臣會禰麻呂

三嶋　縣主子君

（不　　合）

(未選舍人)

楢日佐廣足

伊蘇志內麿

阿刀連月足

大伴 連蓑麻呂

紀 臣 國 繼

岡日佐大津

井門臣馬甘

小治田朝臣牧人

掃守連廣野

雀部 都智麻呂

丹波 宿奈万呂

大石 村主諸甘

井上忌寸岡麻呂

張 兄 麻 呂

栗前 造咋麻呂

万　昆　石　足
三嶋　縣主石虫
井　門　臣　牛　甘
山　守　馬　人
少初位上　斫欄　臣繩万呂　（天平十一年）
少初位下　丈　部　造　子　虫
正八位上　上毛野公伊加万呂　（天平寶字三年）
少初位下　丸　連　白　麻　呂　（史生天平五年）

併せて所屬をも知り得る。こゝに位子とあるは大寶令による八位以上六位以下の嫡子で丁年に達して未だ任官せざる者をいひ、蔭孫は前官五位以上の者の子孫をいふ。

そしてこれ等の寫經生の内には在京の者もあるが、多くは新都寧樂をあこがれて、はる〳〵遠國より應試登弟した者であつた。天平二十年四月寫經所の解には三十一名の本藉と年齢及在職年數などが記されてゐる。

六人部臣身万呂　年四十四　勞三年
美濃國方縣郡志淡思鄕戶主六人部臣山村戶口

春日部㕝万呂　年十八　勞一年
攝津國西成郡美努鄕戶主春日部荒熊戶口
海犬甘連廣足　年卅八　勞三年
左京六條二坊戶主海犬甘連万呂戶口
大伴連蓑万呂　年廿九　勞三年
紀伊國那賀鄕戶主大伴連佰万呂戶口
子部連乙万呂　年卅　勞三年
大倭國宇陀郡笠間鄕戶主忍坂忌寸乙万呂戶口
少初位上　治田連石万呂　年卅七　勞十年
尾張國海部郡三宅鄕戶主私部男足戶口
少初位下　伊福部厚万呂　年卅七　勞三年
美濃國山縣郡片野鄕戶主伊福部五百江戶口
大弓削若万呂　年廿九　勞三年
下總國海上郡城內鄕戶主大弓削刀良戶口
大部臣㕝禰万呂　年四十九　勞二年

上總國山邊郡岡山郷戸主大部臣古万呂戸口
日置造蓑万呂　年卅六　勞三年
左京三條三坊戸主日置造男成戸口
次田連麻佐呲　年廿五　勞二年
右京七條三坊戸主正八位上次田連東万呂戸口
大友日佐廣國　年卅七　勞三年
近江國蒲生郡桐原郷戸主大友日佐千嶋戸口
山下造咋万呂　年廿三　勞三年
右京九條二坊戸主少初位上山下老戸口
羽栗臣國足　年廿六　勞三年
近江國犬上郡尼子郷戸主羽栗伊賀万呂戸口
岡屋君石足　年廿七　勞四年
右京五條三坊戸主岡屋君大津万呂戸口
茨田連兄万呂　年廿三　勞三年
山背國紀伊郡堅井郷戸主布勢君家万呂戸口

山部宿禰針間万呂　年廿五　勞一年
左京八條一坊戸主正六位下山部宿禰安万呂戸口
荒田井直枠鳥廿　年卅三　勞三年
尾張國愛智郡成海鄉戸主少初位下荒田井海見戸口
荒田井直枠牛廿　年廿九　勞三年
同所　　　戸主少初位上荒田井益万呂戸口
倭史人足　年廿二　勞三年
左京一條二坊戸主倭史直首名戸口
土師連東人　年十八　勞一年
山背國愛當郡大野鄉戸主土師連万呂戸口
呉金万呂　年十八　勞二年
右京六條三坊戸主國百嶋戸口
君子嶋守　年廿二　勞三年
常陸國久慈郡久慈鄉戸主君子淨成戸口
鴨縣主道長　年十八　勞四年

山背國愛當郡
鴨禰疑白髮部防人　年十八　勞四年
山背國愛當郡
久　米　直　鷹　年五十　勞一年
伊豫國久米郡天山鄕戶主
安宿戶造黑万呂　年卅五　勞一年
河內國安宿郡奈加鄕戶主正七位下安宿造直戶口
坊舍人无位石村部熊鷹　年廿五　勞七年
左京一條三坊戶主新田部眞床戶口
私　部　乙　万　呂　年卅六　勞一年
信濃國更級郡村神鄕戶主私部知万呂戶口
秦　　家　　主　年廿二
伊勢國朝明郡葦田鄕戶主船木臣東君戶口
村山　連首万呂　年廿五
河內國丹比郡狹山鄕戶主少初位上村山連濱足

これに見ると凡そ五十歳を最高として十八歳の年少者もゐる。中には寫經所常住の者もあつたが多く要求に應じて出仕した者である。

そして經所の仕事が暇な場合、或は命令によつては他所へも傭はれて行つた。

○奉寫石山院大般若所

請大舍人貳人

從八位下　物部毗登鹽並　可使校生

少初位下　信濃虫万呂　可用經師

右爲奉寫　勅旨大般若所請如件

天平寳字六年三月十三日

案主散位　從八位上　下村主道主

造東大寺司主典　正八位上　安部宿禰

これは石山院より勅旨大般若經書寫の爲め應援を求めて來たので、校生、經師各一人を經所より移動せしめたものである。

○南藤原夫人家解　申暫請經師事

神門臣諸上

右、有私可寫書、要切件人、望請被給、卅箇日許、欲令少書寫、今具錄事狀以解

天平十九年二月廿三日

正七位下行主船佑兼書吏　大友　村主廣名

○皇后宮職移　圖書寮

大初位上船花張善　上日壹伯拾玖夕肆拾

寫紙肆伯參拾張　涅槃經第三帙　紙一百九十張
瑜伽論抄三卷　紙二百卌張

少初位上安子兒公　上日壹伯陸拾壹夕伍拾

寫紙漆伯肆拾肆張　涅槃經第一帙、第三帙
瑜伽論抄二卷、晉書九帙

（中略）

右起去年八月一日盡今年七月卅日上日夕並寫紙如件注狀故移

天平三年八月十日

正八位下大屬勳十二等　內藏伊美吉

前者南藤原夫人は南家武智麻呂の子豐成の妻で北家房前の女を斥すものであらう。後者は光明皇后の宮でいづれも書生を日傭して書寫せしめられたものである。

又彼等の仕事は精神勞働に屬するもので經所に從事中はひたすら之に當るが書寫が連日に互る。

と疲勞に堪へ兼ね或は病氣等て暇乞をも申出てゐる。

丸部大人解　申請暇事

合四箇日

右爲大人之男瘡病有治四箇日暇請如件

仍注狀以解

寳龜二年正月五日

そして布施は年四期に分つて支給された。それは、その書寫量に應じてゝあるが天平廿年の千部法花經に見るに長功で一部八卷を約一ヶ月に於て書了してゐる。用紙は百七十七枚であるから、一張に付五文として八百八十五文の布施を支給されることゝなる。これが無休の全能力であるから、收入の最高と見ねばならぬ。これを布で換算すれば四端、絁(きぬ)ならば二疋となる。尤も經所にあつては衣食は皆經所に於て給されてゐた。(註三)然し仕事には嚴しい罰則が設けられてあつたから、幾らかの減收は免れない(註二)が、天平寳字六年の物價を見るに、米一斛の價が六百文乃至九百文となつてゐるから、收入としては決して少いとはいへない。それでも外に一家を營む上に於いては相當の遣繰もした。例へば丈部濱足の如き

丈部濱足解申請月借錢事

合錢五百文　利者月別百三十文

質物家壹區　地十六分之半板屋二間
在右京三條三坊
人口分田三町葛下郡

右限二一箇月一本利幷將二進納一若期日過者沽二成質物一一倍將二進上一仍錄事、狀解

寳龜三年二月廿五日

專受濱足

その家屋を抵當に入れて、高利の月借をしてゐる。こうした借金は經生の殆どがしてゐたやうである。寳龜三年の月借歷名といふものを見るに

月借錢請人歷名

占部忍男	五百文	韓國形見	四百文
小長谷嶋主	三百文	念林宅成	一貫二百文
田豐大山	四貫	陽胡穗足	三百文
大伴眞尋	五百文	忍坂部息嶋	二百文
丈部濱足	五百文(前揭)	物部常石	四百文
物部道成	三百文	高龜主	二百文
音田部野上	六百文	服部虫万呂	四百文

八木宮主　八百文　船木麻呂　五百文
大友路万呂　一貫　佐保禮人　一貫
小野廣成　一貫　山部針間万呂　七百文
工浄成　五百文　壬生廣主　八百文
藪家主　七百文　桑内眞公　五百文
石川宮衣　五百文　金月足　五百文
秦度守　二百文　薗吉嶋　六百文
美努石成　三百文　占部國人　二百文
秦道形　六百文　他田建足　五百文
田部國守　三百文　井守黒虫　四百文
玉作廣長　一貫　高磯足　八百文
秦國依　三百文

右月借錢請人等如件

寶龜三年四月十八日上　馬養

これには經師以外の者も多いが、以て一斑が窺へる。又

經師賑給注文

寶龜三年

九月八日下　錢貳佰文

一百文　若倭部益國　　一百文　秦　度守

右件人等依臥重病賑給如件

とあり賑給は今の見舞金といふが如きもので友人二名の病氣給與を給はらんことを請うて許可され實行に移る解で友情のある生活が偲ばれる

一欲換淨衣事

右淨衣去年二月給付、或壞或垢、雖ㇾ洗尙臭請除被及帳以外、悉皆改換。

一裝潢幷校生食麁惡事

大比者以₂黑飯₁給、請改給₂中品精食₁

一請藥分酒事

右案ㇾ机常居胸痛脚痺、請以₃三箇日₂一度給ㇾ酒者。

食米は玄米か半搗米であるからせめて白米を給せられたいといふ。又毎日机によつて居る爲胸が壓せられて痛く、脚は座り通しであるから痺れる。これは血液の循環が惡いからで三日に一度で

よいから藥用として酒を給せられたいといふのである。常に給食が粗末といふのではないが、かゝる生活狀態は當代の人情を知る上に興味あるものであらう。

七　願文に見る信仰變遷

寫經の卷尾に願文を記して、自らの信念を表はすことは、旣に北魏、西魏のものに見らるゝところであるが、その最も堂々たるものは隋煬帝の寶臺經藏の願文である。隋が天下を平陳するに當つて佛像、經卷の多く煨燼に歸するを憂ひ、令して普く海內の寶籍を集めしめた。その數は實に十万軸といふが、これを耆德有司に命じて檢案勘錄せしめ、修覆を加へて卷後に緣由を記したのが即ちそれである。故に隋風を踏襲して來た寧樂寫經に願文の多いのも又、當然といはねばならぬ。現存中にも

和銅經、神龜經、聖武勅願一切經、光明皇后御願一切經

などは各卷に漏れなく記されてゐて、しかもその文は後代に範を垂るゝものといへる。その一例を示せば光明皇后が御父不比等御母橘夫人の冥福の爲めに造顯された一切經には

皇后藤原氏光明子奉ニ爲

尊考贈正一位太政大臣府君尊妣贈從一位橘氏大夫人ニ敬ニ寫一切經論及律ニ莊嚴既了伏願憑ニ斯勝因ニ奉レ資ニ冥助ニ永庇ニ菩提之樹ニ長遊ニ般若之津ニ又願上奉下聖朝恒延ニ福壽ニ下及ニ寮釆ニ共盡中忠節上又光明子自發ニ誓言ニ弘ニ濟沈淪ニ勤除ニ煩障ニ妙窮ニ諸法ニ早契ニ菩提ニ乃至下傳ニ燈無窮ニ流中布天下上聞レ名持レ卷獲レ福消レ災一切迷方會歸ニ覺路ニ　天平十二年五月一日記

として、第一段に於ては寫經の勝因によつて御父母の尊靈を安じ奉るとその主願を述べ、第二段には現帝聖武天皇の福壽と臣下の忠節を祈り、第三段には更に自ら誓言を發し以て沈淪せる民草を救ひ燈を無窮に傳へんと近きより遠きに及ぼす大乘佛教の精髓を以て綴られ、その書樣に見るも、尊考の文字を平出法によつて行を改め、聖朝の文字に於ては缺字法によつて空白を存してゐる。（圖版參照）

かくの如く華文を列ねたあらゆる願文一行一句に注意すれば、そこには天平人が物語る信仰の狀態も仄かに窺はれて、一層深い親しみを感ずるものがある。

吾が國に於ける彌勒、彌陀の信仰は余ほど古くからであるが、これが寫經の願文中に現はれる最初のものとしては神龜五年の長屋王の願經である。それには

「各隨ニ本願ニ往ニ生上天ニ頂ニ禮彌勒ニ遊ニ戲淨域ニ面ニ奉彌陀ニ」(2)

といふ句を見る。上天に往生すとは彌勒常住の兜率天に上ることで、淨域に遊戲するは阿彌陀の

住するといふ極樂淨土の世界をさす。更に下段に於て「生二淨國一昇二天上一」とあるも同意である。即ち當時は彌勒と彌陀と相並んで信仰されてゐたことを知るのである。次に天平二年の僧賢證の瑜伽師地論の願文を見るに

「六度、四無量、弟人學、八正道」

など佛教修行の德目を以て、生死の海を渡る輕舫、楫、水手に譬へ、聖典に顯れる法音輪、大妙相の二菩薩を以て船主に比し、彌勒出世の三會を以て彼岸とし、渡海になぞらへて記してゐる。こゝでは單に彌勒の信仰である。この單獨信仰は又彌勒經の單獨書寫となつて顯はれて來る。同年石川石足の奉爲に彌勒經十部が書寫され、その奧には

「覩史多天に往生し、慈氏に奉事し、正法を聽聞し」(4)

とある。

覩史多天といふも兜率天と同じ意味であり、慈氏は彌勒菩薩の姓である。又同人天平十年の彌勒上生經の中にも (7)

「聞二妙法之圓音一兜率天中得二上眞之勝業一」

といへるが如きその一例である。又天平七年の書寫にかゝる瑜伽師地論の廿卷には願文はないが、各卷の奧記に、その發願者及書者の名を表はし、名の上には慈氏弟子といふ四字を必ず冠し

てゐる。

天平七年乙亥八月十四日寫了

書寫師慈氏弟子三宅人成本名今受名慈氏弟子慈靈檀越慈氏弟子慈性　本名三神智万呂

同具經中には各

書寫師慈氏弟子慈照　本名建部木万呂

同　慈氏弟子慈泰　本名建部古町

同　慈氏弟子慈勸　本名荒城臣多都乎

同　慈氏弟子慈通　本名難波部首益人

同　慈氏弟子優婆塞慈法　本名大石主寸豐國

同　慈氏弟子優婆塞慈信　本名赤染乎麻呂

これによつて考へるに、この淨業に當つて各〻慈の一字を冠した別號を貰つた譯で「今受名」と書してゐる。しかも本名を記してゐるが、これらを以て彌勒信仰の徹底せるものといふべきであらう。

次に天平三年の倉橋部造廣の願文に見るに、こゝには

「圖ニ書藥師彌勒菩薩合一鋪七軀」

經典と共に藥師と彌勒を一鋪の內に圖して二尊を相並べての信仰を示してゐる。藥師經の單獨書寫も多いが、現存のものには願文も年記もない。

又一方彌陀の單獨信仰も行はれてゐる。天平十二年の藤原夫人の一切經に見るものがそれである。藤原夫人とは藤原武智麿の女であるから、その周忌に當つて發願したもので、願文中の語句に

「神遊二淨國一」(9)

即ち淨土世界を示して居り、又天平十四年の春日戸村主廣田の大智度論には

「籍二此功德一過去神靈救三三惡趣苦一欲レ令レ往二生十方淨土蓮華臺一」

とあるも同じく彌陀の世界を欣求してゐる。天平勝寶七歲の六人部東人の一切經も又同樣に見てよいであらう。(13)

そして漸次これが悔過の思想と共に熾んになり阿彌陀經の單獨書寫も行はれた。但しその現存するものはないが、阿彌陀經の異譯本であるところの稱讚淨土經の大がゝりの書寫が行はれ、稱讚淨土經所なるものが設置さるゝに至つた。又續日本書紀天平寶字四年七月の條には「天下諸國每國奉造二阿彌陀淨土畫像一仍計二國內見僧尼一寫二稱讚淨土經一各於二國分金光明寺一禮拜供養」とあつて、各國分寺に命して供養せしめられた。當麻寺より散帙した傳中將法尼の同經及觀經曼陀羅

なども、その遺品として貴重な存在である。

次に悔過增益の信仰による陀羅尼の書寫である。正倉院文書中にも天平勝寶五年に

最勝王經一部開寫陀羅尼集經一部一切經內者納小明櫃一合又足別机數本又繪櫃二合
　右以五月一日奉請大辯才天女壇

又同年四月二十七日造東大寺司解に

造東大寺司解　申香山寺供奉悔過事

とあつて悔過に伴ふ陀羅尼の書寫が盛んになつた。その最も大々的に行はれたものは稱德天皇の百万塔陀羅尼である。

これは天平寶字八年に惠美押勝の亂が平定して直に大願を發せられたもので、無垢淨光大陀羅尼經の所說により、高四寸五分基經三寸五分の三重の小塔一百萬基を造り、各々その相輪の下に四種の陀羅尼を納められたのである。同經の陀羅尼法を解く中に

「依レ法書ニ寫此陀羅尼ニ置ニ佛塔中ニ如レ法供養、（中略）置レ塔之處、無ニ諸邪魅夜叉羅刹富單那毘舍闍等惡獸惡龍毒蟲毒草ニ亦無ニ魍魎諸惡鬼神奪精氣者ニ亦無ニ刀兵水火霜雹饑饉、横死惡夢不祥苦惱之事ニ（中略）一切諸天善神ニ守ニ護其國ニ於ニ國四周ニ各百由旬結ニ成大界ニ其中男女乃至畜生、無ニ諸疫癘疾苦鬪諍ニ不レ作ニ一切非法之事ニ」

とあるからこの一節に因られたものであらう。又百萬といふ數は、陀羅尼九十九本を書寫する功德はその儘九万九千の塔を建立する功德に相當するを以て、塔九万九千を造り、九十九の次に一百毎に節塔一基を造ればこれだけで一千基となるの所說によつて計一萬基と爲し、これを十大寺に納められたのである。然るにこの多數の陀羅尼を書寫するの勞に換へて摺寫が行はれたのであるが、その內幾本かは猶書寫である。現に法隆寺に殘るもの〻中にも三本ある。

其一は自心印陀羅尼で奥に「大湯坐千國」

其二は相輪陀羅尼で「七月廿五日吉万呂」

とあり今一本は記名がないが、根本、六度の四種共に書寫されたことはいふまでもない。猶陀羅尼の書寫は天平十一年五月四日に聖武帝が僧玄昉の疹疾平癒の爲め書寫せしめられた佛頂尊勝陀羅尼經あり、天平十三年七月十五日僧玄昉が天皇及太上天皇、皇后の奉爲に書寫した千手千眼陀羅尼經が現存して居り、石山寺には願意は分らないが天平寶字四年八月廿六日に丸部豐人の書寫にか〻る尊勝陀羅尼がある。

これら陀羅尼の書寫はとりもなほさず奈良朝に於ける密教がいかに盛行してゐたかを物語るものであらう。又唐招提寺にある瑜伽師地論には

天平十七年歲次乙酉四月中旬願主萬瑜菩薩

書寫法師信瑜菩薩

の記があり共に名に瑜伽の瑜を用ゐ、名の下には菩薩（略字）號を附して自らの信仰を表してゐる。他に餘りその例を見ないものであるが、これらは神護景雲二年五月の詔に

「是近冒レ姓復用ニ佛菩薩及賢聖之號ニ每レ經ニ聞見ニ不レ安ニ于懷ニ自今以後宜勿ニ更然ニ」

とあるものと考へ合せて、佛教が民間日常の瑣事に與へたる影響の如何に大なるかを察することが出來やう。

尙發願者の任意の選擇によつて行はれた數種の經を一括書寫したものには二種以上多きに至つては十種も一括したものがある。例へば法隆寺夢殿再興の行信が發願したものには

「至心發願、敬ニ寫法華一乘之宗（法華經）金皷滅罪之文（最勝王經）般若眞空之教（大般若經）瑜伽五分之法ニ（瑜伽師地論）」（15）

とある。但しこれは行信がその緒に就いて間もなく寂したので弟子孝仁によつて完成されたものであるが、特に四部を撰んだところにその人の信仰が窺はれる。尙文書中には

法華經十六部無量義經十六卷合百四十四卷　（天平勝寶五年）

法華經一部阿彌陀經十卷合十八卷　（寶龜三年）

梵網經二十部四分僧戒一部四分尼戒本一部合六十卷　（天平寶字七年）

大金色孔雀王呪經一卷、佛説大金色孔雀王呪經一卷、孔雀王呪經一部、大孔雀王經一部、十一面觀音神呪經一卷、十一面神呪心經三十卷、陀羅尼集經二卷合四十卷（同年）

同種經であつて、異譯本を悉く一括したものなどもある。いづれも自己の信仰に從つて淨寫したものであつて、當時の信仰生活に興味ある暗示を與へるものである。

以下願文の數種を抄出して參考とす。

1　（長屋王和銅經願文）

藤原宮御宇　天皇以慶雲四年六月十五日登遐、三光慘然四海遏密長屋殿下地極天倫情深福報乃爲天皇敬寫大般若經六百卷用盡酸割之誠焉

和銅五年歳次壬子十一月十五日庚辰竟

用紙十口張　　北宮

2　（長屋王神龜經願文）

神龜五年歳次戊辰五月十五日佛弟子長王至誠發願奉寫大般若經一部六百卷其經乃行列華文句句含深義讀誦者蠲邪去惡披閲者納福臻榮以此善業奉資　登仙二尊神靈各隨本願往生上天頂禮彌勒遊戲淨域面奉彌陀並聽聞正法俱悟无生忍又以此善根仰資

現御宇天皇並開闢以來代代帝皇三寶覆護百靈影衞現在者爭榮於五岳保壽於千齡　登仙者

生ニ淨國ニ昇ニ天上ニ聞レ法悟レ道修レ善成レ覺三界含識六趣稟靈无ニ願不レ遂有レ心必獲レ明矣因果達レ爲罪福六度因滿四智果圓

神龜五年歲次戊辰九月廿三日書生散位大初位下張上福

（以下初校、再校、裝潢、檢校名略） 用長麻紙伍張

3 （僧賢證瑜伽師地論願文）

天平二年歲次庚午二月十日飛鳥寺僧賢證爲下七世父母六親眷屬及廣無邊無際之與ニ一切有情ニ共成中佛道上貢ニ敬瑜伽論七卷ニ蓋如下一豪當ニ於理ニ者上仰願現在之身停ニ於千秋之林ニ心神凝ニ於万春園ニ而六度輕舫說ニ於三會之津ニ四無量梶貫而八弟人覺爲ニ左右梶取ニ八正道分爲ニ水手ニ而法音輪大妙相二桂菩薩船主分段生死之海度而願與ニ群生ニ共速登ニ無上覺也

（註） 彌勒菩薩出世說法の三會を以て彼岸とす

4 （石川卿彌勒成佛經願文）

維天平二年歲次庚午八月癸未朔辛卯奉ニ爲從三位行左大辨石川鄉ニ敬ニ寫彌勒經一十部ニ當願必得下往ニ生覩史多天ニ奉ニ事慈氏ニ聽ニ聞正法ニ登ニ臨覺路ニ遂契中菩提上 （梵字四字）

（註） 梵字は後人の加筆

5 （倉橋部造麿願文）

彈正臺少疏從八位勳十二等片縣連僧麿以二神龜五年歲次戊辰九月廿六日己未一逝沓屬撫儻闕定省
卷緩妻拏擗踊地極天倫情深二重報一乃爲二慈父祖一圖二寫藥師彌勒菩薩合一鋪七軀注法華經七卷疏十卷音訓
二卷淨飯王經一卷摩訶摩耶經一卷佛頂經一卷用盡二酸割之誠一焉

天平三年八月朔丁丑八日甲申寫竟

竊以法海頤遼不レ設二船檝一奚以度二彼岸一峻險不レ攀扶梯豈敢登哉、　是以後胤臺史生倉橋部造麿秋豪發願爲恩師姉寶咩並老母齊帕一天平三年乙未五月朔戊申廿三日庚午住二於埃宅一敬造奉行仰羨因二茲小端功德一剪下從二無始一積罪上明鏡流輝幽冥微妙哀愍攝受

6

（聖武天皇勅願經）

朕以二萬機之暇一披二覽典籍一全レ身延レ命安レ民存レ業者經史之中釋教最上由レ是仰憑二三寶一歸二依一乘一敬寫二一切經一卷軸已訖讀レ之者以二至誠心一上爲二國家一下及二生類一乞二索百年一祈二禱萬福一聞レ之者無量劫間不レ墮二惡趣一遠二離此網一俱登二彼岸一

天平六年歲在甲戌始寫

寫經司治部卿從四位上　門　部　主

7

（石川年足彌勒經願文）

維天平十年歲次戊寅六月戊戌朔廿九日丙寅出雲守從五位下勳十二等石川朝臣年足稽首和南十方

諸佛

蓋聞法門興㆑聖、表㆓無量㆒以凝㆑尊、眞相開㆑靈隨㆑緣而應㆑物、故得㆓五根宣化㆒遙變㆓響於和音㆒十念成㆑切、遠登㆓神於補處㆒、年足慈顏永隔、空懷罔極之哀、諱曰俄臨、方積㆓終身之感㆒庶憑㆓功於妙力、希樹㆓果於良因㆒、謹以茲辰敬㆓造彌勒菩薩像一鋪㆒、寫㆓彌勒經十部㆒、蓮臺寶相、含㆓璧月㆒而披㆑光、貝篆靈文、貫㆓珠星㆒而流㆑影、伏願契道能仁、昇遊㆓正覺菩提枝下㆒聞㆓妙法之圓音㆒兜率天中得㆓上眞之勝業㆒通該有㆑頂普被㆓無邊㆒並泛㆓慈航㆒同離㆓愛網㆒

8 （石川年足大般若經願文）

維天平十一年歲次己卯七年辛卯朔十日庚子佛弟子出雲國守從五位下勳十二等石川朝臣年足稽首和南一切諸佛諸大菩薩並賢聖等託想玄津庶福於安樂歸心實際異果於菩提敬寫大般若經一部置淨土寺永爲寸寶以此功德慶善日新命緒將劫石俱延壽算與恒沙共遠又願內外眷屬七代父母無邊境有形含識並乘般若之舟成登正覺之路

9 （藤原夫人願經）一切經

維天平十二年歲次庚辰三月十五日正三位藤原夫人

奉㆓爲 亡考贈左大臣府君及見在 內親郡主㆒發願敬㆓寫一切經律論各一部㆒莊嚴已訖設㆑齋讃藉㆓此勝緣㆒伏惟 尊府君道濟㆓迷途㆒神遊㆓淨國㆒見在 郡主心神朗慧福祚無窮伏願 聖朝万壽、

國土淸平、百辟盡忠非人安樂及檀主藤原夫人常遇二善緣一必成二勝果一俱出二塵勞一同登二彼岸一

10 （玄昉發願經）千手千眼陀羅尼經

天平十三年七月十五日僧玄昉發願敬寫千手千眼經一千卷一籍二此勝因一伏願　皇帝陛下太上天皇皇后殿下與二日月一齊二其明一共二乾坤一合二其德一聖壽恒永景福無疆　皇太子殿下及諸親王等、文武百官、天下兆民、咸資二化誘一各盡二忠孝一又願淪二廻於地獄熱煩苦餓鬼飢饑苦畜生逼迫苦等衆生一早得二出離一同受二安寧一遂令二聖法之盛一與二天地而永流、擁護之恩被二幽明一而恒滿、上臻二有頂一傍及二無邊一俱發二菩提心一頓悟二無生理一

11 （善意發願大般若經願文）

奉爲大師故僧正大和尙、敬寫大般若一部六百卷、意者夫四時改變、八節推移、俄頃須臾、一周已度具俗禮有限、不敢固違、每想二提奬之數一則頃絕無期、念二慈育之言一則更何恃怙、今縱粉身碎骨以讎恩德、無過罄用私財、依憑般若、故今繕寫、奉翊幽靈、因此勝因、果成二妙果一

天平十九年歲次丁亥十一月癸酉朔八月庚辰

大唐弟子僧善意記

12 （藥師寺僧願俊願文）

天平廿年歲次戊子六月廿三日　藥師寺僧

願從緣庶二冬等一將レ戴二晩恩一仍敬寫二經一百卷一所爲既訖、敢以存レ敬伏願四恩遠絶、孕生長投、
安養正證二妙果一永遊二寶樹一復願黔首無レ偏共離二塵苦一動侶不レ廢汎令レ道レ濟

13 （六人部東人一切經）知識經

原夫一乘發轂馳二鹿苑之微言一六宗分鑣振二龍宮之秘册一由レ是摩騰入レ漢導二其源一羅什遊レ晉研二其
奥一自レ兹以降歸仰寔繁可レ謂二覺迷之逸軌一軌溺之慧筏者也弟子國醫師從八位上六人部東人幸逢二
聖代一預忝二微官一寸祿之餘弗及二尊親一是以發二弘擔願一奉二爲四恩一率二知識等一敬二寫一切經律論一焉
伏願藉二斯至善莊嚴一國家淳化出二於三五之先一聖壽超二於万億之外一次願背世尊靈並怡神淨域享福
香臺未願合門眷屬及知識等龍天衛護万善慶集廣曁二含識一同霑二此願一倶出二九居一早成二佛果

天平勝寶七歲歲次乙未七月廿三日

用紙參拾玖張
寫左京捌貳坊三尾淨麿
一校丹生郡秦嶋主
二校國大寺僧聞光
裝潢匠左京八條四坊直代東人

14 （僧光覺等一切經）知識經

右奉爲皇帝后

維天平寶字歲次壬寅二月一日

願主僧光覺

僧道眞　僧況戒

僧願成　僧命花

僧德勝

沙彌壽益　沙彌降成

優婆夷文善　沙彌壽貢

優婆夷法賢　優婆夷文明

長尾忌寸國勝　檜前村主家刀自

平群朝臣虫名古　狛虫名古

後布主公人　資村庶足

優婆塞烏養　姓布王虫名

15 （行信發願經）

若夫法海淵曠、譬二彼滄波一慧日高明等斯靈曜、受持頂戴、福利無邊、讀誦書寫、勝業難レ測、

是以大法師諱行信平生之日、至心發願、敬二寫法華一乘之宗、金皷滅罪之文、般若眞空之敎、瑜伽五分之法、合貳阡漆百卷經論一奉レ翊二聖朝一退報二四恩一兼救二群品一假體如二浮雲一草命似二電光一未レ畢二其事一含レ王從レ化、弟子孝仁等不レ勝風樹之傷一敬辨二先願一仰願桂畏聖朝金輪之化興二乾坤一無レ動長遠之壽爭二劫石一彌遠退願篤豪二四恩一枕二涅槃之山一坐二菩提之樹一位成二灌頂力一奮降魔廣及法界六道有識離レ苦得レ樂齊登二覺道一

神護景雲元年九月五日　敬奉寫竟

16

（稱德天皇勅願經）

維神護景雲二年歲在戊申五月十三日景申弟子謹奉二爲先聖一敬寫二一切經一部一工夫之莊嚴畢矣法師之轉讀盡焉伏願橋山之鳳輅向二蓮場一而鳴レ鑾汾水之龍駿泛二香海一而留レ影遂披二不測之了義一永證二彌高之法身一遠暨二存亡一傍周二動植一同二茲景福一共沐二禪流一或變二桑田一敢作レ頌曰

非レ有二能仁一誰明二正法一惟朕仰止給修二慧業一權門利廣兮拔苦知力用妙兮登レ岸敢對二不居之歲月一式垂二因極之頌翰一

□（註一）荒井田牛養解　申勘出進事

落十一字　誤十二字

雜一帙家志果經誤一亥原般泥洹經誤一亥原正法念字經一帙誤一摩訶般若鈔二卷落二久米一卷落一久米同帙波羅蜜經五卷落一久米正法念字經七帙六卷誤一落一久米四卷誤一落一久米三卷誤一落一久米注般洹槃二帙七卷誤一原花嚴經三帙九卷誤一秦花嚴經六帙十卷落一子部注維詰經帙五一二三四卷七九卷落四誤三

天平十九年七月六日

（註二）天平十六年七月廿二日寫疏所符

取書生書誤料與正人法

每一字墮　取錢一文（書生科錢）

每一行墮　取錢廿文

每五字誤　取錢一文（校生科錢）

右、非公事外、懈怠不正、折與如上、但時正日、主當幷校人共勘經所誤字員、共爲連署申送、宜承知茲旨、後恒爲例之、

（註三）應奉寫法花經一部　可用料錢幷食米等事

合錢二貫六百十七文

紙百八十張　正用百六十張 表紙空破等分二十張　直錢五百四十文　張別三文

筆二箇　直錢一百文　箇別五十文　受山下老、釆女國嶋

墨一廷　直錢五十文　黃蘗一連

橡二升　直錢四文

布施錢一貫九百八十文　一貫六百文經師料　百八十文裝潢料

食米六斗二升五合

五斗經師廿人料　人別二升五合

七升五合　裝潢三人料　同

五升　校生二人料　人別二升五合

酢二人　一合

鹽別人　五合

未醬各別一合

海藻雜菜等

天平十九年五月七日　行了

河內先生所願經

（註四）神龜四年寫經料紙帳　同五年

大般若分麻紙五千三百八十張

法花經料麻紙百六十張

廣方料　上野紙仁十張

論表紙　廿張直紙

紙屋紙百張
觀音經分標紙六十張
理趣般若分　穀紙五百六十張
○天平九年寫經勘紙解
唐長麻紙一百張　法華經八卷
白短麻紙二百張　最勝王經十卷
胡桃紙四百四十張　雜經十卷
竹幕紙三分切寫　隨求卽得陀羅尼

（註五）寫疏所解　申請布施事
奉寫法花經十部　八十卷 依去十一月十四日市原王宣所奉寫
用紙一千八百五十張　借用疏所黃紙
校紙三千七百張　二度
裝潢紙一千八百九十張　之內四十張表紙
題書八十卷
應給錢十一貫一百七十五文
九貫二百五十文　經師料　以五文充紙一張

七百四十文　　校生料　以一文充紙五張
九百四十五文　装潢料　以一文充紙二張
二百四十文　　題師料　以三文充一卷

經師廿人

達沙牛甘、漢淨万呂、山邊千足、建部廣足、田上嶋成、高市老人、志貴咋万呂、既母武万呂、五廣万呂、錦部公万呂、羽栗國足、山下咋万呂、既母白万呂、薏原人万呂、馬道足、忍海新次、丈部子虫、坂上武万呂、采女國嶋、大鳥高人、錦部大君、鬼室小東人、万昆多智、余乙虫

校生二人

原白万呂、荒田井鳥甘

装潢一人　秦　秋庭

題師一人　忍海廣次

以前、從去十一月十五日至十二月廿九日、奉寫經并布施物等所請如件

天平十八年十二月廿九日　志斐万呂

(註六)　寫疏所解　申請布施事

合奉寫疏六十一卷

用紙三千六百廿五張

校紙七千二百五十張　二校者
裝潢紙二千二百廿張　一
題書八十九卷
應給布施錢廿八貫二百二文
廿五貫三百七十五文　疏師料　以七文充一紙
一貫四百五十文　校生料　以一文充五紙
一貫一百一十文　裝潢料　以一文　二紙
二百六十七文　題師料　以三文充一卷
疏師十三人
民長万呂、穗積三立、大友廣國、阿刀第人、茨田兄万呂、大友蓑万呂、倭人足、秦家主、秦在磯、評宅足、
爪工家万呂、余馬甘、子部多夜須
校生四人
丸部村公、村山首万呂、刑部金綱、志斐万呂
裝潢一人　玉屋公万呂
題師一人　忍海廣次
以前、從今年七月一日至潤九月卅日奉寫疏幷布施等

天平十八年十月一日　志斐万呂

（註七）　寫金字經所解　申請經師等布施事

合奉寫金字最勝王經一百七十九卷（紫紙）

用紙三千廿九張　＼

校紙五千七百六十張　校二度

瑩紙二千八百八十張

裝潢紙二千八百八十張

題經七百十卷

應賜布施錢四十二貫八百五十二文

廿八貫八百文　經師料　以十文充一張

一貫一百五十二文　校生料　以一文　一張

五貫七百六十文　瑩生料　以二文充一張

二貫八百八十文　裝潢料　張別充一文

四貫二百六十文　題師料

經師十八人

忍海新次、達沙牛甘、山邊諸公、忍海廣次、漢淨万呂、大鳥祖足、馬道足、錦部公万呂、山邊千足、建部廣

足、志紀咋万呂、茨田久治万呂、古乎万呂、山背野中、宍人御田万呂、丸部嶋守、高市老人、既母辛建万呂

校生瑩生十二人

志斐万呂、阿刀酒主、°下道主、村山首万呂（校瑩）、刑部金綱（同上）、°石村熊鷹、°粟田船守、大伴蓑万呂、秦家主、秦在磯、穗積三立、°荒田井牛甘（校瑩）

装潢二人

治田石万呂、伊福部厚万呂、能登忍人　造紫紙

題師三人

三嶋宗万呂、田邊檀實、檜前家万呂、山邊諸公

以前、國分最勝王經料布施如前、以解

天平十八年十月十七日　阿刀酒主

（註八）寫一切經所解　申請布施事

奉寫花嚴經十八卷

用紙一千九百六十張

合應布五十九端三丈九尺二寸

經　師

達沙牛甘、漢凊麻呂、山邊千足、阿閉廣人、志紀咋万呂、大鳥高人、大鳥祖足、高市老人、錦部公麿、錦部

大名、古乎麻呂、角惠麻呂、鬼室石次、秦姓乙安、余乙虫、既母辛武万呂、史戸大立、陽胡乙益、坂上武万呂、爪工家麻呂

校　生

下道主、石村熊鷹

装潢師

玉祖公麻呂

返上六十枚 表紙四十枚　正用一千九百六十枚

題　師　忍海廣次

以前、為良辨大徳奉寫經、并應賜布施題注申送如前、以解

天平十八年十月一日　阿刀酒主、伊福部男依、志斐麻呂

（註九）　寫經所解、申請理趣經布施事

用紙一千八百九十張

應賜布施五十五端

卅五端經師料　以一端充四十張

三端二丈五尺二寸　校生料

四端三丈一尺　装潢料　以一端充四百張

一端二丈八尺　　題料　以七寸充一巻

經　師

呉原生人、阿曇廣万呂、馬道足、神門諸上、史戸足人、忍坂成万呂、黄公万呂、陽胡乙益、坂上建万呂、難万君、鬼室石次、錦部豐成、薏原人万呂、岡屋石足、史戸大立、鬼室小東人、犬甘廣足、犬部小虫、爪工家万呂、万昆多智、既母辛白万呂、錦部大名、山部花、楊廣足、山下咋万呂

題　師　忍海廣次

装　潢　能登忍人

校　生

大原安人、◦荒田井鳥甘、粟田船守

以前、依少進紀朝臣文主九月六日宣奉寫理趣經之料布施顯注所請如前謹解

天平十八年十月十二日　阿刀酒主、伊福部、志斐麻呂

（註十）寫後經所解　申請布施事

合奉寫經　合二百五十四巻

用紙六千九百七十六張　二千一百九十九注 四千八百五十七

装潢紙六千八百張

校紙四千張

惣應給絁一百六匹三丈

絁九十六匹　經師料（注以絁一匹充紙六十張　麁以絁一匹充紙八十張）

絁八疋三丈　裝潢料（麁絁一匹充紙八百張）

絁二疋　　校生料（以絁一匹充紙二千張）

經師廿九

呉原生人、達沙牛甘、山邊諸公、忍海新次、忍海廣次、大鳥高人、阿曇廣万呂、史戸足人、古能善、山部花角惠万呂、柞井馬甘、忍坂成万呂、馬道足、古乎万呂、高市老人、丈部子虫、阿閇廣人、錦部公万呂、錦部大名、巳智在石、薏原人万呂、岡屋石足、万昆多智、史戸木屋万呂、王廣万呂、既母武万呂、既母辛白万呂

裝潢四人

秦秋庭、六人部身万呂、玉祖公万呂、伊福部厚万呂

校　生

荒井田牛甘、原白万呂

以前起天平十八年潤九月卅日盡十二月廿日、奉寫經幷經師裝潢校生等給物具注顯請如件以謹解

天平十八年十二月　伊福部男依

（註十一）寫書所解

寫書所解　申十月食口事

合單參佰柒拾柒人

書生壹伯捌拾人

卌四人寫間花嚴經　二人寫題無邊經
十五人寫四部經　四十一人寫花嚴經
卌一人寫常疏　四人供奉禮佛
三人遣使　十六人寫公文
廿七人寫注經　一人題間華嚴經
一人畫百部最勝玉經籤　五人寫七部經

裝潢參拾捌人

九人造間花嚴經紙　五人造四部經紙
五人造七部經紙　六人造花嚴經紙
二人造寶星陁羅尼經紙　三人造注經紙
一人供奉禮佛　七人造公文紙

校生伍拾人

十三人校間花嚴經　十五人校花嚴經
二人校四部經　四人校常疏

一人供奉禮佛　　四人參內裏
一人瓷間花經軸　　一人寫公文
九人遣使
案主參拾人
舎人七拾壹人
十五人遣使　　七人校疏
三人參內裏　　三人供奉禮佛
三人寫公文　　四十人雜使
塞捌人 畫師等
以前起去九月廿一日盡十月卅日食口以前
天平勝寶五年十月卅日上村主馬甘　呉原伊美吉

八　結　語

以上は奈良朝の文化を寫經といふ一淨業の面より、その遺物を通じて觀察しようと試みたのであるが、史料の多き爲め取捨の當を得ざるものあり、從つて部分的解說にとらはれ、遂に初期の

目的の半途をも果し得なかつた。然しこの小稿が多少でも先說の傍證となり、更に一步を進め得たところがありとせば望外の幸である。

おもふに隋唐の佛教が移植されて、花を咲かせ實を結んだ奈良の地の古文化は、天平經なくして語り得ないと共に正倉院文書なくして何を想像し得やう。この兩者は左に相聯關してゐるので、奈良朝佛教の根本資料として向後の研究に俟つものが多いのである。

附錄とした釋敎目錄は卷十九の斷卷ではあるが、最近管見に觸れたものであつて、天平時代の書寫の內容を知る上に於いて必要なものであるから、煩雜を厭はず全文を掲げて參考にした。

附錄（天平書寫開元釋教錄內容）

開元釋教錄第十九（首欠）

菩薩內羽六波羅蜜經一卷　或云內六波羅蜜經安公云出方等部　三紙

菩薩投身餓虎起塔因經一卷　僧祐錄云以身施餓虎經　十二紙

金剛三昧本性淸淨不壞滅經一卷　亦名金剛淸淨經　九紙

師子月佛本生緣經一卷　八紙

長者法志妻經一卷　四紙

薩羅國經一卷　或云薩羅國王經　四紙

十吉祥經一卷　二紙

長者女菴提遮師子吼了義經一卷　七紙

一切智光明仙人慈心因緣不食肉經一卷　五紙

金剛三昧經一卷　或二卷　廿七紙

法滅盡經一卷　三紙

甚深大廻向經一卷　五紙

天王太子辟羅經一卷　亦云大子辟羅經或無天王字　二紙

優婆夷淨行法門經二卷　亦直云淨行經或無經字　卅五紙

八大人覺經一卷　二紙

三品弟子經一卷　亦云弟子學有三輩經　三紙

四輩經一卷　或云四輩弟子經或云四輩學經　三紙

當來變經一卷　或云當來變識經　三紙

過去佛分衞經一卷　或云過世　二紙

十二頭陁經一卷　一名沙門頭陁經　六紙

樹提伽經一卷　三紙

長壽王經一卷　七紙

法常住經一卷　二紙

慈仁問八十種好經一卷　或直云八十種好經開元錄云單譯闕本　二紙

上二十三經二十五卷同帙　雜第七十帙

大乘律廿五部　五十六卷

菩薩地持經十卷　或無經字亦云論亦云菩薩或經又名菩薩地經或八卷一帙　百七十七紙

菩薩善戒經九卷　一名菩薩地經或十卷　百八十紙

淨業鄣經一卷　十六紙

上二十卷同帙　雜第一帙

優婆塞戒經十卷　或五卷或六卷或十卷是在家菩薩戒　百五十七紙

梵網經二卷　四十一紙

受十善戒經一卷　十七紙

上三經十三卷同帙　雜第二帙

菩薩瓔珞本業經二卷　或直云瓔珞本業經　四十五紙

佛藏經四卷　一名選擇諸法經或三卷或二卷　七十三紙

菩薩戒本一卷　二十紙

菩薩戒本一卷　十一紙

菩薩戒羯磨文一卷　七紙

菩薩善戒經一卷　優婆離問菩薩受戒經　十六紙

上六經十卷同帙　雜第三帙

菩薩內戒經一卷　十八紙

優婆塞五戒威儀經一卷　或無威儀字　十七紙

文殊師利淨律經一卷　或直名淨律經　十四紙

清淨毗尼方廣經一卷　十九紙

寂調音所問經一卷　一名如來所說淸淨調伏經　十九紙

大乘三聚懺悔經一卷　十三紙

菩薩五法懺悔文一卷　亦名菩薩五法懺悔經　二紙

菩薩藏經一卷　十一紙

三曼陀颰陀羅菩薩經一卷　八紙

菩薩受齋經一卷　三紙

文殊悔過經一卷　一名文殊五體悔過經　廿二紙

舍利弗悔過經一卷　亦名悔過經　五紙

法律三昧經一卷　亦名法律經　八紙

十善業道經一卷　六紙

上十四經十四卷同帙　雜第四帙

大乘論九十七部五百一十八卷 見九十一部五百七卷　五十帙　廿一部百五十五卷釋經論 七十六部三百六十三卷集義論

大智度論一百卷　或云大智度經論亦云摩訶般若論或一百一十卷或七十卷　二千百六十二紙

十地經論十二卷　或十五卷一帙　二百五十四紙

彌勒菩薩所問經論五卷　或六卷寫或七卷或十卷　一百三十一紙

大乘寶積經論四卷　八十八紙

寶髻菩薩四法經論一卷　題云寶髻經四法優波提舍　十二紙

上三論十卷　同帙見十一卷　雜第一帙

佛地經論七卷　一百二十二紙

金剛般若論二卷　無着菩薩造　卌五紙

能斷金剛般若波羅蜜　多經論亦云能斷金剛論頌一卷　四紙

上三論十卷　同帙　雜第二帙

金剛般若波羅蜜經論三卷　天親菩薩造　五十一紙

能斷金剛般若波羅蜜多經論釋三卷　亦云能斷金剛論释　卌五紙

金剛般若波羅蜜經破取着不壞假名論二卷　亦名功德施論　卌五紙

文殊師利菩薩問菩提經論二卷　亦名文殊問菩提經論一名伽耶山頂經論

妙法蓮華經論一卷　題云妙法蓮華經優婆提舍　廿六紙

上五論十一卷　同帙　雜第三帙

法花經論二卷　初有歸敬頌者是或一卷題亦云妙法蓮華經優婆提舍

勝思惟梵天所問經論四卷　或三卷寫　六十紙

涅槃論一卷　或云大般涅槃經論　一十一紙

涅槃經本有今無偈論一卷　亦直云本有今無論　六紙
遺教經論一卷　廿七紙
無量壽經論一卷　題云無量壽經優婆提舍願生偈　八紙
三具足經論一卷　題云三具足經優婆提舍　一十八紙
轉法輪經論一卷　題云轉法輪經優波提舍　一十紙
　上八論十二卷　同帙見九卷欠二卷　雜第四帙
瑜伽師地論一百卷　十帙　一千九百二十六紙
顯揚聖教論二十卷　二帙　三百四十紙
瑜伽師地論釋一卷　二十紙
顯揚聖教論頌一卷　一十四紙
王法正理論一卷　二十紙
大乘阿毗達磨集論七卷　一百十紙
　上四論十卷　同帙　雜第五帙
大乘阿毗達磨雜集論十六卷　二百六十四紙
中論四卷　亦云中觀論或八卷　一百二紙
　上二論廿卷二帙　一帙一卷達磨雜集帙十卷雜　雜第六帙般

般若燈論釋十五卷　二百六十八紙

十二門論一卷　廿五紙

十八空論一卷　廿一紙

百論二卷　四十四紙

廣百論本一卷　九紙

大乘廣百論釋論十卷　一帙　二百四紙

上五論廿卷二帙（一帙十卷燈論　一帙十卷雜）　雜第七帙

十住波沙論十四卷　或無論字或十二卷或十五卷　二百九十八紙

菩提資粮論六卷　七十四紙

上二論廿卷二帙（一帙十卷波沙論　雜）　雜第八帙

大乘莊嚴經論十三卷　或十五卷一帙　二百廿二紙

大乘莊嚴論經十五卷　或無經字或十卷寫羅什師　二百十一紙

順中論二卷　題云順中論義入大般若波羅蜜經初品法門　卌四紙

攝大乘論三卷　眞諦三藏譯　卌四紙

上三論二十卷二帙（一帙十卷莊嚴經　一帙五卷雜）　雜第九帙

攝大乘論二卷　佛陀扇多譯阿僧伽作　四十六紙

攝大乘論本三卷　三藏玄英無着菩薩造　六十二紙

同　論釋十五卷　世親釋直諦譯或十二卷亦云釋論　三百五十一紙

上三論二十卷二帙　一帙十卷直諦譯 一帙十卷雜　雜第十帙

攝大乘論釋論十卷　世親釋及多釋一帙　一百七十八紙

同　釋一十卷　玄奘譯一帙　一百八十四紙

同　釋一十卷　無着譯玄奘譯一帙　二百廿四紙

佛快論四卷　或三卷題云一乘佛帙權實論　八十五紙

決定藏論三卷　五十四紙

辨中邊論頌一卷

中邊分別論二卷　或三十卷　四十紙

上四論十卷　同帙 見九卷欠一卷　雜第十一帙

辨中邊論三卷　四十三紙

究竟一乘室性論四卷　亦云寶性分別七乘増上論　八十九紙

業成就論一卷　一十三紙

大乘成業論一卷　一十八紙

因明正理門論一卷　三藏玄奘譯　一十五紙

上五論一十卷同帙　雜第十二帙

因明正理門論一卷　三藏義淨譯

因明入正理論一卷　六紙

顯識論一卷　題云顯識品從無相論　十九紙

轉識論一卷　三紙

唯識論一卷　一名破色心初云唯識無境界或云唯識無境界論　廿一紙

唯識論一卷　初云修道不共他　一十紙

唯識二十論一卷　一十紙

成唯識寶生論五卷　一名二十唯識順釋論　六十七紙

唯識三十論一卷

上九論十三卷　同帙見十一卷欠二卷　雜第十三帙

成唯識論十卷　一帙　一百八十一紙

大丈夫論二卷　卅六紙

入大乘論二卷　四十二紙

大乘掌珍論二卷　三十紙

大乘五蘊論一卷　世親造玄奘譯　八紙

大乘廣五蘊論一卷　與前論異本或無廣學安慧造日照譯　一十四紙
寶行王正論一卷　二十紙
大乘起信論一卷　直諦三藏譯始無大乘字馬鳴菩薩造　廿四紙
　上七論十卷　同帙　雜第十四帙
大乘起信論二卷　實叉難陁譯　廿五紙
發菩提心論二卷　或云發菩提心經亦云經論　廿八紙
三無性論二卷　題云三無性論品出無相論或一卷　卅七紙
方便心論一卷　或二卷凡四品　一十七紙
如實論一卷　題云如實論反質難品　廿四紙
無相思塵論一卷　或直云思塵論　三紙
觀所緣緣論一卷　三紙
觀所緣論釋一卷
　上八論十一卷　同帙見十卷欠一卷　雜第十五帙
廻諍論一卷　廿六紙
緣生論一卷　廿二紙
十二因緣論一卷　四紙

壹輸盧迦論一卷　或壹書　四紙

大乘百法明門論一卷　題云大乘百法明門論本事分中略　數　二紙

百字論一卷　九紙

解捲論一卷　三紙

掌中論一卷　三紙

取因假設論一卷　九紙

觀惣相論頌一卷　一紙

止觀門論頌一卷　四紙

手杖論一卷　七紙

六門教授習定論一卷　十紙

大乘法界無差別論一卷　七紙

破外道小乘四宗論一卷　六紙

破外道小乘涅槃論一卷　六紙

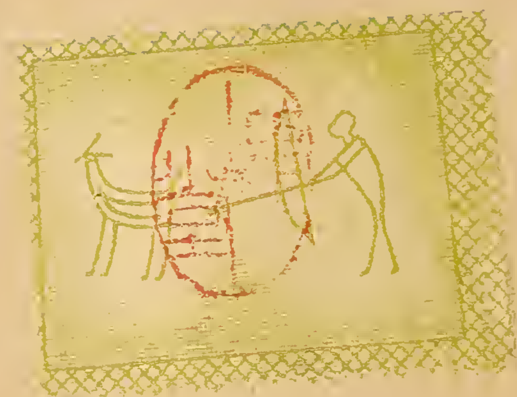
上十六論十六卷　同帙　雜第十六帙

都計大乘經律論見入藏者惣六百三十八部

合二千七百四十五卷二百五十八帙

與前廣錄部數不同者前廣錄中以大寶積經諸部合成分爲四十九部上錄此合爲一部故欠四十八不同

開元釋教錄卷第十九　入藏錄卷五



昭和二十二年二月十五日印刷
昭和二十二年二月二十日發行

—古文化叢刊—31—

寧樂寫經

定價 貳拾五圓

大阪市阿倍野區萬代町一ノ一六
著作者 田中塊堂

京都市中京區三條通烏丸東入
發行者 柳原喜兵衛

京都市中京區三條通堺町角
印刷者 日本寫眞印刷株式會社
代表者 鈴木直樹

配給元 日本出版配給株式會社

發行所 大八洲出版株式會社
京都市中京區三條通烏丸東入
振替京都二五五九四
會員番號A一一一五〇一〇

古文化叢刊

△は既刊
○は組版中

1	古代文化論	京大教授文學博士	原随園
2	考古學發達史	京大教授文學博士	梅原末治
3	史前藝術	史前學研究所長	大山柏
4	△古代日本人の食生活	早稲田大學囑託	直良信夫
5	△地理と古代文化	立命館教授京大囑託	藤岡謙二郎
6	古代人の地理的世界	立命館教授京大講師	織田武雄
7	東洋考古學	東方文化京都研究所員	水野清一
8	東洋畫の課題	東方文化京都研究所員	長廣敏雄
9	唐宋の畫論	前大阪市立美術館鑑査員	小林太市郎
10	日鮮の古代文化	前朝鮮總督府博物館囑託	榧本龜生
11	△日本朝鮮比較建築史	京大建築學教室助手	杉山信三
12	△古代エジプト文化	奈良女高師教授	岡島誠太郎
13	△史蹟の希臘	關西大學教授京大講師	村田數之亮
14	古墳と古代文化	京大考古學教室助手	小林行雄
15	△埴輪	奈良縣囑託	末永雅雄
16	古瓦	前朝鮮總督府博物館囑託	藤澤一夫
17	石塔婆	史迹美術同攷會主幹	川勝政太郎
18	○梵鐘と古文化	前東京考古學會主幹	坪井良平
19	上代寺院史論考	文部省技師工學博士	福山敏男
20	古京遺文注釋上	史迹美術同攷會委員	藪田嘉一郎
21	藤原京と平城京	大和國史會理事長	田村吉永
22	庶民生活と染色	染色研究家	上村六郎

23 日本の民家　彦根高工教授 工學博士　藤原義一

24 △古代日本語　京大國語 國文研究室　濱田敦

25 古代音樂史　京大大學院　大築邦雄

26 △日本演劇の環境　京都市史 編纂員　林屋辰三郎

27 △枯山水　京都林泉 協會々長　重森三玲

28 飛鳥彫刻　帝室博物館 鑑査官　野間清六

29 上代の建築　法隆寺修理 事務所技師　淺野清

30 上代の佛畫　奈良帝室博 物館鑑査員　龜田孜

31 △寧樂寫經　書道研究家　田中塊堂

32 ○密教美術　高野山大學 教授　佐和隆研

33 藤原文化と彫刻　史迹美術 同攷會委員　米山德馬

34 日本の肖像畫　寶雲 主幹　森暢

---

35 桃山時代の繪畫　恩賜京都 博物館々長　土居次義

36 中國の先史文化　八高教授　澄田正一

37 古代の條理　京大地理學 教室助手　吉田敬市

（以下續刊）